

第18回水源開発問題全国連絡会 総会資料



2011. 11. 22
長崎県川棚町

1、特別報告 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の 取材から見てきたこと	2
2、事務局からの報告	6
3、ダム検証の経過と問題点	18
4、ダム検証の実態報告	20
5、今後必要な治水対策とは	29
6、基本高水流量問題 利根川を例にとって	34
7、必要性が失われた新規ダムー利水面から	40
8、不特定利水（流水の正常な機能維持）と暫定水利権の問題	44
9、ダムの費用便益比計算の虚構	47
10、直轄ダム・水機構・補助ダムの予算等資料	51
11、ダム廃止に伴う地域振興法案	55
12、米最大のダム撤去計画、荒瀬ダム撤去計画	58
13、各地からの報告	
路木ダム	62
立野ダム	64
平瀬ダム	66
新内海ダム	67
木曾川水系（主として長良川）	71
設楽ダム	74
太田川ダム	77
八ッ場ダム	79
成瀬ダム	85
最上小国川ダム	88

特別報告
「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の取材から見てきたこと



2011年10月22日 水源開発問題全国連絡会総会
 まさのあつこ(ジャーナリスト)



大臣諮問機関
 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」
 ・非公開
 ・ダム推進河川工学者
 非河川工学者

2009年12月3日 ~

大臣が地整局と水資源機構に「ダム事業の検証に係る検討」指示 / 知事に「ダム事業について検証に係る検討」を要請
 河川局長が「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」通知
 2010年9月28日

「中間取りまとめ」
 発表
 2010年9月27日

83ダム見直しへ

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 その1
 供給計画(ダム)ありきの水需要増大(例:福岡県五ヶ山ダム)

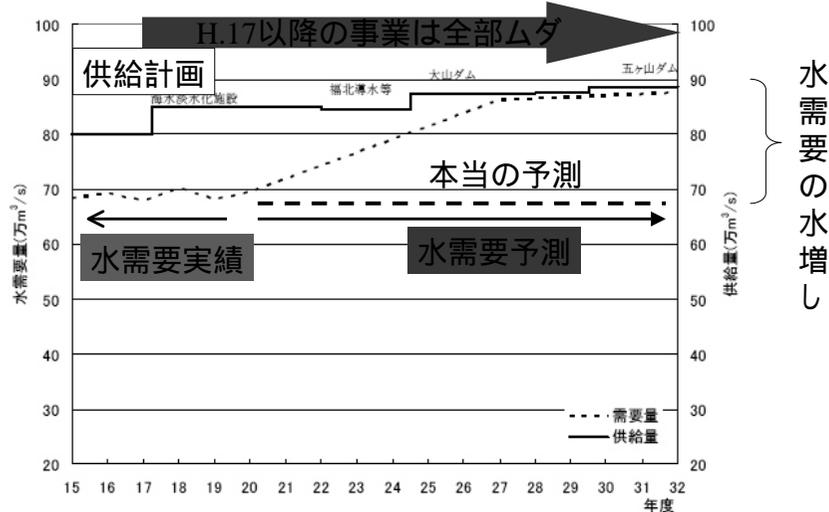


図 2.27 福岡都市圏の水需要と供給計画

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 その1(資料)
 供給計画(ダム)ありきの水需要増大(例:福岡県五ヶ山ダム)

鈴木雅一東大教授指摘 (第13回議事録より)
 「この資料の水道水への利用実績というのがあって.....、251ページでございます。資料1の251に、図2.27「福岡都市圏の水需要と供給計画」というのがあります。これがこの点検を行う1つだと思うんですが、まずこの図でいうと、上に太い実線で、これだけ供給する予定だという線があって、点線で、これだけ水が必要だという線があります。これを見ると、まず、実線のほうがいつも上回っております。それから、当該五ヶ山ダムというのは、平成30年度以降に実線が1ミリくらいちょっと上がっているんですけども、この分がダムの新しく供給するものということのようです。そうだとすると、この1ミリくらいの上昇がなくても、需要の線よりも上にありますので、これは利水が要らないのではないというのがまず1つの見方です。」

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 その2
ありえない人口と給水量の増大！（例：福岡県五ヶ山ダム）

現計画(平成32年時点)				現況(平成21年3月現在)			
行政区域内人口	計画給水人口	計画給水量		行政区域内人口	給水人口	一日一人給水量	
		m ³ /日	ℓ/日/人			最大	平均
人	人	m ³ /日	ℓ/日/人	人	人	ℓ/日	ℓ/日
2,521,551	2,478,581	876,695	354	2,377,322	2,284,045	304	268

約6%増 (計画給水人口 vs 行政区域内人口)
 約9%増 (計画給水量 vs 現況給水量)
 16%増～32%増 (現況給水量 vs 現況行政区域内人口)

五ヶ山ダム事業検証に関する検討結果報告書(2-50、2-51)より

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 その3
有識者“会議”、“委員長”機能せず(例：福岡県五ヶ山ダム)

鈴木雅一東大教授指摘(第13回議事録より)

「平成20年から27年にかけて右上がりになっていきます。この人口減少の世の中でなぜ水需要が上がるかというのが疑問になりますが、これを読みますと、例えば左側のページに表があるんですが、福岡市は、このあたりは1日に268リットルしか使っていないけれども、ほかの大都市だともっと多くて、350リットルぐらい使うと。こういうふうにだんだん増えていって、右上がりなんだと。人口はそんなに変わらないけれども、この点線は右上がりなんだというご説明であります。私が思うのは、そうだとすれば、平成15年から現在の21年、22年までにかけて、1人当たりの利用量がほんとうに上がったのかどうかを検証して、確かに上がっているというトレンドがあれば、それでこの点線は了解できる。だけど、その兆候がないのであれば、ここが何で上がるのかわからないです。そうすると、これ、利水がほんとうに要るのか、だけれども、実際は、水が要るかどうかは事業者のご判断ということですから、私もどうも手が出ないようであります。ただ、ここが私はものすごく不思議なんです。おかしいと思います。」

【委員長】 どうも、ほかに。

【事務局】 先生(委員)、今の点に関して、数字のご説明をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

【委員長】 いいです。どうぞ。

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 その4
水道施設設計指針がおかしい(例：福岡県五ヶ山ダム)

(議事録続き)【委員長】 いいです。どうぞ。

【事務局】 (略)それから、委員(委員)のご指摘がございました、予測の数字の設定に関しましては、福岡県に当方からも確認をさせていただいてございます。この地区におきましては、昭和53年、平成6年に非常に大きな渇水等の影響があったということでございます。水道施設設計指針という指針がございまして、この指針に基づきまして、計画の給水人口とか、1日当たりの1人当たりの使用量等を時系列的に分析した結果、この数字が必要である、点線が必要であるということを確認させていただいています。

【委員長】 はい、どうぞ。先生(委員)、いいですか。

【鈴木教授】 結構です。

【委員長】 じゃ、いいですか。【鈴木教授】 はい。

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 その5

質問に答えない事務局。

鈴木教授以外誰も問題視せず、1人では突っ張り切れない。

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 その6 (会見での確認)
政務三役もおかしさを是正せず(例：福岡県五ヶ山ダム)

津川祥吾大臣政務官会見 2011年5月26日(木) 18:20 ~ 18:42

<http://www.mlit.go.jp/report/interview/t Sugawaseimukan110526.html>

問)福岡県は、一人当たりの使用水量を積み上げたのではなくて、給水する1日最大水量を人口で割ったと。今現在、一人1日304リットルなのが、将来354リットルに増加するのはおかしいと先日の有識者会議で指摘された。鉛筆なめを認めた。なぜ差し戻さないか？

答)差し戻しではなく、報告を頂いて、有識者会議でも検討を頂きました。その検討を頂いた中で、特に、利水の計画に、いい視点がなかったか？？？という点について、指摘を頂いたけれども、そのままの計画で出てきたけれども、これはどういう考え方かということで、有識者会議の委員の方から指摘を頂きまして、改めて福岡県に回答を求めて、回答をいただいたところでもあります。

その回答の中で、特に利水の問題につきましても、どのようなかたちで見積もったのかということについて回答をいただいております。

基本的にその考え方が、1つの計算のあり方として間違っていないということ、有識者会議の委員の先生方が認めていただいたところでありまして、最終的に答申通り継続すべきものとしてお答えいただいたところでもあります。

見えてきた茶番劇場の見直しの特徴 その6 (続き)
有識者も政務三役もおかしさを是正せず(例:福岡県五ヶ山ダム)

問)人口が減って節水技術も発達している中で、そのまま350リットルに増加しますよということは明らかにおかしいと思うのですが、昨年、政務官は、明らかにおかしいケースは政務三役が差し戻す箇所があるから大丈夫だと言っておられたと思うのですが、どうなのでしょう。

答)これについては、1つの考え方として妥当だろうと判断をしたところです。

問)人口が減っても、節水意欲が高まっても、増えるということでは妥当だという考え方ですか。

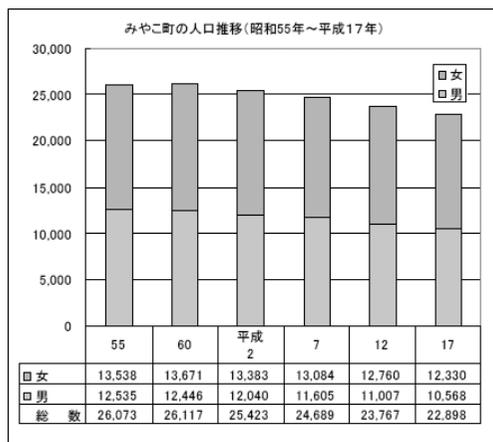
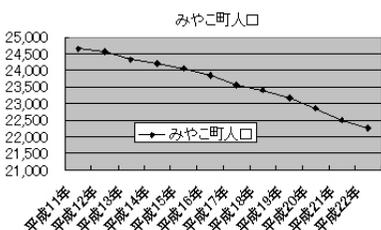
答)水道事業者側として、どのように水が必要だと考えるかという計算の仕方としていただいたものだと思います。

見えてきた茶番劇場の見直しの特徴 その7
国土交通省記者クラブでも問題視派は少数。
フリーランス「質問権」なし規則を破っても追及しきれない。

見えてきた茶番劇場の見直しの特徴 その9
官僚は平気でウソ誤魔化し!(例:福岡県伊良原ダム 第13回)

鈴木雅一東大教授「資料2の26に流域の人口の推移があります。気になるのは、平成17年以降はどうか」

事務局「国勢調査の数値が確定していないが、まだ速報値ではないんですけども、平成22年に行橋市の人口は17年よりさらに増えている。」



みやこ町公開データをブログで紹介

リンク切れに。消えた?

見えてきた茶番劇場の見直しの特徴 その8 (会見での確認)
正当な理由なく、有識者任せで公開しない姿勢

(問)ちなみに4月26日に有識者会議の完全公開を求めて、市民団体が申し入れをされたと思うのですが、その時に、これについては差し戻すということ津川政務官がおっしゃられたと聞いたのですが、なぜそうならなかったのか。有識者会議の完全公開、今マスコミは入れるようになっていますけれども、政務官に言っていただいたように公開しても何の問題もないと思うのですが、今後、完全公開をするということでしょうか。

(答)確か座長に相談をさせていただいていたところだと思いますが、今確認できませんので、公開しても良い部分については是非公開をしていただきたいと思います。

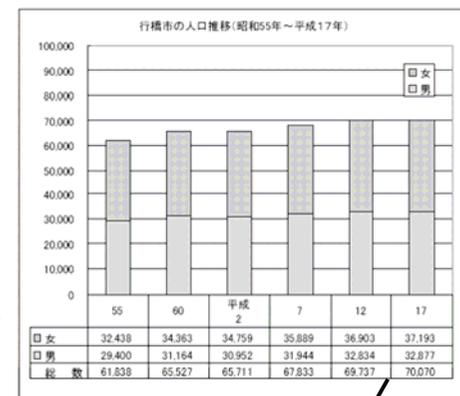
(問)公開ということについては、座長というよりも、諮問している側の責任であるかと思いますが。

(答)会議の運営については座長をお願いをしておりますし、公開のあり方については確か第1回目で議論をいただいて結論をいただいたものと伺っております。

見えてきた茶番劇場の見直しの特徴 その9
官僚は平気でウソ誤魔化し!(例:福岡県伊良原ダム 第13回)

行橋市の人口は17年より22年はさらに増えている?

提出データ 平成17年 70,070人
市データ 平成17年1月 72,024人
平成17年12月 71,977人
平成18年12月 71,960人
平成19年12月 71,924人
平成20年12月 71,998人
平成21年12月 71,960人
平成22年12月 72,374人



行橋市の人口は増えたのか?

出典
有識者会議提出データ
http://www.mlit.go.jp/river/shinngekai_blog/tisuinoarikata/dai13kai/dai13kai_siryou2-1.pdf
行橋市人口及び人口動態
<http://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/toukei/top.html>

	12	17
女	36,903	37,193
男	32,834	32,877
総数	69,737	70,070

拡大

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 その10
「流水の正常な機能の維持」目的でダムか？（例：北海道厚幌ダム）

鈴木雅一東大教授指摘（第17回議事録より）
「厚幌ダムで水道で要るのが1,630 m³/日なんですね。これ秒にすると毎秒18.8リットルなんで、m³にすると0.0188か何かになるんですね。そうすると、この厚真大橋流況というのの最小流量が、一番少なくとも0.2あるんですね。0.2から0.0018か何か取っても、その10分の1ぐらいを取るだけで、今欲しい水というのは最小流量のときでさえ、あるいは、平成17年が濁水だったというんだけど、そのときでさえ、実際に流れていた水の10分の1ぐらいを取れば使えるというか、水道水に使えるそうですね。」
「厚幌ダムのご説明いただいた参考資料1 - 1の5ページで、ダムの目的を見ると、有効貯水量の約4分の3以上が流水不特定で、半分ぐらいが流水の正常な機能の維持なんですね。ここでも、

不特定用水が4分の3を占め、たった19%の水道水ためにダムか？

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 その3 再び
有識者“会議”、“委員長”機能せず（北海道厚幌ダム版）

鈴木雅一東大教授指摘に対し...（第17回議事録より）
【委員】私に答えてくれと言われましても、現実を見て、数値を全部確認したわけではありませんし、水利権の一覧表はあると思いますけれども、要は、利水がそれぞれ競合しておりますから、新規利水として安定した権利とするためには水利権を要する。それは現況と比べて何分の一というようなことであっても、それは権利の保障ですから、それはそれで1つのルールとして全部やってきたわけで、こういうものが積み上がって1つの水共同社会ができ上がっている、その1つのステップがこの計画であるというふうに、私は一般論として理解しております。」

不特定用水が4分の3を占め、たった19%の水道水ためにダムを作ることが、「競合」か？「権利」か？「水共同社会」か？

見えてきた茶番劇場的見直しの特徴 まとめの前提

辻本哲朗名古屋大教授指摘
「利水の需要に若干の変質を来してくると、バランスが崩れてくるということがあるということがよくわかりました。もともと治水案としてはかなり微妙な選択だったけれども、**正常流量の問題**であるとか、利水の問題を重ねてみれば、**多目的ダムが有利**だった。これからもこういう範疇に入るダムが幾つか出てくるでしょうけれども、そういうものについては、**非常に微妙なバランスの上に多目的ダム優位案が乗っかっていた**ということを我々はやはり認識しなければならないでしょう。それから、もう一つ、治水の代替案の中でも、**流域でできるようなことも簡単に選択肢から外している例がある**のですが、それも今後やはりもう少し柔軟に見直せるところが出てくるかもしれない。なかなか1つ1つの事例の中で判断というのは難しいんだけど、**積み重ね**の中で、そうすると、先にあったものは得したなというようなことになるのかもしれないけれども、**我々が少しずつ検証していく例の中から、少しずつ後発のところまで学んで**いただいでいくのかもしれないという気がします。特に**中止が可能になったものについては、どういう特質があったからそうなったのか**というのは、やはりしっかり書き留めておく、後に残しておく、参考資料として残しておくことが非常に重要じゃないかという気がしました。

提案：問題が指摘されたが中止されなかった「推進の特質」も

取材から見えるダム見直しの特徴 まとめと提案

1. 供給計画(ダム)ありきの水需要増大 水道施設設計指針見直し
2. ありえない人口と給水量の増大 水道施設設計指針見直し
3. 有識者“会議”、“委員長”機能せず 委員長交代・委員追加
4. 水道施設設計指針がおかしい 水道施設設計指針見直し
5. 改革派委員1人では突っ張り切れない。 委員交代・追加
6. 政務三役もおかしさを是正せず
ダムに頼らない治水方針の再確認、是正
7. 国土交通省記者クラブでも問題視派は少数。 政権として公開方針
8. 正当な理由なく、非公開 完全公開へ(情報公開法の準用)
9. 官僚は平気でウソ(真実を言わない)をつき誤魔化す
委員交代・追加、公開、傍聴者発言
10. 「流水の正常な機能の維持」はダム建設の目的か
水利権の柔軟運用もしくは改革

これらの対策を政務三役は早急に行う必要がある。

I 事務局からの報告

何と言っても3月11日の東日本大震災は衝撃でした。その揺れ、津波、原発の爆発。「想定外」とされていた事態が次々と起きました。特に水素爆発に象徴される原発災害は従前に指摘されてきた問題を「想定外」として排除してきたことによる人災でした。原発村の存在が浮かび上がり、それはまさにダム村と同じ構造（＝産官学マスコミの共同体）で内部批判を許さないものでした。

私たちはこの東日本大震災をこれまでの私たちの生活のあり方を問う問題としてとらえ、被災地復興を最優先することが私たちのとるべき道と認識しました。緊急を要さない事業を凍結して、その予算・機材・人材を被災地復興にシフトすべきと、各地のダム反対仲間が提起しました。水源連事務局は全国のダム反対運動を担われている皆さんと「ダム徹底見直しの実現」「ダム事業を凍結して震災復興へ」を求める活動、他の公共事業部門で無駄な事業を中止させるために活動している仲間たちと共に「緊急を要さない公共事業予算を震災復興へ」を求める活動を行いました。



路木ダム工事現場 2011年8月 左側が下

ダム関係では八ツ場ダムなどの検証対象ダムにおいても新たな段階に入らない措置だけで工事は凍結されず、事業が中止になったときは全く不要になる工事が次々と進められてきています。一方で、検証対象外とされた路木ダムや内海ダム再開発など、本体工事の駆け込み契約した事業は、多くの反対住民の声を無視して、超スピードで工事が進んでいます。



旧内海ダム堰堤

新内海ダム堰堤

内海ダム再開発工事現場 2011年10月

旧内海ダムの下流に新内海ダムの堰堤が築かれ、その下流では修景工事が進んでいる。

事業者からの検討結果が国交省に報告され、国交大臣は有識者会議に意見を求めながら、事業者からの報告通りの方針を決定しています。10月7日時点までの「検証検討結果の報告と国

交相の対応方針」を表1に示します。「今後の治水対策のあ

第18回有識者会議における中川座長の発言

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/dai18kai/dai18kai_gijiyousi.pdf より

○議事に先立ち、座長より次のような話があった。

これまでも、座長あてあるいは委員あてに様々な団体等から御意見や御質問を頂くことがあり、これらについては拝見している。これら御意見等の中には、ダム事業検証のしくみ、当有識者会議の役割について、十分に理解されていないものがあると思う。

今回のダム事業の検証においては、各検討主体から検討結果が国土交通本省に報告される。当有識者会議は、中間とりまとめで示した「共通的な考え方に沿って検討されたかどうか」について意見を述べることでしている。このことは「中間とりまとめ」に明記している。

また、個別の河川の河川整備計画については、それぞれの河川管理者が地域の意見を踏まえて策定しているものであり、個別の河川の治水計画等についてご疑問等があれば、策定した主体にお尋ねいただくことが適当であると考えている。

表 1 検証検討結果の報告と国交相の対応方針

対応方針決定年月日	ダム名	検討主体	検討主体の報告		国土交通省の対応方針	対応方針理由
			対応方針等	その理由等		
2011/5/19 http://www.mlit.go.jp/coummon/000144778.pdf (一部省略)	七滝ダム	九州地整	中止	・河川整備計画相当の目標を達成する手段としては河川改修の方が優位	中止 (平成 23 年度をもって)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。
	大和沢ダム	青森県	中止	・近傍河川との安全度バランスや他手段による水環境の改善状況等を考慮	中止 (平成 23 年度から補助金交付を中止)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。
	五ヶ山ダム	福岡県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
	伊良原ダム	福岡県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
2011/8/12 http://www.mlit.go.jp/coummon/000163219.pdf (一部省略)	築川ダム	岩手県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
	最上小国川ダム	山形県	継続	・コスト、実現性等から現計画(最上小国川ダム案)が優位	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
	大多喜ダム	千葉県	中止	・ダム事業の見直しを行った結果、水道事業者の撤退を踏まえ、治水対策としては河道改修が優位	中止 (平成 23 年度から補助金交付を中止)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。
	金出地ダム	兵庫県	継続	・コスト、実現性等から現計画(金出地ダム案)が優位	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
	武庫川ダム	兵庫県	中止	・国に同意申請中の武庫川水系河川整備計画のとなり、当面ダム以外の治水対策を進める	中止 (平成 23 年度から補助金交付を中止)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。

	西紀生活貯水池	兵庫県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続(補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
	切目川ダム	和歌山県	継続	・コスト、実現性等から現計画(切目川ダム案)が優位	継続(補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
	和食ダム	高知県	継続	・コスト、実現性等から現計画(和食ダム案)が優位	継続(補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
2011/8/26 http://www.mlit.go.jp/coummon/000164435.pdf f(一部省略)	厚幌ダム	北海道	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続(補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
	駒込ダム	青森県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続(補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当
	奥戸生活貯水池	青森県	中止	・治水対策としては河道改修案が優位であり、新規利水(水道)対策としては地下水取水案が優位	中止(平成23年度をもって補助金交付を中止)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。総合的に評価した「中止」妥当。

※1「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」(平成22年9月今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。

国交大臣の方針が未決定の事業		事業者	有
識者会議			
有識者会議の開催日			
6月13日	波積ダム(島根)	推進	再審議
	矢原川ダム(島根)	推進	再審議
9月26日	吾妻川上流総合開発事業(群馬)・・・中止 (ダム事業は中止し、中和事業として継続)		容認
	河内川ダム(福井)・・・	推進	容認
	吉野瀬川ダム(福井)・・・	推進	容認
	玉来ダム(大分)・・・	推進	容認

道府県の方針が決定して(新聞報道)、有識者会議で審議されていないダム
○ 津付ダム(岩手)、○ 庄原ダム(広島)、○ 春遠ダム(高知)、○ 石木ダム(長崎)、○ 内ヶ谷ダム(岐阜)、○ 大谷川ダム(岡山)、○ タイ原ダム(沖縄)、○ 新保川ダム(新潟)、○ 儀明ダム(新潟)、○ 常浪川ダム(新潟)(中止)、○ 晒川ダム(新潟)(中止)

り方に関する有識者会議」の中川博次座長は第 18 回の会議で、その役割を下の囲み書のように述べています。これでは「ダムに依存しない河川行政を目指す」ために設置された同会議の存在理由を自ら否定したもので、有識者会議の役割を放棄しています。

このような状況の中での今年の水源連総会開催です。

この総会で、「無駄なダム事業の徹底見直し」の実現とともに、「ダム事業を凍結してその財源等を 3.11 東日本大震災復興にシフト」の実現を獲得するための論議を深めたいと思います。

1. 国によるダム等事業検証の動きと私たちの対応

2009 の 9 月 16 日から民主党・社民党・国民新党からなる連立政権が発足し、八ッ場ダムと川辺川ダムの中止、現在計画・着工中の国土交通省関係 143 基のダム事業の見直しが発表されました。ダム依存のこれまでの河川行政の方向転換がなされるものと、私たちをはじめ多くの国民は期待を寄せました。しかしながら、その流れは後退に後退を重ね、極めて危うい状況になっています。

第一の後退は①2010 年度予算確定前に本体着工した事業、既存ダム改造事業を検証対象から除外したこと、②検証対象事業については工事凍結を基本とせず「新たな段階に入らない」範囲で工事続行を認めたことです。検証対象から除外された事業はその事業の根拠そのものが捏造・希薄であると、流域住民から強く指摘されても土地収用法を発動するなど、きわめて強権的な事業執行を進めています。検証対象事業においても八ッ場ダムに象徴されるようにダム中止となった場合には全く不要になる工事が進んでいます。

第二の後退は検証がダム推進のお墨付きを与えるものになってきていることです。ダム事業者が検証検討を終えて、国交省に報告し、有識者会議の審議にかけられた事業は 21 事業になります。そのうち、再審議の 2 事業を除く 19 事業に対して有識者会議はダム事業者の検証検討結果をそのまま容認しました。中止が 6 事業、継続が 13 事業です。そのうち、表 1 のとおり、15 の事業について有識者会議の意見どおりに国交大臣の方針が出されています。中止になった事業のほとんどはもともと続行が危ぶまれたもので、ダム検証を機会に中止になったものです。

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づいてダム事業の検証検討が始まったにもかかわらず、多くの問題を提起されている個別のダム事業が「検証検討したが、やはりダム」という結論になってしまったのか、その根拠を探ります。

その最大の問題は国交省が各ダム事業者に示した検証の手順と基準、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」です。国交省は各ダム事業体に対して 2010 年 9 月 28 日に「貴職におかれは、本細目に基づき、ダム事業の検証に係る検討を進められたい。」と通達を出し、各事業体はこの通達に基づいた方式で検証検討を行っています。各事業者は「国から言われた手法に従った検証を行っているので問題ない」としています。

北海道の厚幌ダム、山形県の最上小国川ダムの場合は、そのダムを必要としている根拠そのものを見直すように住民が強く申し入れをしましたが、「国交省が提示した検証検討細目に従っている」として無視しました。見直しの手法についても流域住民の意見が反映されるシステムの導入を求めてきましたが、「細目に従って、パブリックコメントを行う」としか答えないのです。

(1) 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」

① 細目の概要

この細目には検証検討の考え方と実務上の手順が記してあります。

- 基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。
- 治水・利水ともダムを含む案と含まない複数の案を立案し、地域社会・環境への影響などの評価軸ごとに評価して、目的別の総合評価を行う。
- これらを踏まえて最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行い検証検討結果を国土交通大臣に報告する。

- 治水の整備目標は河川整備計画における目標と同程度とする。
- 利水対策案は、利水参画者に対して必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案する。
- 総合的な評価の考え方
 - i) 目的別の総合評価
 - 1) 一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。
 - 2) また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。
 - 3) 最終的には、環境や地域への影響を含めて全ての評価軸により、総合的に評価する。
 - ii) 検証対象ダムの総合的な評価
 - i) 目的別の総合評価を踏まえて、総合的な評価を行う。

情報公開、意見聴取等の進め方については、

- 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。
- 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。
- 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。

としています。

② 細目の問題点

この細目の一番の問題は、検証検討を何故行うのかについて全く記載がないことです。この検証は「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の設置趣旨（下記囲み記事）に基づいて行われるのですが、

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」について 平成 21 年 11 月 20 日
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/211120arikata.pdf

1. 趣旨

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言する。

このことが一切記載されていません。【「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進める】という目的が明示されないまま、この細目によって検証検討することが事業者に通達されたのです。

◎ ダム事業計画を見なおす視点として、

【「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進める】が欠落し、治水ではダム計画を位置つけた河川整備計画が前提とされ、利水では利水参画者に対して確認した必要な開発量が目標として設定されています。「ダムの必要性については見直すことなく従前通りとし、ダム案を含めた複数の対案を立案し、コストを中心にすえた総合評価をする」というのですから、事業が進んでいるダム事業が有利となるのは目に見えていることです。

◎ 情報公開、意見聴取等の進め方については、

① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して検討を進めるので、ダム事業推進を求める地方公共団体の意見が反映される仕組みになっています。

② 住民の意見反映については、ほとんどパブリックコメントしか想定されていません。

流域住民の意見はパブコメで聴きおくだけで、流域住民は検証作業から実質的に排除されています。

(2) 私たちの対応

- ① 何と言っても、現在行われているダム事業の検証検討がその本来の目的【「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進める】を掲げたものでないことを政府、政党に伝え、検証のやり方の抜本的な改善を求めていかなければなりません
- ② 流域住民の意見を反映できる手法による検証検討を実現しなければなりません。
- ③ 有識者会議設置の本来の目的を全く無視した手法（＝ダム事業推進しか出てこない手法）でダム

事業の検証検討で行うことを通達した国土交通省の責任を国民世論として追及していきましょう。

- ④ このように形骸化された検証検討の進行を容認している「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の解散・改組を実現させましょう。

2. ダム事業・無駄な公共事業の2011年度予算を東日本大震災復興へシフトを

3月11日の東日本大震災は衝撃でした。震災復興は緊急課題です。ダム反対運動をされている皆さんが全国から、「ダム事業を凍結して、その予算・機材・人材を被災地復興にシフトすべき」との声が上がりました。

全国に呼びかけて、4月26日はダム反対運動団体が集まって“0426緊急集会 「2011年度ダム予算2,400億円を震災復興に」と題した集会を持ちました。続いて、ダム事業のみならず公共事業他部門に範囲を広げて、無駄な公共事業を問題にして運動をしている全国の皆さんと一緒に、7月20日に院内集会と省庁・政党への要請行動を持ちました。

詳しくは水源連のホームページをご覧ください。

① 4月26日の行動

この集会は、北海道自然保護協会の佐々木克之氏の新聞への投書、「成瀬ダムをストップさせる会」の同会ホームページ上からの「当面、今年度の成瀬ダム予算19億6,000万円を被災地へ」の呼びかけ、熊本の皆さんによる「五木ダム・路木ダム・立野ダム予算を東日本大震災の復興に回すことを求める要望書」の提出などをきっかけに、「2011年度ダム予算2,400億円を震災復興に」を全国の声として掲げ、実現させることを目的に緊急に企画されました。

中島隆利衆議院議員（社会民主党）、佐々木憲昭衆議院議員（日本共産党）、24日の世田谷区長選挙で当選された保坂展人氏から、挨拶をいただきました。

最上小国川ダム反対運動に取り組まれている草島進一氏から被災地救援現地の報告を受けました。

水源連事務局からの基調報告では、①2011年度の国交省関係ダム予算が2,419億円であること、②これらの事業に緊急性がないことは明らかなので、巨額かつ急を要する被災地復旧財源に転用すべきこと、③2011年度以降のダム建設残事業費は3兆2千億円にのぼること、④ダム事業継続で実際は残事業費がさらに大きな額になることが報告され、ダム事業検証検討については、①「できるだけダムに依存しない治水」を目指すことが検証の目的であるにもかかわらず、この目的がまったく意識されていないこと、②検証対象外のダム事業があること、③検証システムとして第三者による検証ではなく事業者によるお手盛り検証であること、④ダム見直しを求める住民は検証作業から排除されていることなどを指摘しました。更に、⑤洪水目標流量の検証をしない、⑥水需要予測の見直しをしない、⑦ダムのマイナス面が検証項目から外されているなど、「検証の結果、ダム案が自動的に残る方向にしか検証がされていない」ことを報告しました。

北海道自然保護協会の佐々木克之さん、「成瀬ダムをストップさせる会」の奥州光吉さん、「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」の中島康さんから、2011年度のダム事業費を震災復興費に充てることを求めるそれぞれの取組みについて報告がありました。

「設楽ダムの建設中止を求める会」の伊奈紘さん、「石木ダム建設絶対反対同盟」の岩下和雄さんからは現地の状況について報告がありました。

国交省への「2011年度ダム予算2,400億円を震災復興に」要請行動と、国交省・津川祥吾大臣政務官への「有識者会議完全公開」要請行動をおこない、一日の行動を終えました。

② 7月20日の行動

7月20日には、二つの集会「ダム事業検証検討の実態報告会」と「不要・不急な公共事業2011年度予算を震災復興へ」と、復興対策担当大臣政務官と国土交通大臣政務官への要請・各政党要請を行いました。衆議院第2議員会館第7会議室は迷走大型台風6号を押しよせるかのような熱気で埋まりました。

緊迫した国会の合間を縫って、多くの国会議員の皆さんが駆けつけられました。

世田谷区長・保坂展人氏の特別講演「震災復興と公共事業」はまさにタイミングを得た、参加者を鼓舞する内容でした。

集会終了後の政府への要請では、復興省の阿久津幸彦大臣政務官からは、「この要請書は私たちへの励ましのメッセージです。ありがとうございます。」という言葉いただきました。国土交通省の市村浩一郎大臣政務官からは、「自治体からの報告は尊重せざるを得ないが、本日提示いただいた実態はしっかりと受け止めたい」という言葉いただきました。

◎7月20日 一日の行動

13時からは「ダム事業検証検討の実態」報告会を開催し、国土交通大臣と「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」座長に宛てた要請書「ダムによらない治水利水のあり方を求める原点に立ち返って真のダム検証の実施を！」を採択しました。

14時35分頃からは「不要・不急な公共事業2011年度予算を震災復興へ」集会を開催し、内閣総理大臣・復興担当大臣をはじめとした関係大臣に宛てた要請書「2011年度の公共事業を精査して、不要・不急な事業の予算を震災復興費へシフトしてください」を採択しました。

この集会で、見直し対象とすべき予算は、道路関係が約1兆円、ダム関係が約7千億円、整備新幹線が約3千億円、港湾が約2千億円、空港整備が約300億円、林野庁関係が約300億円、国営灌漑排水事業が約1千億円、原子力開発関係が約4千億円、合計でおおよそ2兆8千億円に上ることを嶋津暉之氏が報告しました。

17時30分からは復興省の阿久津幸彦政務官に直接、要請書「2011年度の公共事業を精査して、不要・不急な事業の予算を震災復興費へシフトしてください」を手渡しました。

18時からは市村浩一郎国土交通大臣政務官に、要請書「ダムによらない治水利水のあり方を求める原点に立ち返って真のダム検証の実施を！」を提出しました。

これらの要請行動は民主党の中島政希衆議院議員のご尽力のおかげで実現し、当日は中島政希衆議院議員が阿久津幸彦政務官への要請と市村浩一郎政務官への要請に同席されました。この場を借りて、中島政希衆議院議員に厚く御礼申し上げます。

二つの集会には、国会の合間を縫って、多くの国会議員の皆さん、秘書の皆さんが駆けつけられました。駆けつけられた国会議員は、民主党の大河原雅子参議院議員、宮崎タケシ衆議院議員、三宅雪子衆議院議員、橋本 勉衆議院議員、森山浩行衆議院議員、社民党の福島瑞穂党首（参議院議員）、中島隆利衆議院議員、共産党の塩川鉄也衆議院議員、穀田恵二国会対策委員長（衆議院議員）の皆さんです。

ダム事業検証検討がその本来の目的である「コンクリートから人へ」「できるだけダムに依存しない治水・利水」を目指すものでなければならないこと、政権交代当初の原点に戻らなければならないこと、原発震災を機にエネルギー行政は脱原発に舵切りをしなければならないこと、そして無駄な公共事業の徹底見直しが必要なこと、これまでの日本が歩んできた道の総括が必要なこと、20日の二つの集会是きわめて重要な集会であること、などが語られ、国会の場でそれらの実現に向けて頑張ると、国会議員の皆さんが決意を表明されました。

3. 各地の状況

全国で「ダム事業徹底見直しの実現」「無駄なダム事業を中止して東関東震災復興へ」を求める運動がたゆまず続いています。ここでは、水源連事務局が関わった事項について簡単な報告を記します。

(1) ハツ場ダム

① 日本学術会議は「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」

国土交通省からの依頼を受け、日本学術会議は「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」を設置して、利根川・八斗島地点の基本高水流量の検証を行い、その結果を2011年9月1日に回答しました。

回答の骨子は、

「国土交通省の新モデルによって計算された八斗島地点における昭和22年の既往最大洪水流量推定値は、21,100m³/sの-0.2%～+4.5%の範囲、200年超過確率洪水流量は22,200 m³/sが妥当であると判断する。」

でした。

なんと、学術的に検証した結果、従来の22,000m³/秒を追認することになったのです。

しかしこの回答は到底認められるものではありません。

昭和 22 年洪水の実績ピーク流量は八斗島地点で正しくは 15,000m³/秒でした。これを貯留関数法で再現すると 21,100m³/s になると言うのです。それならばその差、約 6,000m³/秒はどこへ消えたのでしょうか。学術会議の回答では、その説明が全くなされていません。このような回答は、到底、科学的検証とは言えないのです。

森林の生長による洪水ピークの減少についても、同分科会が示したデータではそのことが明らかであるにもかかわらず、同分科会は「表土が発達するには百年単位が必要」として、森林の生長による保水力の向上を否定しました。この見解は、この学術会議が 10 年近く以前に出した見解「森林は 200 mm 程度を越す雨量には、洪水流量低減の機能を持たない」と齟齬をきたすことを恐れたからにほかなりません。この考え方の根底は「ある程度の雨は地面に浸透するが、地面の雨を取り込む能力が飽和になると、降った雨は全量が流出する」という貯留関数法の仮定をそのまま使っていることにあります。もし、地面の雨を取り込む能力が飽和になったとしてもそこに貯まった水は地下水として流出し続けるのですから、地面への雨水浸透が止まることはありません。地面に或る程度の水を蓄える表土があればそこにしみこんだ水が地中へと浸透を続けるのですから、地下浸透の入り口としての表土はそんなに厚い必要はありません。拡大造林で一度はげ山になってから 40~50 年もたつ現在、雨を一時的に蓄える表土は十分に地表を覆っているのが現在ですから、森林の生長による流出量の減少は当然なことです。

② ハツ場ダム事業の検討の場

関東地方整備局は 10 月初頭に「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討 報告書（素案）」を発表しました。この報告書（素案）では、「様々な手法を検討したが、ハツ場ダム事業が最も有利」としています。

治水面では、関東地方整備局は治水目標流量を勝手に 17,000m³/秒に設定して、ハツ場ダム案を有利となる仕組みをつくりました。従前のハツ場ダム洪水調節ルールを中小洪水用に変更した上で、「治水目標流量 17,000m³/秒に対してハツ場ダムの削減効果が大きくなるようにしました。最初からハツ場ダムありきの考えを貫いています。これでは、当初の目的である[「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進める]を完璧に無視しているとしか言いようがありません。

利水面にしても然りです。1 都 5 県の要望水量をそのまま認め、その水量を開発するための代替案との比較しか行いませんでした。各都県の大規模な水余り現象にメスを入れることなく、保有水源の過小評価と過大な水需要予測を是認したうえで代替案（富士川からの導水など全くバカげた代替案など）との比較で、ハツ場ダム案が圧倒的に有利になるようにしています。利水の面でも、当初の目的である「できるだけダムにたよらない政策転換」を進めることは完璧に無視されています。

(2) 石木ダム

石木ダムについては長崎県が土地収用法に基づく事業認定申請を 2009 年 11 月に九州地方整備局に提出しています。九州地方整備局はその申請を受理して申請されたことの告知を行いました。石木ダムが検証対象事業であるので、審査を中断しています。

石木ダム事業は、工事用道路等の工事を住民たちが実力行使で阻止したので、ストップしたままです。石木ダムの検証検討が事業者である長崎県によって行われてきました。2011 年 6 月 6 日、長崎県公共事業評価監視委員会の委員長は複数の委員から強い反対意見が出されているにもかかわらず、強引に「石木ダムがもっとも優位である」という検証検討結果案を容認しました。検証の前提が、利水では「佐世保市が 4 万 m³/日の水源開発を必要としている」こと、治水では川棚川河川整備計画において、代替案とのコスト比較しか行っていないので、石木ダム案が有利という結果が自動的に出る検証でした。また、地権者によるダム反対で実現の目処が立っていないにもかかわらず、それについては「これからも理解を求める」としているだけでした。長崎県はこの検証検討報告を 7 月 27 日に九州地方整備局に提出しました。

石木ダム事業の検証検討において特記すべきことは、石木ダム建設絶対反対同盟を中心とした皆さんが、県が企画した「地権者等との意見交換会」を実質的に「公開討論会」として勝ち取ったことです。3 月 6 日に開催されたこの公開討論会において石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんは、「全く無駄な石木ダム事業に自分達のすばらしい故郷を絶対に明け渡すことはできない」と不退転の決意を語りました。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~ishiki/keii.html>

昭和 47 年	予備調査開始
昭和 48 年～4 年	実施計画調査
昭和 50 年	建設事業着手
昭和 57 年 5 月	立ち入り調査 (県は機動隊を引き連れて調査に入ったが、住民の実力阻止にあった)
昭和 57 年 12 月	水源地域対策特別措置法 ダム指定
平成 7 年 5 月	基本協定書締結
平成 7 年 11 月	(財) 石木ダム地域振興対策基金 設立
平成 9 年 11 月	損失補償基準 締結
平成 12 年 8 月	代替宅地 (1 期分 19 区画) 分譲開始
平成 14 年 7 月	代替宅地 (2 期分 10 区画) 分譲開始
平成 16 年 12 月	佐世保市より基本協定書変更の申し入れ
平成 17 年 11 月	川棚川水系河川整備基本方針策定
平成 19 年 3 月	川棚川水系河川整備計画策定
平成 19 年 6 月	石木ダム全体計画の変更 (ダム規模変更)
平成 20 年 2 月	石木ダム環境影響評価書公告
平成 20 年 9 月	川棚町議会「石木ダム建設推進の議決」
平成 21 年 2 月	「長崎県議会石木ダム建設推進議員協議会」の設置
平成 21 年 7 月	佐世保市議会「石木ダム促進の議決」
平成 21 年 7 月	長崎県議会「石木ダム促進推進の議決」
平成 21 年 10 月	土地収用法に基づく事前説明会開催 (1 回)
平成 21 年 11 月	土地収用法に基づく事前説明会開催 (2 回)
平成 21 年 11 月	国へ事業認定申請書を提出
平成 21 年 12 月	事業認定申請図書の公告・縦覧
平成 22 年 1 月	付替道路工事に着手
平成 22 年 12 月	「石木ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(第 1 回) 合計 3 回
平成 23 年 3 月	石木ダム建設事業の検証に係わる地権者等との意見交換
平成 23 年 3 月	石木ダム建設事業の検証に係わる関係住民説明会の開催
平成 23 年 2～3 月	「石木ダム建設事業の検証について (案)」に対するパブリックコメントの実施
平成 23 年 7 月	「石木ダムがもっとも優位」という検証検討報告をまとめ、九州地方整備局に提出

「佐世保市の発展を考えると、余裕のある水源がどうしても必要。それには石木ダムがベスト」という

佐世保市の主張は住民の気持ちを踏みにじったものであることが誰の目にも明らかになりました。今本博健先生をはじめ、水源連の嶋津・遠藤等が、治水・利水両面において石木ダムは全く不要である根拠を丁寧に説明しました。環境カウンセラーの川内野善治氏は「石木ダムの環境影響評価の問題点」について報告しました。佐世保市議会議員である山下千秋氏は「長崎県による石木ダム再検討の問題点」について報告しました。

この意見交換会は当初の予定時間を大幅に超過して終わりました。石木ダムは反対派地権者を追い出してまでつくる必要性が全くないことが白日の下にさらされました。

この意見交換会は川棚町長が県に対して地権者の声を聞くようにと要請して開かれたものです。反対派地権者の皆さんは、地権者側が配付した資料、議事録、交換会の議論を踏まえた当方の意見書を国交省への報告に添付することを認めさせました。県はこれを守つ



1982 年の強制測量阻止の写真を掲げて、「私たちの素晴らしい生活の場をあげわたすことはできない。」と語りかける地権者

ているようです。

さらに反対派地権者の皆さんは、長崎県から「石木ダム推進」の報告を受ける国土交通省政務三役、有識者会議全委員が真っ当な判断を行うように、市民の手による検証結果と長崎県公共事業評価監視委員会の議事録(強い反対意見が記録されたもの)に、決意表明文「たとえダム推進の結論を出したとしても、私たちはこのすばらしい故郷を無駄な石木ダムから守るため、実力阻止をする」を付けて送付しました。良識のある審査が行われれば、石木ダムにストップがかけられるものと思います。

(3) 内海ダム再開発

内海ダム再開発事業は香川県が2009年12月に本体工事の駆け込み契約をして、検証対象事業から外されました。新内海ダムの本体工事は超スピードで進行し、ダム本体の半分近くができてきています。1976年の大水害の再来を防ぐこと、1000m³/日の新規水利権の開発を行うことがこの事業の目的ですが、実際には、このダムでは1976年の大水害の再来を防ぐことはできず、1000m³/日の新規水利権の開発も全く不要です。2010年11月24日には反対派地権者の土地と立木が収用法に基づいて収用されてしまいました。反対派地権者の皆さんは納得できないとして保証金受け取りの拒否を続け、収用対象地に設置してある団結小屋を守り抜いて反対運動を継続しています。

この事業は香川県と小豆島町が、「行政と住民が一緒になって進めてきた模範の事業」と自慢している事業です。果たしてそう言えるのか、反対派地権者が異常に孤立した状態に置かれているが、本当に町民がダム事業を受け入れているのかを知るため、国立大学法人・室蘭工業大学院の丸山 博教授が小豆島町民を対象にしたアンケート調査を行いました。

その結果、驚くべきことが判明しました。なんと、反対派地権者の「新内海ダム不要」としている理由のすべてが小豆島町民の過半数に受け入れられているのです。そればかりか、「新内海ダムが完成した場合の方が中止した場合よりも心配」という結果が明らかになりました。小豆島町民が今求める施策については、複数選択にもかかわらず新内海ダムをあげた人は1割ぎりぎりという状態でした。

では何故、町民に受け入れられていないダム事業が「町民全員に支持されているダム事業」として扱われているのか、何故反対派地権者が孤立しているのかについては、町内ボスたちによる徹底した囲い込みが行われていた実態が明らかになりました。この囲い込みから離脱すると村八分に会うという構造です。

公共事業は「その事業への要望が本当にどの程度あるのか」に基づいて事業採択の可否が判断されなければなりません。「その事業への要望が本当にどの程度あるのか」を知るにはその地域のボスによる囲い込みを排除した上での民意把握が必要になります。「純粋な民意を吸い上げる手法として、第三者機関により、①その事業に対する反論があることを受益予定住民に具体的に伝えよう、②無記名アンケート調査をおこなうこと、そして、その手法が事業採択時や再評価時、さらには事業認定処分時に採用されることを法的に定めることが必要である」と、今回のアンケート調査結果は示唆しています。資料としてこのアンケート調査結果をまとめた「寒霞溪の自然を守る連合会」のチラシを別掲致します。

4. ダム中止後の生活再建支援法

2年前に当時の前原誠司国土交通大臣はダム中止後の生活再建支援法の制定を約束しましたが、その後、何も進んでいません。

これまで数十年に及ぶダム縛りの生活を余儀なくされてきたダム予定地住民は「ダム中止」を宣言されても、生活が成り立つための相当の見通しを提示されない限り、「中止」を受け入れることができないのが現実です。

川辺川ダム計画で翻弄されてきた五木村の和田村長は、「生活再建が保障されない限りダム反対は言えない。ダム反対を言ったとたんにダム関連事業が中止になり、生活関連事業がすべて止まってしまうからだ」と言われています。八ツ場ダムにおいても、「まずは生活再建策を提示せよ」と地元からの強い要望があります。

民主党政権が何故にこの法律の制定を急がないのか不思議でたまりません。

9月16日に民主党の「八ツ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」(会長・川内博史衆院議員)が、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」を取りまとめ、その立

法化を求める要請書を前原政調会長に提出しました。

これを受けて、「ダム建設を中止するところでは、このような生活再建の支援策が必ず必要になるので参考にさせていただきたい」と前原氏は述べ、今後は党内の国土交通部門会議で検討していく意向を示したという報道がありました。

川内博史衆院議員の公式ホームページに、この法案の要綱と概要、上記の要請書が掲載されていますので、要請書を下の囲みに、要項を別紙として掲載します。

この法案が一日も早く国会に上程され、可決・施行されるよう私たちとしても働きかけていきます。

前原誠司民主党政調会長殿

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する要請書

当議連では「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」(仮称)をまとめました。民主党の政策調査会として、当法案について議論の場を速やかに設置していただくことを要望します。そして、是非とも民主党の成案としていただき、国会に提出していただきますよう宜しくお願いします。

2011年9月16日

八ツ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟

II 今年の活動方針

1. 無駄なダム事業中止実現に向けて

(1) 検証したが、「やはりダム」という判断を国交大臣にさせないために

ダム検証の本来の目的を意識的に無視したダム事業検証検討結果「検証したがやはりダムが有利」がぞろぞろと国交省に報告されてきています。そのまま「ダム推進」とさせないためには有識者会議の在り方そのものを根底から変える必要があります。

一案として、それに代わる事業検証検討審査会の案を示しておきます。

☆ 事業検証検討審査会の設置

- 1: ダム検証の目的が「できるだけダムにたよらない治水(利水)」への政策転換を進める」ことを審査の基本的な前提とする。
- 2: 委員構成としては、「できるだけダムにたよらない治水」を目指すものであるから、ダム懐疑派の委員が半分以上占めるようにする。
- 3: 当該事業の問題点を正しく把握するために、当該事業への問題提起者の意見を聴いた上で審査を行う。
- 4: 審査会の会議は公開の場で行う。

(2) 検証対象から除外されたダム事業

工事の即時中断を求め、検証の実施を求める。

(3) ダム事業中止後の生活再建支援法の即時制定

- 1: ダム事業中止後の生活再建支援法を即時制定し、五木村が「川辺川ダム反対」の意思表示ができるようにする。
- 2: 五木村がダム反対を意志表示することで特定多目的ダム法に基づいて、川辺川ダム基本計画を廃止する。
- 3: 川辺川ダムの法的中止と五木村へのダム中止後の生活再建支援法適用を、全国のダム中止のモデルとする。

2. 運動の拡大・強化

- ① 各地の運動との連携強化
- ② 会員拡大
- ③ 機関紙発行（年4回発行。発行部数増えている。会員拡大にも有効）
- ④ 水源連パンフレット「ダムは要らない」（頒価100円）の活用
- ⑤ 海外との連携（RWESA-JAPANの活動を復活させる）
→ RWESA-Jの意見交換会を企画する。
- ⑥ ホームページとブログの充実

3. 今年度の役員体制〔案〕

顧問	藤田 恵	
共同代表	嶋津暉之	遠藤保男（事務局長兼務）
会計	和波一夫	
会計監査	大木一俊	（弁護士）

4. 事務局を下記に置く

水源連事務局

郵便番号 223-0064

住所 横浜市港北区下田町6-2-28

電話&FAX 045-620-2284

Eメールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2.html>

ダム検証の経過と問題点



1

ダム見直しの実態(2)

検証対象ダムも工事の大半はそのまま続行

経過措置は次の段階の工事に入らないことだけで、ダム事業の大半の工事は続行。

(①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らない。)

そのため、ダムが中止になれば、明らかに不要となる工事も続行。

- 例 成瀬ダム(秋田県) 直轄ダム) 転流工の工事を続行
- 川上ダム(三重県) 水機構造ダム) 転流工の工事を続行
- 恩川開発(栃木県) 水機構造ダム) 転流工の工事を続行

ダムが中止になれば、現地での生活再建の支障になる工事も続行。
例 八ッ場ダム(群馬県) 直轄ダム) 湖面1号橋の工事

3

ダム見直しの実態(1)

検証対象のダム数を縮小

- 本体工事の契約をしていれば、検証の対象から除外。
- 駆け込みで本体工事の契約を結んだ補助ダムも検証の対象から除外。

新内海ダム(香川県)、浅川ダム(長野県)、路木ダム(熊本県)など
●既存ダムの機能向上を行う事業も検証対象から除外。
天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造など

2010年度のダム事業(国交省関係)

	検証対象	対象外	計
直轄・水機構造ダム	32	24	56
補助ダム	53	36	89
計	85	60	145

2

ダム見直しの実態(2)

検証対象ダムも工事の大半はそのまま続行

経過措置は次の段階の工事に入らないことだけで、ダム事業の大半の工事は続行。

(①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らない。)

そのため、ダムが中止になれば、明らかに不要となる工事も続行。

- 例 成瀬ダム(秋田県) 直轄ダム) 転流工の工事を続行
- 川上ダム(三重県) 水機構造ダム) 転流工の工事を続行
- 恩川開発(栃木県) 水機構造ダム) 転流工の工事を続行

ダムが中止になれば、現地での生活再建の支障になる工事も続行。
例 八ッ場ダム(群馬県) 直轄ダム) 湖面1号橋の工事

3

国交省の

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」

2009年11月20日

前原大臣

「ハツ場ダムの中止方針は変えないものの、全国のダム見直しの基準をつくって、ハツ場ダムの必要性も再検証する」

ダム懐疑派は

有識者会議の委員から排除

4



上島新聞 2009年11月21日

1

2010年9月27日
有識者会議が「中間取りまとめ」(ダム検証の
手順と基準)を決定

2010年9月28日
国交大臣がダム事業の検証を指示・要請

関係各地方整備局等と水資源機構に対して、「ダム事業の
検証に係る検討」を指示。
関係道府県知事に対して、「ダム事業について検証に係る
検討」を行うことを要請。
「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細
目」(有識者会議の「中間取りまとめ」に基づいて作成)に
沿って検証を行うことを通知。

5

ダム検証のシステムの問題(ハツ場ダムを例にとつて)

① 検証検討主体(検証作業を実施) 関東地方整備局

ダム事業者自らの検証検討で真のダムの見直しができるのか。

検証検討主体は関東地方整備局であつて、ダム事業者であり、今
までハツ場ダムを推進し、そのPRIに努めてきた立場にある。
そのダム事業者にダム見直しの作業を委ねて、ハツ場ダムの是
非についての客観的・科学的な検証が行えるはずがない。

ただし、検証主体(最終判断者)は国土交通大臣

6

ダム検証のシステムの問題

②「ハツ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容
に対する見解を述べる。

構成員：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都の知
事と、古河市、足利市、館林市、藤岡市、長野原町、東吾妻町、
加須市、野田市、江戸川区の首長

「関係地方公共団体からなる検討の場」はハツ場ダム推進大合唱
の場

「検討の場」の構成員である6都県知事及び9市町区の首長はい
ずれもハツ場ダム推進の主張者であるから、推進を求める大合唱
の場になり、客観的な検証が行うことが困難となっている。

7

ダム検証のシステムの問題

③ 市民の意見は？

意見の聴取、情報公開、パブリックコメント

検討主体は、学識経験者、関係住民等、利水者等関係機関、関係地
方公共団体の長の意見を聴く。

情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。

ハツ場ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質
的に排除

ハツ場ダム事業の見直しを求める市民についてはせいぜい
公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだ
けとなっている。

8

「ダム事業検証検討の実態報告」

2011年10月23日

水源開発問題全国連絡会

全国の83ダム事業についてダム検証の検討作業が行われてきています。7月20日に緊急集会「ダム事業検証検討の実態」報告会を開くに当たり、全国の各市民団体からダム事業の検証検討の状況について報告が寄せられました。それらの報告とその後の経過を踏まえて、ダム事業検証検討の実態を下記のとおり、まとめました。

1 ダム事業の検証検討の進め方

○ 一般市民は検証作業から排除されている

ダム事業の是非を客観的・科学的に検証するためには、ダム事業に対して異論を持つ市民と十分な議論が行われなければならない。しかし、各ダム事業の検証の進め方を見ると、石木ダム（長崎県）を除くと、ほとんどがパブリックコメント、せいぜいあっても説明会だけであって、市民の意見を聴きおくだけに終わっている。

石木ダムについてはダム予定地の地権者の要望により、公開討論会が行われたが、1回だけで、時間切れで終わっており、真実が何かを絞り込むところまでには至っていない。

このように、客観的・科学的な検証を行うための基本的な前提である市民との十分な議論が各ダム事業においてなされていないことは重大な問題である。

2 利水についての検討

① 利水予定者の水需給計画をそのまま容認している。

いずれのダム事業の検証でも、利水予定者の水需給計画を見直すことなく、現在のダム計画への要求水量をそのまま容認して、その水量を前提としてダム以外の利水対策案を考え、ダム案との費用比較を行うだけの作業で終わっている。

水需給計画について行ったことは、水道施設設計指針など、水需給計画の作成の元になった指針等に沿っているかどうかの確認だけである。指針等に沿って策定されているのは当たり前のことであって、無意味な確認作業で水需給計画を容認している。

利水の検証では、ダムを必要としている従前の水需給計画を根本から見直さない限り、検証に値するものにはならない。

② ダム案が最適案になることが最初から分かっている現実性のない利水対策案との比較が行われているだけである。

各ダムの利水対策案を見ると、いずれもダム案よりも他の利水対策の費用が圧倒的に高く、比

較すること自体が無意味であるものがほとんどである。

たとえば、八ッ場ダムに関してはダム案以外に四つの利水対策案が抽出されているが、いずれも現実性がないものばかりである。その一つは静岡県の富士川河口部から導水することを中心とする利水対策案である。富士川からの東京までの導水は現実にはあり得ない話である。案の定、この対策案の費用は約1兆3000億円で、八ッ場ダムの20倍以上になっている。

八ッ場ダムの開発量は通年換算で16.508 m³/秒であり、今更そのように大量の水量（約350万人分の水道用水）を得る手段があるわけがなく、その水量の確保を前提としている限り、現実性のある対策案が出てくるはずがない。

他のダムについても同様である。石木ダムを例にとれば、海水淡水化まで利水対策案に取り上げられている。しかし、海水淡水化は高くつくのは当然であって、石木ダム案の3倍以上の費用になっている。石木ダムに関しても、要求水量0.463 m³/秒が本当に必要なのかを検証しなければならないのに、長崎県はその水量をそのまま認めてしまっている。

〔八ッ場ダム検証の利水対策案〕	〔完成までに要する費用〕
① 八ッ場ダム案 残事業費(利水分)	約600億円
② 富士川からの導水、地下水取水、藤原ダム再開発	約1兆3000億円
③ 利根大堰・下久保ダムのかさ上げ、既設ダムの発電・治水容量の買い上げ、既設ダムのダム使用権の振替	約1800億円
④ 利根大堰のかさ上げ、既設ダムの発電・治水容量の買い上げ、渡良瀬第二貯水池、既設ダムのダム使用権の振替	約1700億円
⑤ 富士川からの導水、既設ダムの発電・利水容量の買い上げ、既設ダムのダム使用権の振替	約1兆円

③ 水需要の実績と乖離した予測がまかり通っている。

利水予定者がダムに要求する水量は多くの場合、水需要の過大予測と保有水源の過小評価に由来している。八ッ場ダムの最大の利水予定者である東京都を例にとれば、【図表1】のとおり、水需要の実績と予測の乖離がすさまじい。東京都の一日最大配水量は1992年度からはほぼ減少の一途を辿っているのに、都の予測では大きく増加していくことになっている。その結果、予測値と実績値との差は110万m³/日にもなっている。このようにまさしく架空予測というべき予測から八ッ場ダムの必要量が算出されているのである。

他のダムの利水予定者も同様であって、石木ダムを例にとれば、【図表2】のとおり、佐世保市水道の一日最大配水量は2000年代になってから急速な減少傾向になっているが、市の予測では一転して上昇傾向になっており、予測と実績に大きな乖離が生じている。

利水の検証では、水需要予測と実績との乖離の程度を調べ、乖離した予測を是正することが必須のことであるにもかかわらず、そのことが全く行われていない。

④ 利水予定者の保有水源の意図的な過小評価もまかり通っている。

利水予定者の保有水源の意図的な過小評価を是正することも必要である。再び石木ダムを例にとれば、佐世保市水道の保有水源は【図表3】のとおり、安定水源は77,000 m³/日のみとされ、その他の水源は不安定水源であって、渇水時には使えないものとされている。しかし、実際はそれ

らは渇水時も十分に利用されており、安定水源と合わせると、98,000 m³/日以上水源がある。**【図表2】**の水需要と見比べると、佐世保市は現状のままで十分な水源の余裕がある。

不安定水源とされている水源のうち、例えば、川棚川（石木ダムの予定河川）の暫定水利権についてみると、川棚川の流量は**【図表4】**のとおり、渇水時にも十分な流量がある。それにもかかわらず、暫定扱いされているのは、石木ダムがない現状で暫定にしておかないと、石木ダムをつくる必要性が出てこないからに他ならない。

八ッ場ダム関係の東京都も保有水源を過小評価している。端的な例は**【図表1】**の右側に示す地下水である。これは多摩地域の水道で実際に長年使われてきている水源であるが、都の水需給計画では水需給に余裕が生じては困るので、保有水源としてカウントしていない。

ダム検証の目的は、「できるだけダムにたよらない治水（利水）」への政策転換を進めることにある。従前の水需給計画をそのまま容認して、現実性のない利水対策案との比較を行うだけでは、この目的を最初から放棄していると言わざるを得ない。

3 治水についての検討

① ダム計画を位置づけた河川整備計画を前提にしており、ダム案が最適案になることが最初から予想される検証になっている。

河川整備計画策定済みの水系のダムの場合は、その整備計画を前提として治水面の検証作業が行われているが、ダム計画はその整備計画で必要性が位置付けられているのであるから、その枠内で治水対策案との比較検討を行っても、ダム以外の案が最適案になることはない。

そのために、各ダムの治水の検証では、いずれもダム案が他の治水対策案よりも安上がりで、ダム案が残るようになっている。

ダム計画を位置づけている河川整備計画を根本から見直すことなしに治水の検証を行うことは無意味である。

② 河川整備計画の過大な目標洪水流量がまかり通っている。

治水の検証においてまず実施しなければならないことは目標洪水流量の見直しである。ダム計画がある河川整備計画ではそのダム計画を位置づけるために、目標洪水流量が過大に設定されていることが多く、その見直しを行うことが必要である。

【図表5】は石木ダム計画がある川棚川の年最大流量の推移を見たものである。実績最大流量が827 m³/秒にとどまっているのに対して整備計画の目標流量は1,400 m³/秒であり、明らかに過大である。

【図表6】はサンルダム計画がある名寄川（天塩川の支川）の年最大流量の推移である。ここでも実績最大流量が1,115 m³/秒であるのに対して、目標流量は1,500 m³/秒であり、かなり過大である。

河川整備計画が未策定の水系でも、ダム検証ではダムを位置づけるために河川整備計画相当の目標流量がやはり過大に設定されている。八ッ場ダムの検証のために設定された利根川の目標流量がそうである。今回、関東地方整備局が示した河川整備計画相当の目標流量は17,000 m³/秒であるが、**【図表7】**のとおり、年最大流量の実績と比べると、著しく過大である。利根川の最近60年間の最大流量は1998年の9,220 m³/秒であり、17,000 m³/秒はその1.8倍にもなる。

③ ダムの治水効果は雨の降り方で大きく変わるギャンブル性の高いものであるにもかかわらず、安定とした治水効果があるという前提で代替案を検討している。

ダムの集水域は流域の一部でしかないので、流域に対するダムの治水効果は集水域での雨の降り方で大きく変わる。集水域の雨量が少ない場合や降雨の時間帯がずれた場合は下流に対するダムの治水効果は小さなものとなる。たとえば、【図表8】はサンルダム計画がある天塩川について近年最大の洪水においでもしサンルダムがあった場合にどの程度の治水効果があるかを実績流量データで試算したものであるが、この洪水ではサンルダムの治水効果がわずかなものであることがわかる。

このようにダムの治水効果は雨の降り方によって小さくなることがあるのであるから、安定とした治水効果があるという前提で、ダムに代わる治水対策案を検討することは誤りである。

④ 各水系において流域の安全を確保するために必要とされている最優先の治水対策を検討することなく、ダム案が最適案だという結論が先にある検証に終始しており、流域の安全を確保する視点が欠如している。

各水系では流域の安全を確保するために、堤防の嵩上げ、強化、河床掘削、内水氾濫対策など、取り組まなければならない喫緊の治水対策があることが多い。検証ではダム計画よりも前にまずそのことを取り上げて十分に検討しなければならない。

【図表9】はサンルダム計画がある天塩川の現況流下能力を北海道開発局が計算したものである。これを見ると、天塩川の河道の現況流下能力は目標流量を大きく下回っている区間が多い。その不足分はサンルダムの効果の5~10倍以上にもなっており、天塩川において取り組むべきことはこの流下能力の大きな不足を埋めることであって、サンルダムの建設ではないことは明白である。

他の水系も同様であって、ダム計画よりも優先して取り上げて、予算を重点的に配分すべき治水対策が必要であるにもかかわらず、ダム検証ではその検討を全く行うことなく、ダム計画を最優先する検証に終始している。流域の安全を確保する視点が欠如しているのである。

治水の検証は、ダム計画を位置づけた河川整備計画を前提として行われているので、ダム案が最適案として自動的に残るようになっている。その河川整備計画を根本から見直しすることなく、治水の検証を行うことは無意味である。

4 「流水の正常な機能の維持」についての検討

① 「流水の正常な機能の維持」(不特定利水容量)とは、渇水時に河川の流量が正常流量を下回った場合に、ダムから補給するためのものであるが、その目的には緊急性がなく、ダムの規模を大きくするための増量剤になっている。

各水系の正常流量は河川整備基本方針と河川整備計画で設定されているが、その値を下回っても、問題が生じることはほとんどなく、努力目標程度のものに過ぎない。ところが、最近のダム計画では利水予定者の撤退で利水容量が小さくなったことにより、ダムの規模を維持するため、「流水の正常な機能の維持」の容量を大きくしているダムが多い。

設楽ダムでは有効貯水容量 9,200 万 m^3 のうち、6,000 万 m^3 が「流水の正常な機能の維持」の容量であり、約 2/3 を占めている。五ヶ山ダムの場合、渇水対策容量も合わせると、2,910 万 m^3 で、有効貯水容量 3,970 万 m^3 の約 3/4 を占めている。緊急性が乏しい「流水の正常な機能の維持」がダムの貯水容量の大半を占めているのであるから、異様なダム計画である。

本来の目的だけではダムの容量を大きくできないので、ダム規模の増量剤として、「流水の正常な機能の維持」を加えてダムの容量を引き上げているのである。

② 「流水の正常な機能の維持」のため、海水の淡水化、地下水の採取など、まったく非現実的な対策案が考えられ、それらとの比較でダム案が選択されており、茶番劇というべき検証が行われている。

「流水の正常な機能の維持」は上述のとおり、本来の必要性が乏しいものであるが、そのために必要な水量が大きいので、それを確保する代替策はいずれも非現実的なものになる。五ヶ山ダムでは海水の淡水化まで対策案として検討されている。河川の流量が少ないからといって、海水の淡水化まで行って河川に補給するようなことは現実にはありえない話であり、そのような検討を行うこと自体がばかげている。

その他に地下水の採取など、河川の流量補給対策として、現実性がゼロの対策が並べられ、それとの比較でダム案が選択されており、茶番劇というべき検証が行われている。

5 治水利水以外についての検討

ダムは自然に対して多大な影響を与え、さらに近年では大滝ダム(奈良県)や滝沢ダム(埼玉県)の例が示すように試験湛水開始後に地すべりが次々と起きるダムがあるから、ダムの検証では自然への影響、地すべり誘発の危険性を徹底的に点検することが必要である。また、堆砂の見込み量を過小評価しているダム計画が多いので、堆砂計画の全面的な見直しも必須の検証項目である。

しかし、ダムの検証ではいずれのダムも、自然への影響、地すべりの危険性、堆砂計画についての本格的な点検が行われていない。

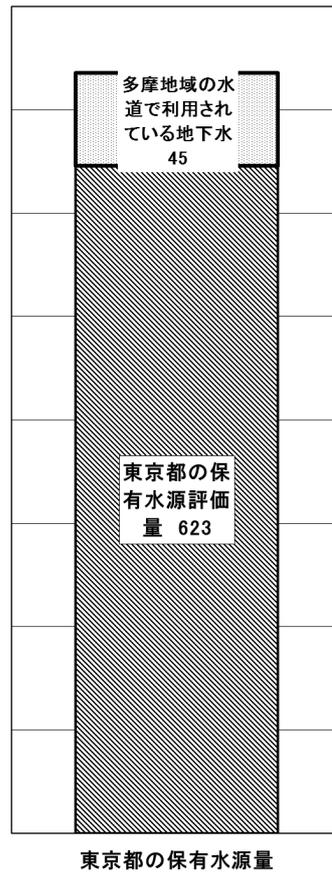
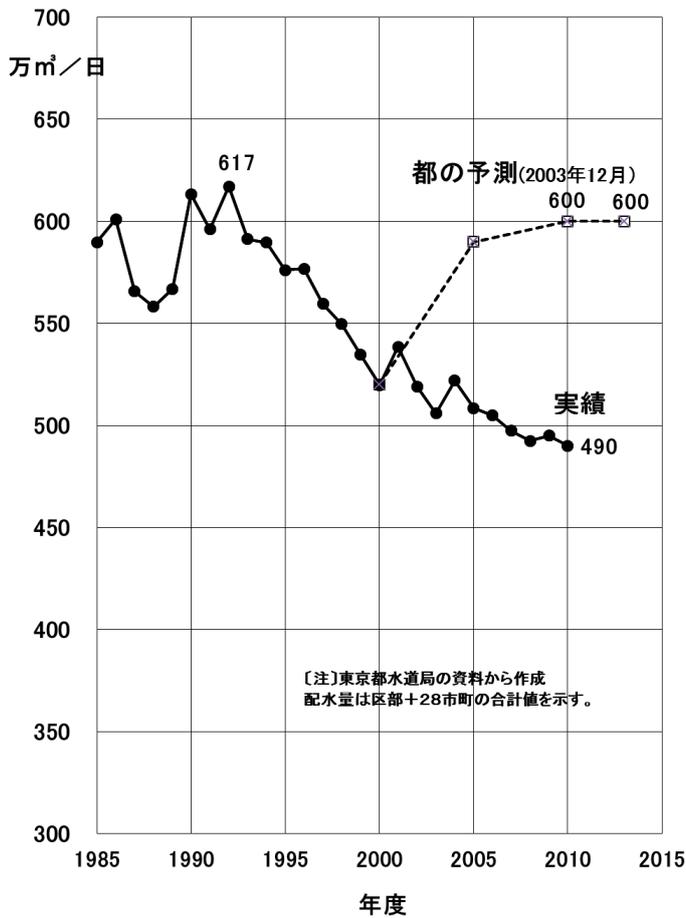
6 まとめ

国交省の「今後の治水のあり方を考える有識者会議」の中間とりまとめ(2010年9月27日)の冒頭で、「我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、三つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならないという認識のもと、『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換を進めるとの考えに基づき」と書かれているように、ダム検証の目的は「できるだけダムにたよらない治水(利水)」への政策転換を進めることにある。

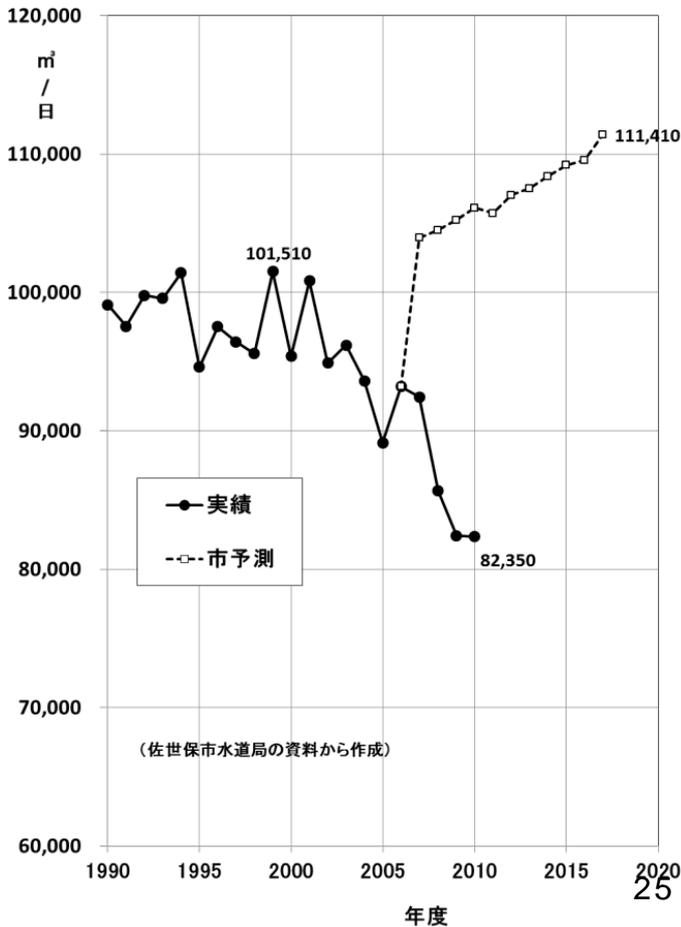
しかし、実際に行われているダム検証は以上述べたとおり、この本来の目的はすっかり消え去り、ダム計画にゴーサインを与えるための形だけの検証に墮してしまっている。

国交大臣が全国のダム計画の見直しを表明しながら、実際にはダム計画を推進するための検証が行われていくのは国民を愚弄するものと言わざるを得ない。

【図表1】東京都水道の一日最大配水量の実績と予測



【図表2】佐世保市水道の一日最大配水量の実績と市予測(佐世保地区)



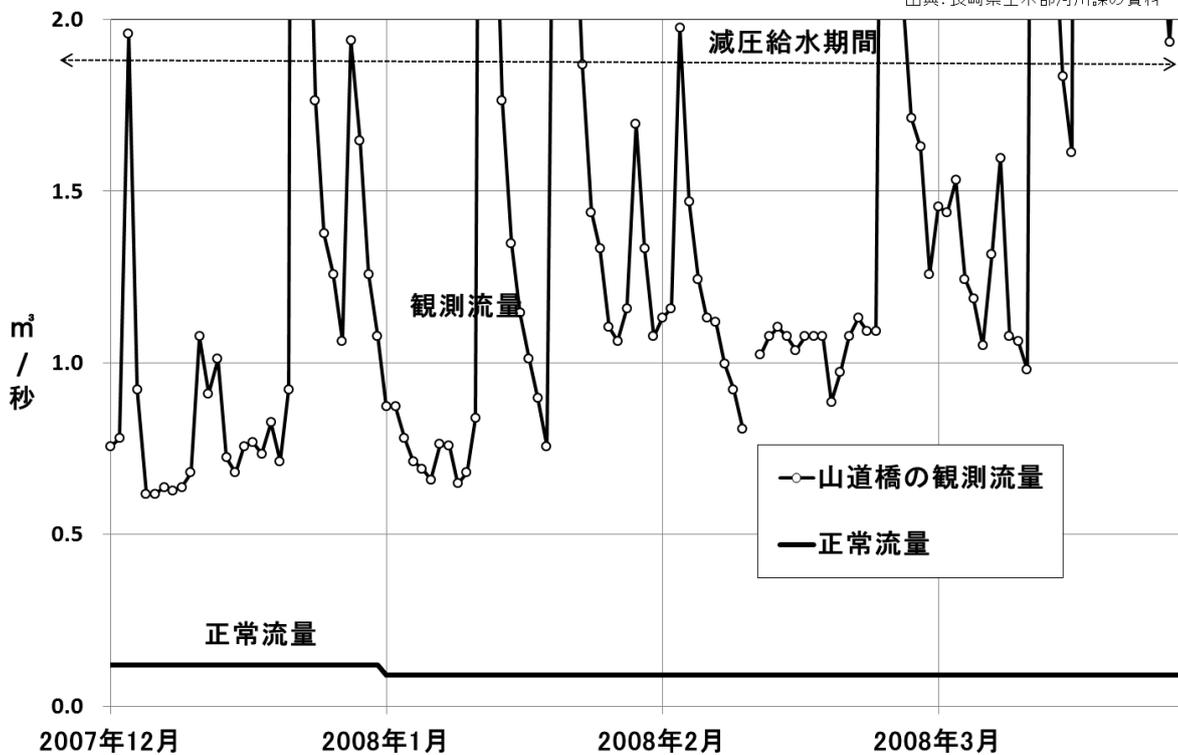
【図表3】 佐世保市水道の水源

		水利権 (m ³ /日)	
安定水源	川谷ダム	13,300	77,000m ³ /日
	転石ダム	2,700	
	相当ダム	5,700	
	菰田ダム	12,600	
	山の田ダム	6,300	
	相浦取水場(相浦川)	4,500	
	下の原ダム	14,800	
	小森川取水場(小森川)	2,100	
	川棚取水場(川棚川)	15,000	
不安定水源と扱われている水源	相浦川の慣行水利権	22,500	実際には渇水時にも使える水源量 21,000m ³ /日以上
	湧水(岡本水源)	1,000	
	川棚川の暫定水利権	5,000	
渇水時にも実際に使える水源の合計		98,000m ³ /日	

(佐世保市水道局の資料から作成)

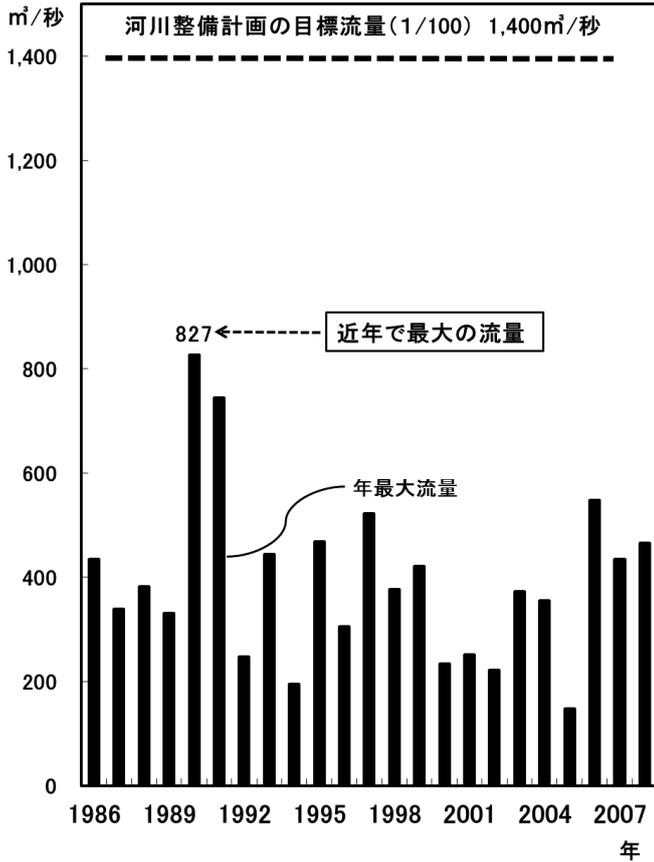
【図表4】 平成19年度渇水における山道橋の取水後の観測流量

出典:長崎県土木部河川課の資料

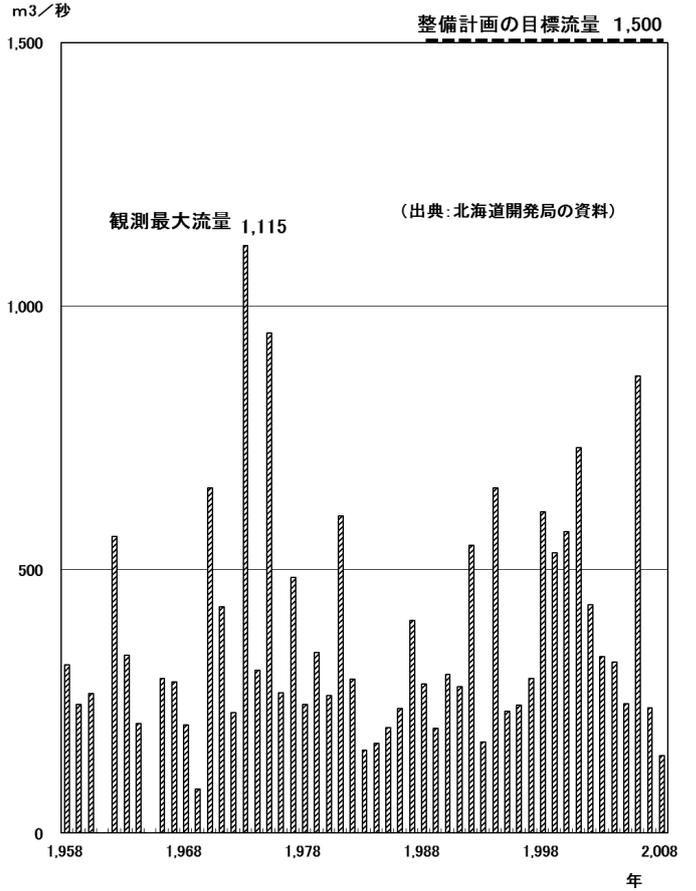


【図表5】川棚川・山道橋の実績洪水流量と計画洪水流量

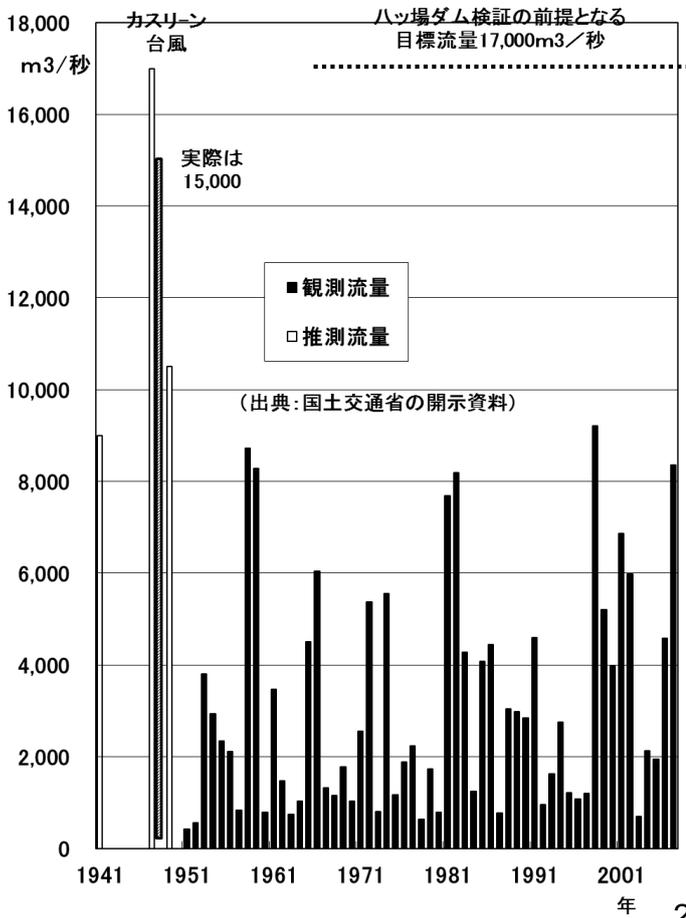
出典：長崎県土木部河川課の資料。1990年の実績は中田橋の観測値からの推定。



【図表6】名寄川・真敷別(まくんべつ)の年最大観測流量の推移

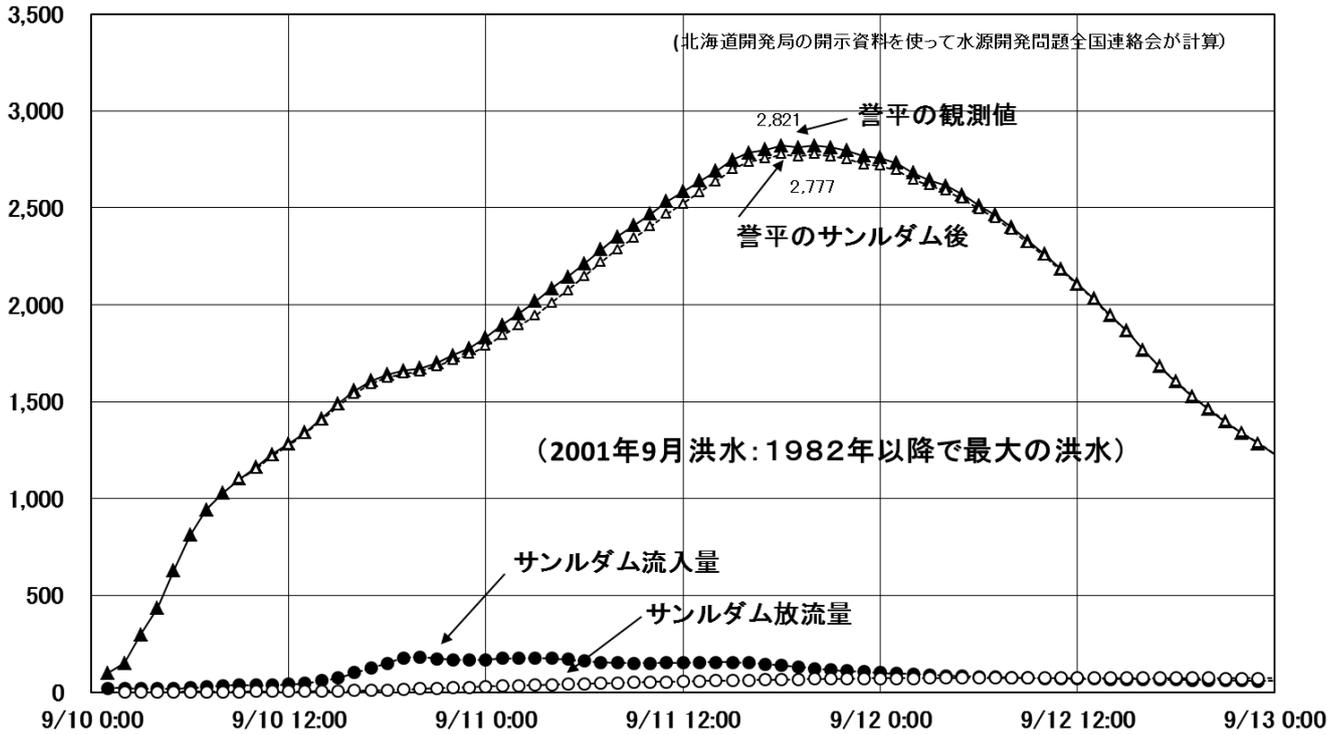


【図表7】利根川・八斗島地点の年最大流量の推移

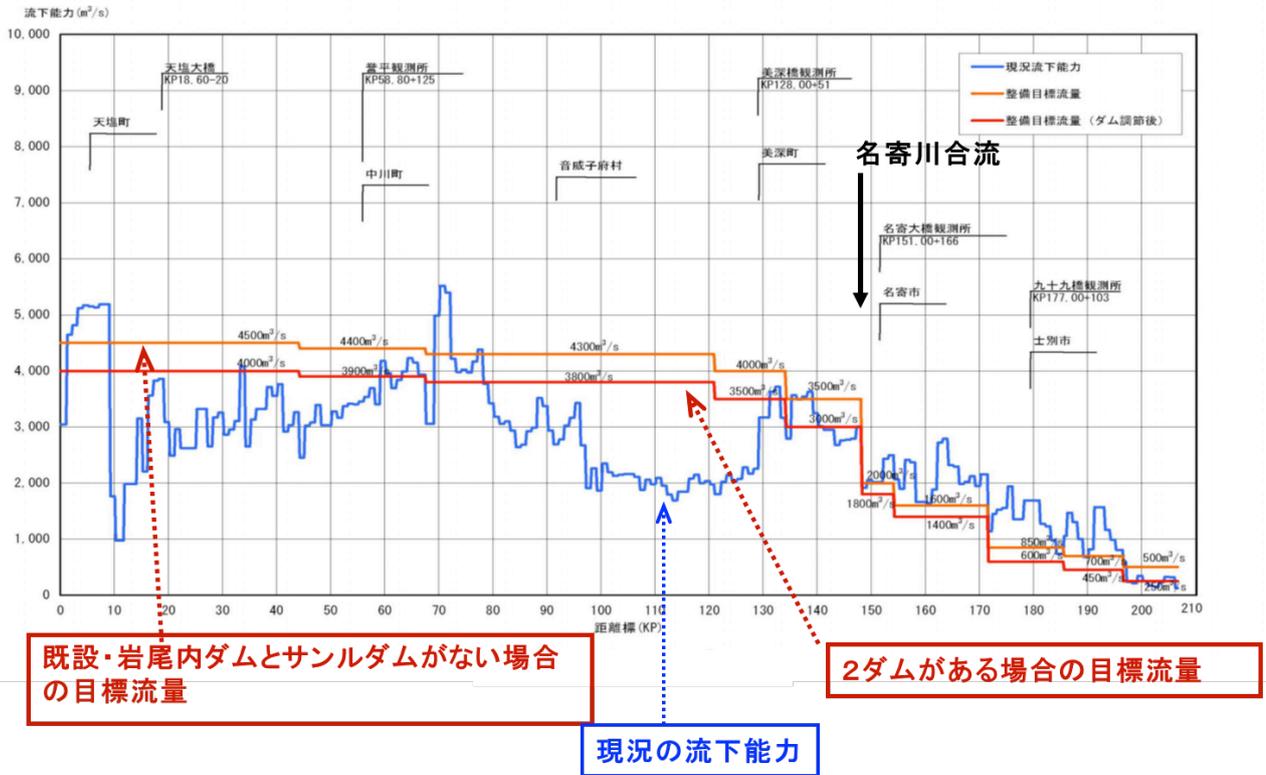


m³/秒

【図表8】2001年9月洪水におけるサンルダムの効果の試算(天塩川・誉平)



【図表9】天塩川の流下能力図(北海道開発局の計算)



今必要な治水対策とは？ ハツ場ダムと利根川を例にとって考える

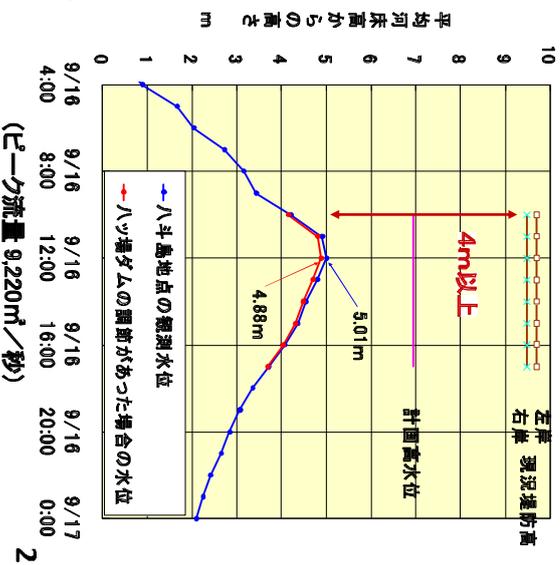
1

ハツ場ダムの問題点① もともと、あまり大きな治水効果を持ち得ない。

最近60年間で最大の洪水(平成10年9月洪水)について
実測流量からハツ場ダムの効果を八斗島地点で計算すると

ハツ場ダムの治水効果を最大に見ても洪水ピーク水位の低減はわずかに13cm(実際は10cm以下)、そのときの水位は堤防天端から4m以上も下にあった。

【注】ハツ場ダム地点の流量は近傍の岩島地点の観測流量から算出。右図は、岩島地点から八斗島地点までの流下時間を3時間とし、ダム地点の観測流量がそのまま八斗島地点のピークを判断するものとして、ハツ場ダムの効果を最大に見た場合である。



利根川に対するハツ場ダムの効果も同じ

大戸川ダムの効果を淀川の現場で確認すると



(宮本博司氏のスライドから作成)

3

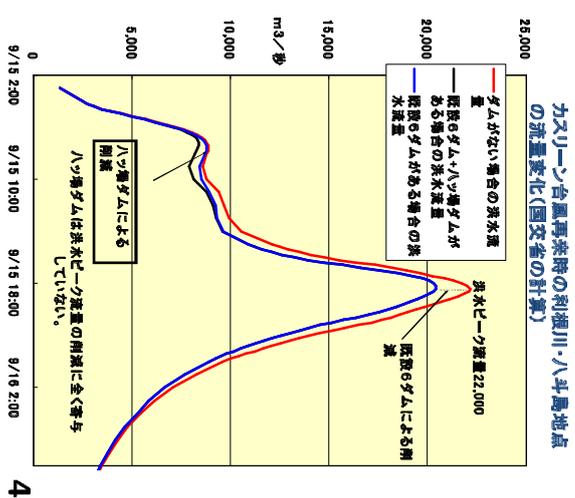
問題点② ハツ場ダムはキャンブル的な治水対策

ダムはその集水域の雨量が小さかったり、降雨の時間帯がずれたために、本川への治水効果が小さくなることしばしばあり、キャンブル的な治水対策である。

例 国交省の計算では、昭和22年のカスリーン台風再来時におけるハツ場ダムの治水効果はゼロ

朝日 2008年11月18日

「カスリーン台風」によるハツ場ダム効果なし



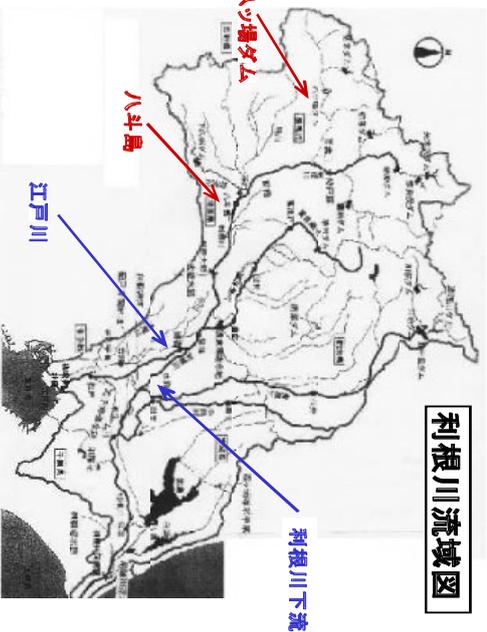
4

2

問題点③

下流に行くほど、ハツ場ダムの洪水ピーク削減効果が減衰

上流部での洪水波形は下流に流れるにつれて小さくなっていくので、ダム地点での調節効果は下流に行くほど小さくなる。それは川の合流により洪水同士がぶつかったり、河道での貯留があつたりして、ピークが下がっていくもので、河道貯留効果といわれるものである。



ハツ場ダムの洪水ピーク削減効果は、八斗島地点から江戸川、利根川下流へと流れるにつれて、小さくなっていく。

5

問題点④
超過洪水が来ると、ハツ場ダムは治水機能を喪失

和歌山のダムのように、ダム地点の洪水が想定を超えると、ハツ場ダムも治水機能を失う。



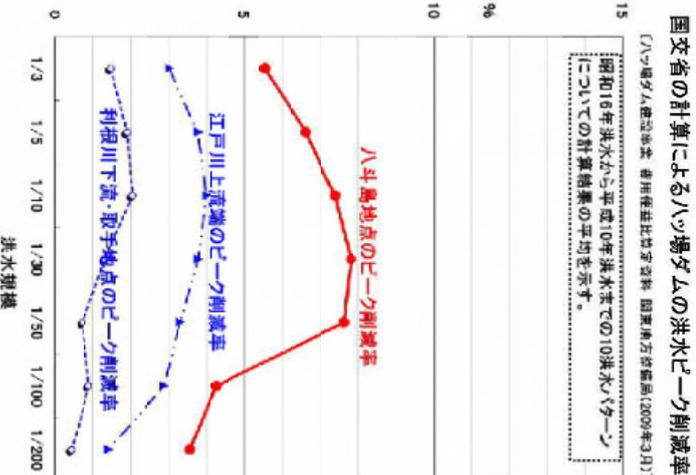
2011年9月14日

7

国交省の計算でも、ハツ場

ダムの治水効果は江戸川の上流端では八斗島地点の1/2程度に、利根川下流の取手地点では1/4~1/6まで低下している。下流に行くほど、ハツ場ダムの治水効果は減衰していく。

(国交省の計算はハツ場ダムの治水効果を過大に見込んだものだが、それでも上記の結果が得られている。)



6

ハツ場ダムによる治水対策の問題点

- ① 近年最大の洪水(1998年)について計算してみると、ハツ場ダムの治水効果は小さなものである。
- ② 下流に行くほど、ハツ場ダムによる洪水ピークの削減効果は減衰していく。
- ③ ダムは雨の降り方によって治水効果が大きく変動するギャングルの治水対策であるので、ハツ場ダムの治水効果がゼロになることがある(例. カスリーン台風洪水)。
- ④ ダム地点の洪水が想定を超えると、ハツ場ダムは治水機能を喪失する。

8

利根川で進めるべき治水対策

治水対策の基本

河道整備（堤防整備、河床掘削、堤防強化）

洪水を極力閉じ込めない方策の追求も必要
（今まで氾濫しているところは土地利用のコントロール）

9

利根川の河道の整備状況

関東地方整備局による利根川の流下能力の数字

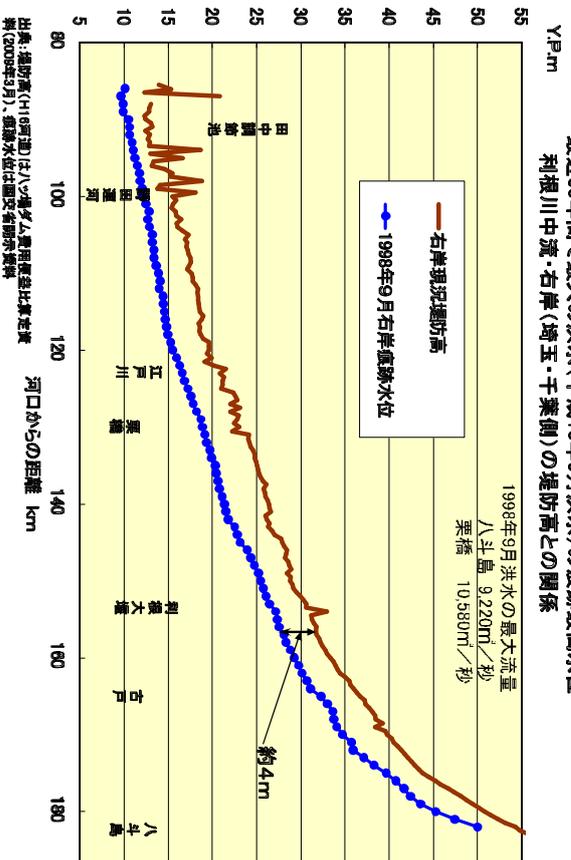
過小評価されている可能性が高い。

現実の洪水に対して現況河道はどの程度の安全性が確保されているのか、洪水の痕跡水位によって河道の流下能力をあらためて評価する必要がある。

10

利根川は大きな洪水が十分な余裕で流れる流下能力がほぼ確保されている。（江戸川も同様）

最近60年間で最大の洪水（平成10年9月洪水）の痕跡最高水位
利根川中流・右岸（埼玉・千葉側）の堤防高との関係



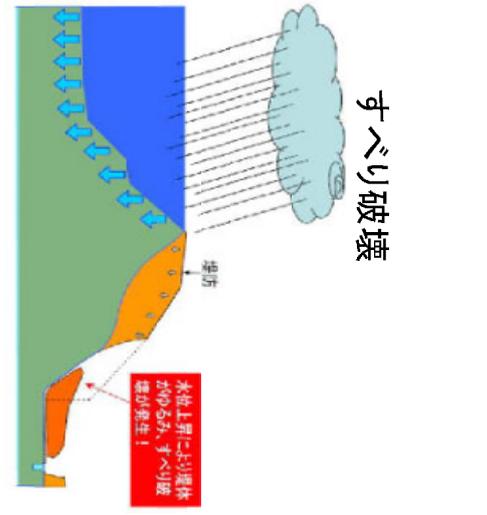
11

現実の洪水の痕跡水位による利根川の流下能力の評価

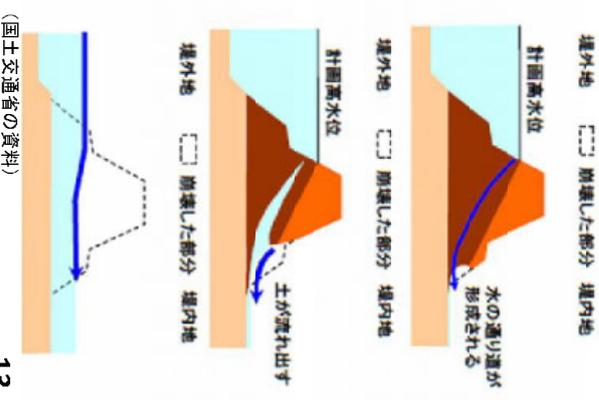
- 最近60年間で最大の洪水（平成10年9月洪水）は、利根川と江戸川のほとんどの区間で堤防の天端から4～5mも下を流下しており、十分に余裕がある状態になっている。
- 利根川と江戸川では現実の大きな洪水を流下できる河道断面積がほとんどすでに十分に確保されている。

12

利根川、江戸川では流下能力は確保されてきているが、脆弱な堤防が放置されている。



パイピング破壊



(国土交通省の資料) 13

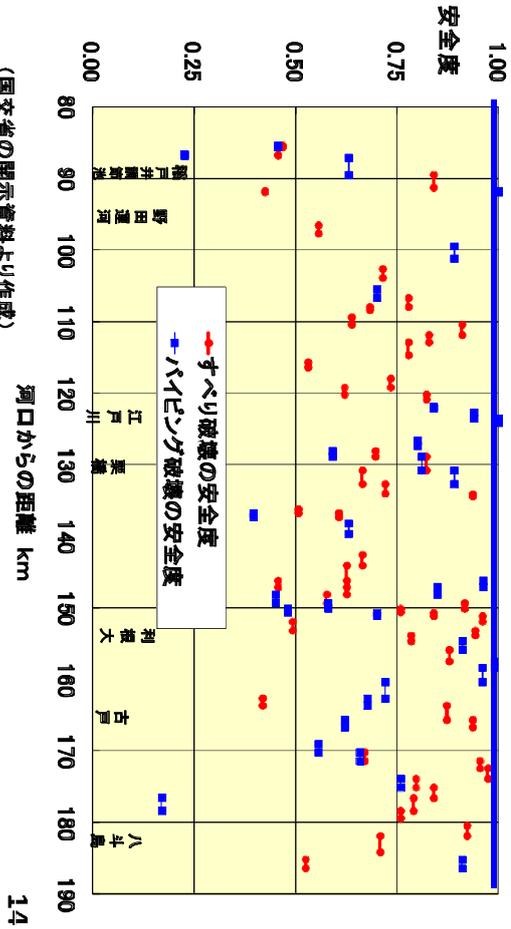
ハツ場ダムに関する6都県知事共同声明(2009年10月19日)
近年の洪水でも、利根川の堤防や堤防下の地盤からの漏水が至る所で発生している。これらの漏水はそのまま放置すれば堤防決壊につながる可能性があるが、非常に危険な現象である。(→ ハツ場ダムが必要)



●埼玉県加須市漏水状況(H13台風15号)

利根川は洪水時に、浸透による破壊の危険性がある堤防が各所にある。

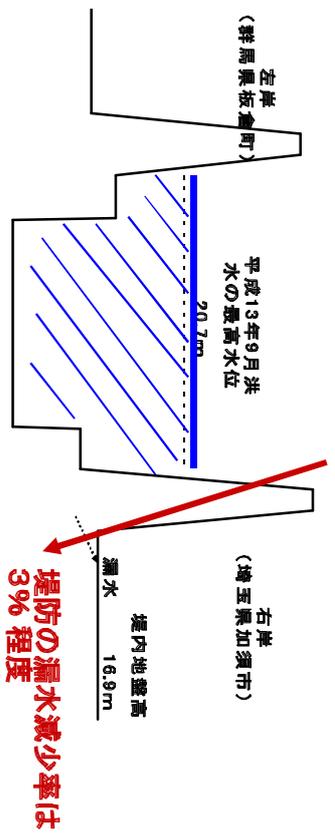
利根川中流・右岸堤防のすべり破壊とパイピング破壊の安全度



(国土省の開示資料より作成)

6都県知事共同声明の要旨

平成13年9月洪水の状況(加須市付近の断面模式図)
ハツ場ダムがあつた場合の加須地点での水位低下効果はせいぜい10cm程度

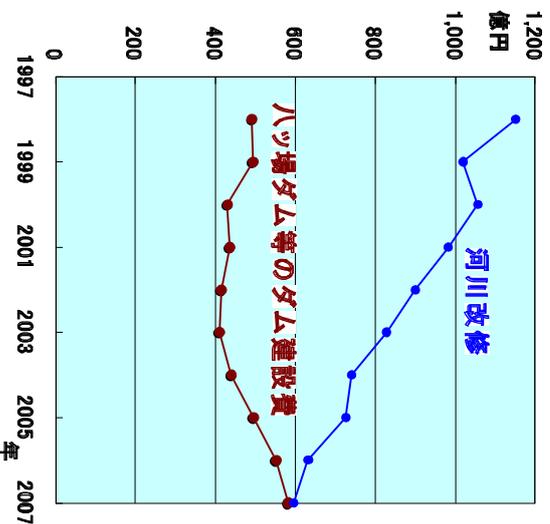


堤防の漏水は堤防の強化で防止すべきであつて、ハツ場ダムに漏水防止を期待するのは筋違いである。

利根川、江戸川では脆弱な堤防が放置されている。

ハツ場ダム等のダム建設のために堤防の強化等の河川改修の予算は急減してきている。

利根川水系のダム建設と河川改修の事業費の推移

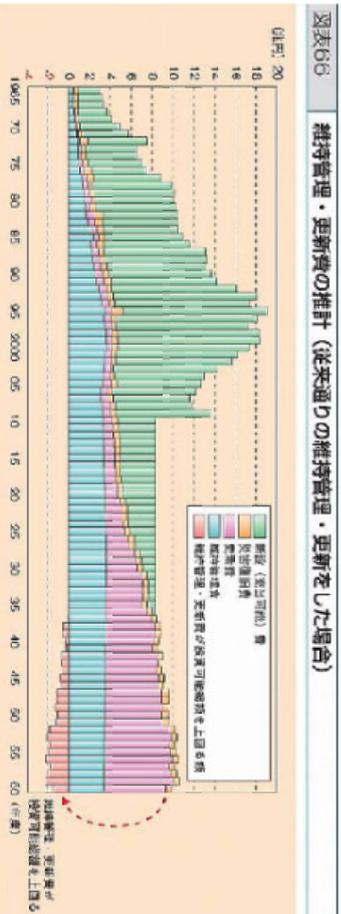


洪水に対して危険のある脆弱な堤防が半永久的に放置される。

今のうちに、不要不急のダム建設に河川予算を投入するのをやめて、流域の安全を守る上で喫緊の課題である堤防の強化に河川予算を注ぎ込まないと、洪水に対して危険のある状態が半永久的に放置されてしまうことになる。

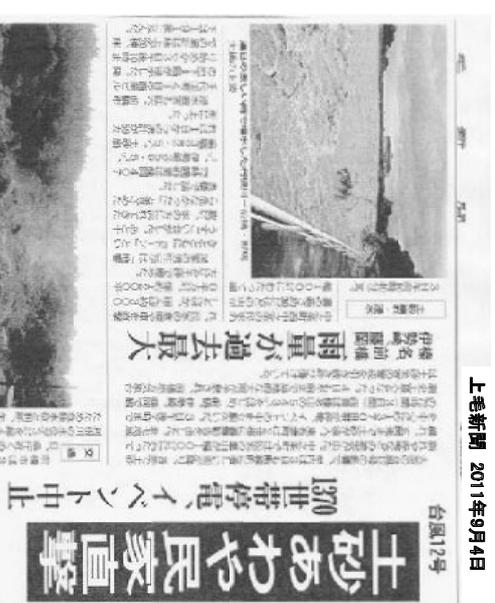
将来は、つくりすぎた社会資本の維持管理費、更新費が増大していくため、生活を支えるための新規の社会投資が次第に困難になっていく。

社会資本の投資額の推移 (平成21年度国土交通白書より)



内水氾濫対策の強化も急務

今夏の台風12号群馬県南部で記録的な大雨
 → 群馬県内で床上浸水14棟、床下浸水89棟の被害
 利根川とその支川からの越水ではなく、内水氾濫(小河川の氾濫を含む)による被害
 今回の台風で仮にハツ場ダムがあっても効果ゼロ → 内水氾濫対策の強化が急務



基本高水流量問題 利根川を例にとって

1

昭和30年代にダム関係の法律が成立

(直轄ダム及び水公団ダムをつくるための法律)

1957(昭和32)年 特定多目的ダム法

1961(昭和36)年 水資源開発促進法

水資源開発公団法

1964(昭和39)年 河川法の改正

昭和39年の河川法改正で、
建設省による河川支配の管理システムがつけられた。

2

各水系ごとに工実施基本計画の策定を義務付け

昭和39年の河川法改正

治水計画 (河川法施行令)

- ① 基本高水流量の設定
(ダム等の洪水調節施設がない場合の洪水目標流量)
- ② 計画高水流量の設定
(洪水調節後、河道で対応する洪水目標流量)
- ③ ダム等による洪水調節流量
= 基本高水流量 - 計画高水流量

治水面でのダム建設計画の明確な位置づけ

3

基本高水流量

既往最大から確率目標流量へ

昭和39年の河川法改正前までは、
各水系は既往最大の洪水流量に対応できるように、治水計画が策定されていた。

河川法改正後は、
各水系ごとに治水安全度(1/100(100年に1回の洪水)とか
1/200...)を定め、その安全度に相当する洪水流量を基本高
水流量とすることになった。

それにより、治水計画の目標流量は従前よりはるかに大きく
なり、より多くのダム建設を進めることが必要となった。

4

貯留関数法(洪水流出計算法)

1961(昭和36)年、

建設省土木研究所の木村俊晃氏が

洪水流出計算法として貯留関数法を提案。

日本独自の計算法であって、諸外国では採用されていない。

この貯留関数法を用いて、各水系で1/100とか1/200といった確率

洪水目標の基本高水流量の計算が行われるようになった。

貯留関数法による基本高水流量の算出方法は科学的にも基本的な問題があるが、この方法によって大きな洪水目標流量が計算され、多くのダム建設を進めることができるようになった。

5

貯留関数法(洪水流出計算法)

貯留関数法の式

$$S = K * Q^p$$

S: 貯留量 (m³/秒 × 時間)

Q: 流量 (m³/秒)

K, p: 定数

左辺と右辺の次元が合わない便宜上の式で、洪水流出の仕組みをモデル化したものではない。
(力学的に意味がある式ではない。)

貯留関数法は日本独自の計算法であるが、菅原正巳氏(国立防災科学技術センター)が昭和30年代に開発したタンクモデル法は各国で利用されている。

6

利根川の基本高水流量(八斗島)

昭和24年の治水計画

ダム調節前の計画洪水流量 17,000m³/秒

(昭和22年のカスリーン台風の実績流量(正しくは15,000m³/秒))

ダム調節後の計画洪水流量 14,000m³/秒

洪水調節量 3,000m³/秒

昭和55年の治水計画

基本高水流量 22,000m³/秒

(200年に1回の洪水流量=カスリーン台風洪水流量)

計画高水流量 16,000m³/秒

洪水調節量 6,000m³/秒

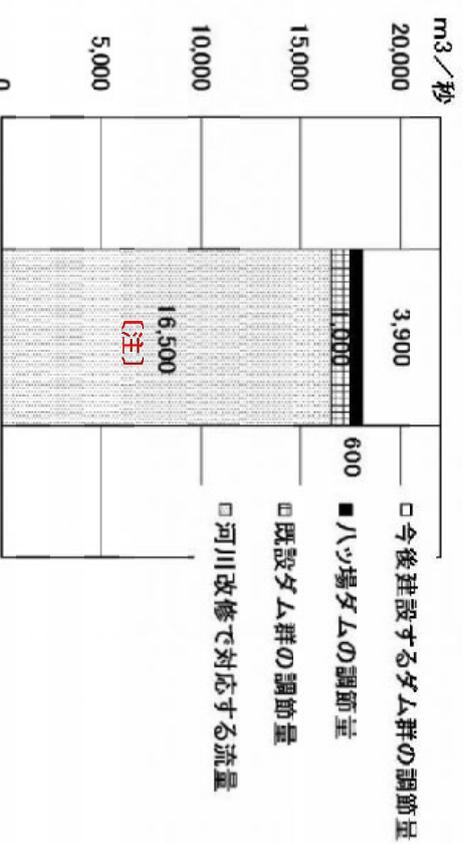


ダム等による洪水調節量が3,000m³/秒から6,000m³/秒へと、倍増したことにより、既設ダム、ハツ場ダムの他に多くのダムを建設することが必要になった。

7

利根川水系

基本高水流量22,000m³/秒(八斗島)を達成するためには、3,900m³/秒を調節するダム群をつくらなければならない。→10基以上のダムが必要



[注]平成18年の利根川水系河川整備基本方針により、16,000m³/秒から16,500m³/秒へ

8

平成22年10月

利根川の基本高水流量、毎秒22,000m3を算出した根拠資料が存在しない。



9

日本学術会議分科会の回答(平成23年9月)

本分科会では

八斗島地点における昭和22年の既往最大洪水流量の推定値は21,100m³/秒、200年超過確率洪水流量22,200m³/秒が妥当であると判断する。

国交省の

①従来の計算値と②新モデルの計算値(八斗島)の比較

昭和22年洪水(カスリーン台風)の再現計算

① 22,000m³/秒

② 21,100m³/秒

1/200の確率流量(総合確率法)

① 21,200m³/秒

② 22,200m³/秒

同じ計算モデルで算出

10

3

ハツ場ダム 基本高水検証始まる 日本学術会議の分科会

平成23年1月20日 東京新聞群馬版より転載

ハツ場(やんば)ダム建設の根拠となっている利根川の最大流量(基本高水)について、馬淵澄夫前国土交通相が「ゼロベースで新たな流出計算モデルを構築する」として再計算する方針を示したのを受け、計算内容の可否などを検証する分科会が十九日発足し、東京都内で初会合を開いた。九月末を目標に、国交省が実施する再計算の内容評価をまとめる。

基本高水の再計算については、国交省が十三日付で日本学術会議に内容評価を依頼。同会議の「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」が役割を担う。

委員長に就任した小池俊雄・東大教授は、基本高水の再計算結果について「(ハツ場などの)ダム建設の是非だけでなく、(利根川水系の)河川整備計画全体に影響する」と明言した。

10

日本学術会議分科会で出されたデータに基づいて科学的に判断すれば、結論は全く逆になる。

①山の保水力の向上によって洪水ピーク流量は低減している。

②昭和22年9月洪水の再来流量21,100m³/秒はきわめて過大である。

③基本高水流量は従前の数字よりはるかに小さい値が妥当である。

という結論が導かれる。

12

日本学術会議が国交省の数字を容認した理由

- 利根川水系の基本高水流量が変われば、全国の水系の治水計画の見直しは必至。
- 一級水系109水系のうち、104水系で貯留関数法を使用。2000を超える二級水系のほとんども貯留関数法を使用。

- 従来の貯留関数法の計算方法が問題になれば、全国の水系の治水計画の根底が揺らぐことになる。

従来の貯留関数法を妥当とし、利根川の基本高水流量を容認する結論が先にあつたのではないか。

13

カスリーン台風の再来流量の確かな値は実績流量を踏まえたもの

カスリーン台風の実績流量(八斗島)

実際は 15,000m³/秒程度

八斗島上流の氾濫流量 1,000m³/秒程度

その後の流域の保水力の向上による洪水ピーク流量の低減率を控えめに10%とすれば、
(15,000+1,000)×90% = 14,400m³/秒

再来流量の真値は15,000m³/秒未満(八斗島)

14

貯留関数法で求めた基本高水流量はあくまで架空の計算値であり、ダム建設推進のための数字であるから、

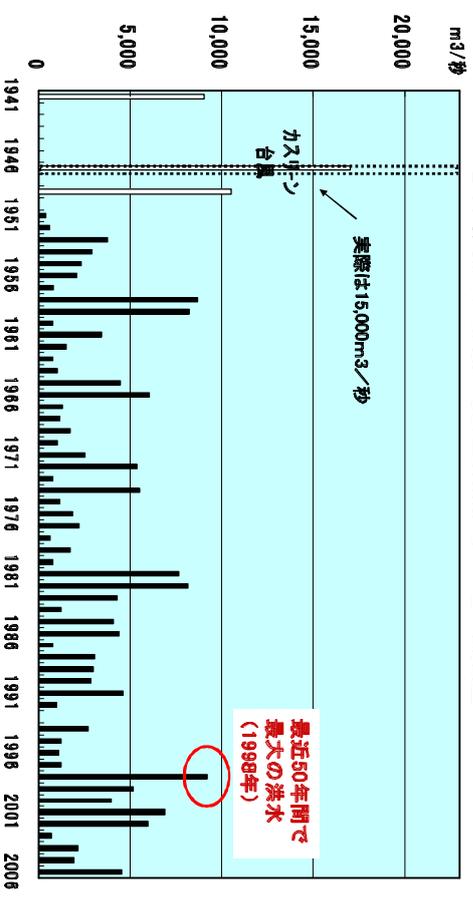
現実的な治水対策を進めるためには、治水計画の目標流量を昭和30年代までのように実績流量に基づいた数字に変えることが必要。

目標流量を超える洪水が来る可能性は極めて低いが、その備えとして、壊滅的な被害を受けない対策が別途必要である。

15

基本高水流量22,000m³/秒は最近60年間の観測流量と比べると、異常に大きい値。

国の計算では今、同じ雨が降ると、22,000m³/秒 → 基本高水流量



利根川・八斗島地点の年最大流量の推移

16

利根川水系河川整備計画は未策定

利根川でも多摩川と同様、最近30～40年間に於ける最大観測流量に近い値を目標流量とすべきである。

多少の余裕を見た1万数千 m^3 /秒で十分ではないか。

64年前のカスリーン台風洪水まで遡るとしても、15,000 m^3 /秒未満。

八ッ場ダム「関係地方公共団体からなる検討の場」第6回幹事会で
関東地方整備局が示した
利根川「河川整備計画相当の目標流量」17,000 m^3 /秒は過大である。

17

治水計画のあり方

治水計画はあくまで、現実的な意味を持つ、実際の最近の最大洪水流量を目標流量とすべきである。

非現実的な過大な目標流量を設定して、八ッ場ダムなどの不要な事業に河川予算を浪費することをやめ、喫緊の課題である堤防強化対策に河川予算を振り向けるようにする。

その目標流量を超える洪水が来る可能性は非常に小さいが、もし来た場合に壊滅的な被害を受けないように対策を講じておくことが肝要である。

① 耐越水堤防への強化
洪水が堤防を越流することであっても、堤防が直ちに決壊しないように堤防の強化を進める。

② 流域への洪水の受容
洪水時に浸水があっても、生活への影響を小さくできるようにして、受容する(例. 豊川の霞堤地区)

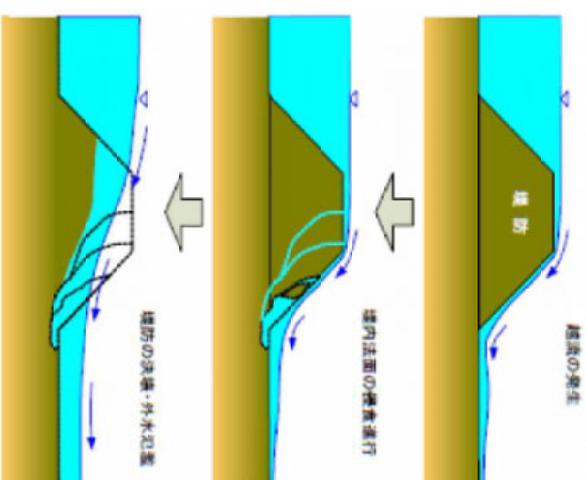
18

耐越水堤防への強化

想定を超える洪水が来ても、壊滅的な被害を受けないように、耐越水堤防への強化を図ることが必要。

淀川水系流域委員会の意見書が求めたもの
想定を超える洪水が生じても、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防だけでなく、計画高水位以上の堤防を強化し、急激な破堤が起きないように、越水対策強化を最優先で行うこと

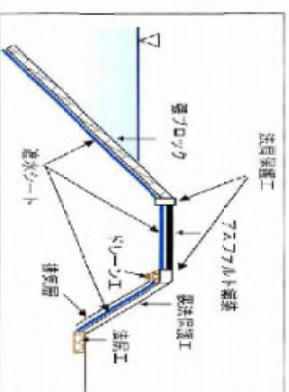
越流による破堤



(国土交通省の資料)

19

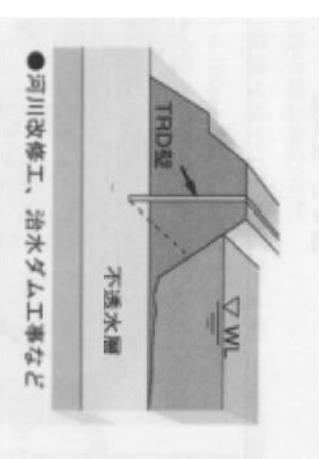
耐越水堤防の例



雲出川耐越水堤防
三重河川国道事務所HP

(宮本博司氏の資料から)

連続地中壁による強化法

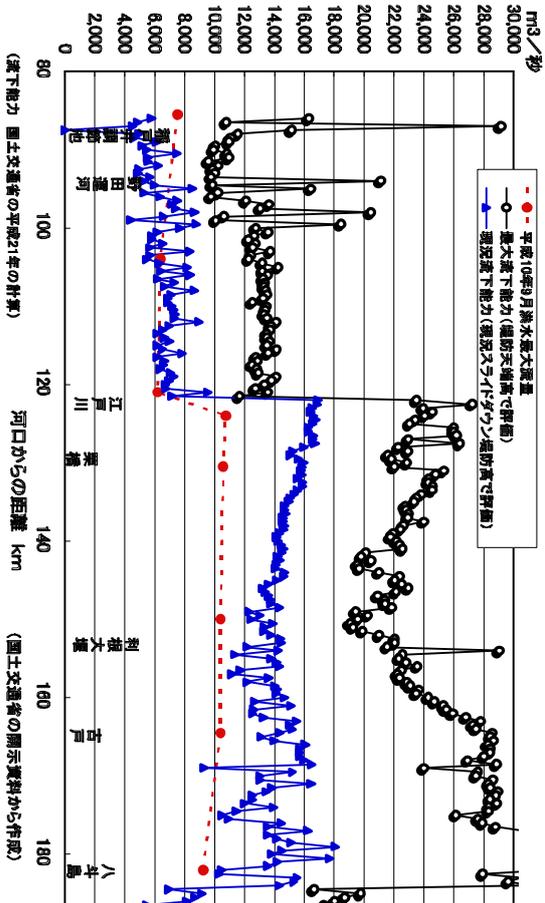


(TRDI法協会の資料から)

20

耐越水堤防への強化が行われ、堤防天端までの流下が可能となれば、河道の流下能力は大幅に増大し、流域の安全性が大きく向上する。

図3 利根川中流部の現況流下能力(右岸)

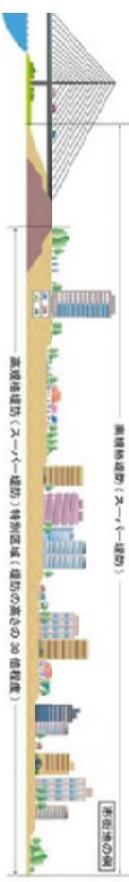


21

スーパー堤防(高規格堤防)

現在の堤防の高さの30倍程度の幅をゆるやかに盛土し、どんな洪水が発生しても壊れることのない幅の広い堤防である。

しかし、スーパー堤防は1kmの整備に500億円以上の事業費を要するため、「点」の整備しかできないので、治水対策として非現実的である。



高規格堤防の整備状況(16年3月末現在)

(会計検査院 平成15年度決算検査報告)

事業着手年度	利根川		江戸川		荒川		多摩川		荒川		大和川		合計
	昭和62	平成元	昭和62	平成元	昭和62	平成元	昭和62	平成元	昭和62	平成元	昭和62	平成元	
累計事業費	億円	980.2	641.8	1634	275.3	1010.5	423.4	4965.4	4.1	15	18.3	5.4	
完成	延長 km	0.8	0.9	—	1.6	0.1	0.5	4.1	1.5	2.3	7	24.4	
	地区数	4	2	—	5	1	3	18.3	3	7	5.4	24.4	
暫定完成	延長 km	4.7	4.9	2.7	0.5	3	1.5	18.3	3	2.3	7	24.4	
	地区数	10	9	10	3	15	7	5.4	3	4.6	9	4.9	
事業中	延長 km	3.8	1.9	9.2	2.3	2.4	4.6	24.4	7	8	9	4.9	
	地区数	7	3	13	4.5	5.6	7.5	46.9	12	24	17	11.2	
合計	地区数	20	16	23	24	24	17	11.2					

注(1) 完成とは、高規格堤防の形状(所要の高さ及び幅)が完成したものを指す。
注(2) 暫定完成とは、高規格堤防としての所要の高さ及び幅のうち一部が完成したものを指す。
注(3) 地区数については、一部重複地区があるため、合計において一致しないものがある。

23

治水計画の基本原則

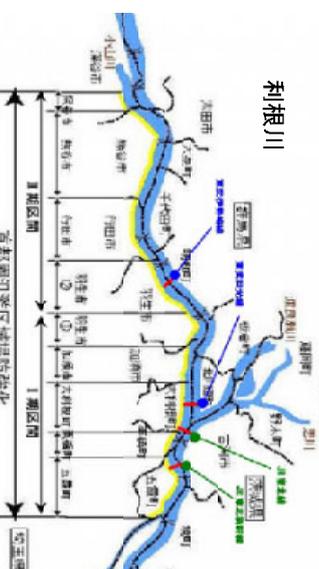
最小の費用で最大の効果がある治水対策の選択を！

堤防の強化、耐越水堤防は今後の治水対策の要であるが、それはスーパー堤防や、利根川・江戸川が進められている首都圏氾濫区域堤防強化対策事業ではない。

治水対策は、最小の費用で最大の効果があり、長い年月を要しないものを選択されなければならない。

22

首都圏氾濫区域堤防強化対策事業(利根川と江戸川)



利根川は熊谷市(埼玉県)から五霞町(茨城県)まで、江戸川は五霞町から吉川市(埼玉県)までの右岸側堤防を拡幅する事業である。
堤防の幅を拡げて堤防法面の勾配を緩やか(川裏1:7、川表1:5)にするもので、首都圏対策ということで右岸側の堤防のみを対象としている。

しかし、この事業は堤防の幅野を拡げるため、1,000戸程度の家屋の移転が必要となるもので、完成まで非常に長い年月を要し、事業費も大きく膨れ上がることを予想される事業である。

24

必要性が失われた新規ダム(ハッ場ダムを例にとって) — 利水面から

減り続けている首都圏の水道用水

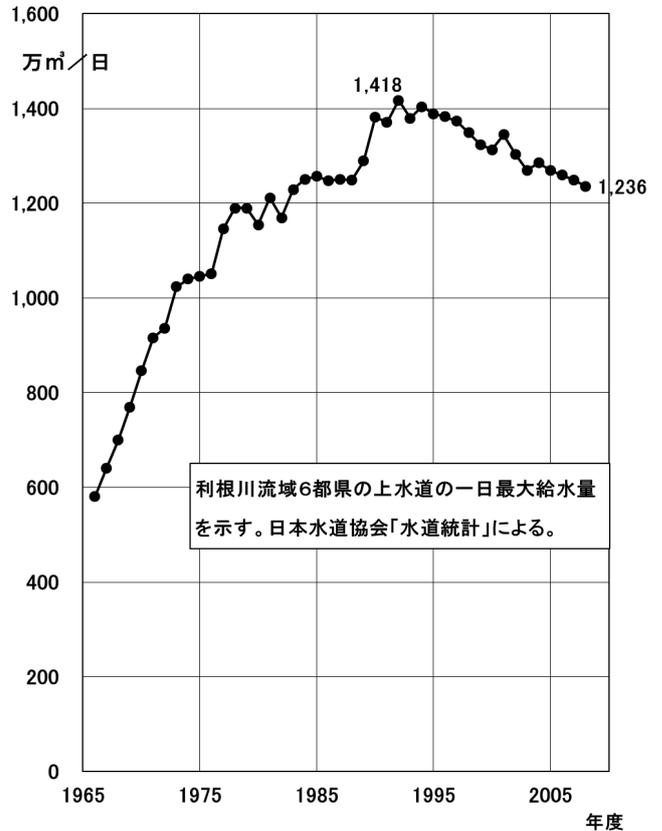
首都圏(利根川流域6都県)の一日最大給水量は減り続けている。1992年度から2008年度までの16年間に182万 m^3 /日も減っている。

この減少量はハッ場ダムの開発水量に匹敵する水量である。

[注] ハッ場ダムの開発水量

ハッ場ダムの開発水量には通年と非かんがい期(冬期)だけのものがある。後者をそのまま加算した合計は22.2 m^3 /秒(192万 m^3 /日)、これを通年に換算して合計すると、16.5 m^3 /秒(143万 m^3 /日)である。

利根川流域6都県の水道用水の動向

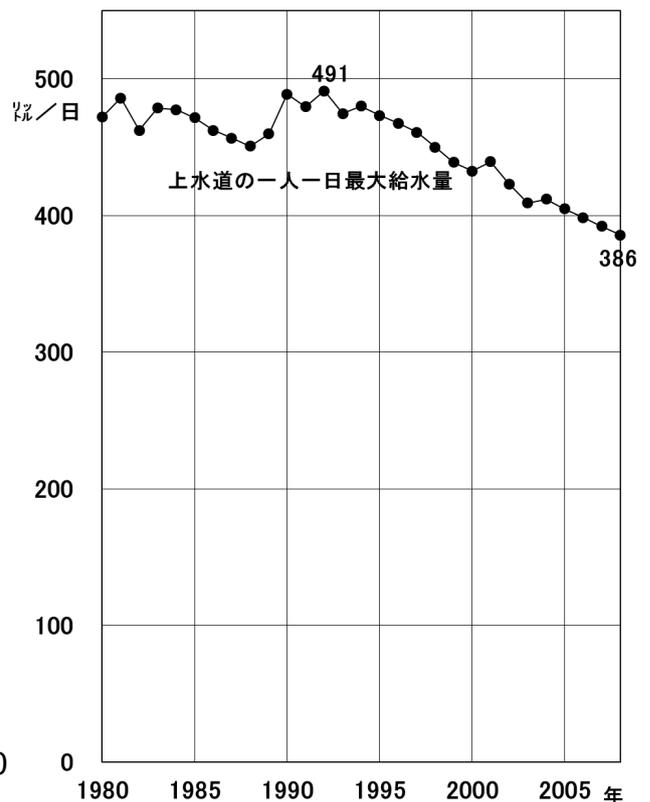


一人一日最大給水量の減少

首都圏全体で給水人口が多少増加しているにもかかわらず、一日最大給水量が減り続けているのは、一人あたり給水量がかなりの速度で減少してきているからである。1992年度から2008年度までの16年間に一人あたりの給水量は2割以上も減っている。

これは節水型機器の普及、漏水の減少、生活様式の季節変化の平準化などによるものである。節水型機器はこれからも、より節水型のものが開発され、普及していくので、一人あたりの給水量の減少傾向は今後もしばらくの間続いていく。

利根川流域6都県の一人あたり水道用水



首都圏の人口も近い将来には漸減傾向に

首都圏全体では人口はまだ多少の増加があるが、日本の人口が漸減傾向にあるので、首都圏の人口も近い将来には漸減傾向に変わることが確実である。

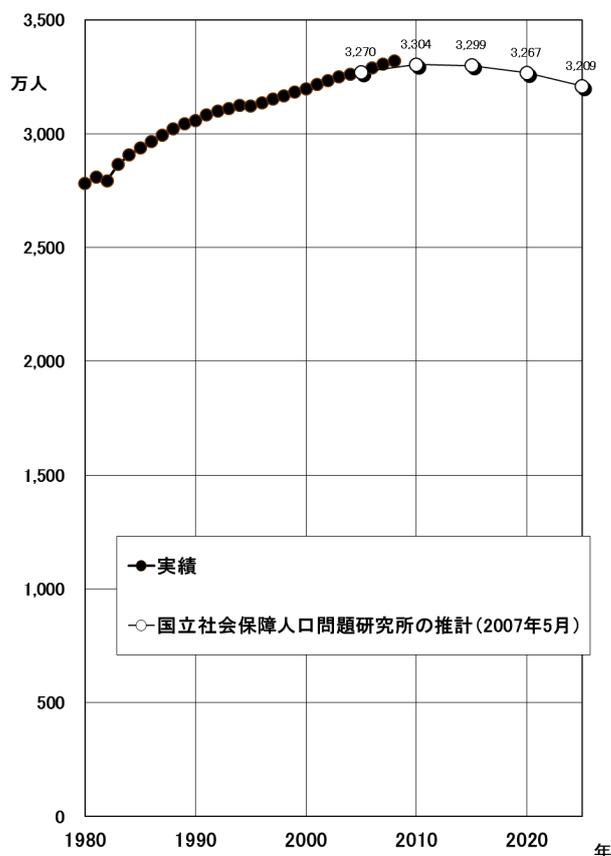
国立社会保障・人口問題研究所の推計では首都圏の人口は2015年以降は漸減傾向になっている。

首都圏の水道用水の減少傾向は今後も続いていくことは必至

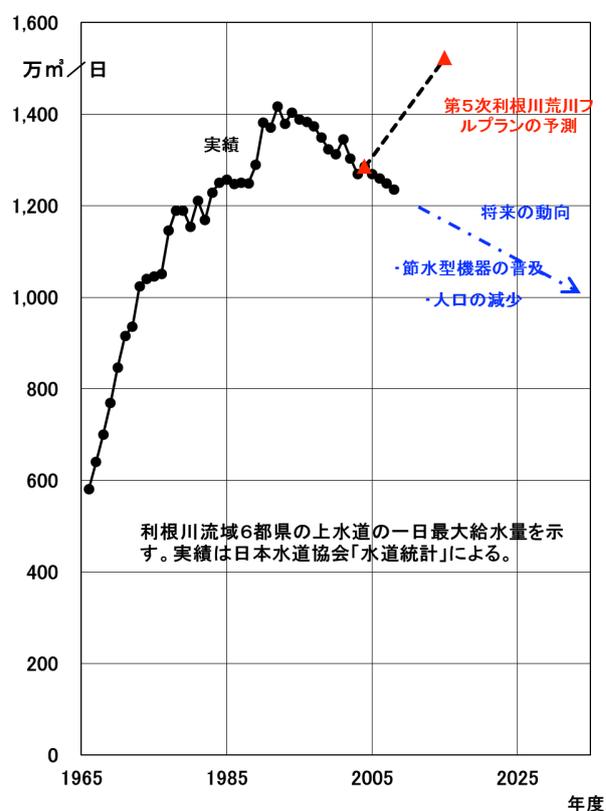
首都圏では一人当たり給水量が今後も減り続け、さらに人口も近い将来には減少傾向に変わることから、給水量の減少傾向が今後も続いていくことは必至である。

ところが、国交省の利根川荒川フルプラン（水資源開発基本計画）では、将来の給水量が大幅な増加傾向に転じることになっている。実績の傾向を無視した架空予測である。今回のハッ場ダムの検証はこの架空予測を前提としたものである。

首都圏の人口の実績と将来推計(6都県)



利根川流域の水道用水の将来の動向



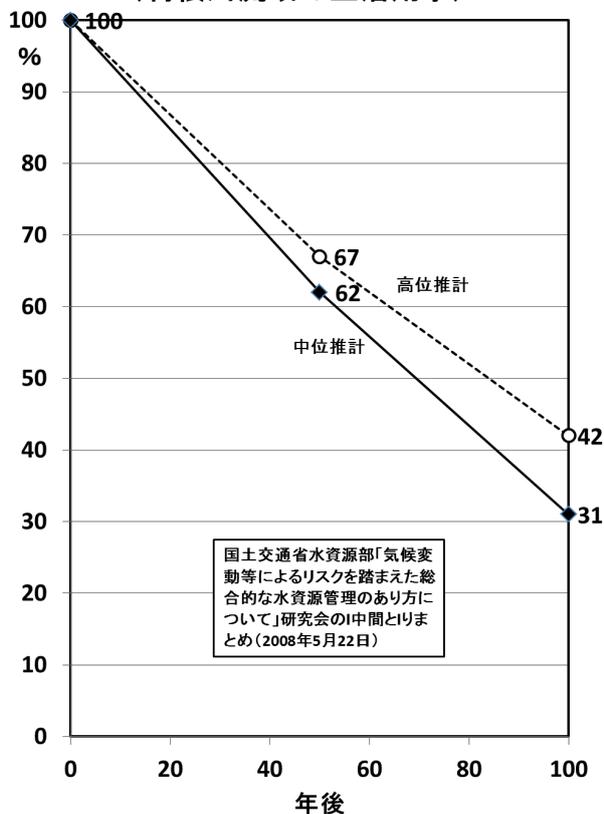
国交省も認識している水道用水の長期的減少

国土交通省水資源部の「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」研究会は2008年5月22日に「中間とりまとめ」を発表した。これは、気候変動等により、超長期的に見て将来の水需給をどうなるかを予測したものである。

この予測では、利根川流域の水道用水（この報告では生活用水と記述）は人口の減少と節水型機器の普及により、50年後には現状値の62～67%に、100年後には31～42%にまで縮小していく。

このように国交省も実際には水道用水が次第に減少し続けていくことを認識しているのである。

国交省研究会による超長期の予測
(利根川流域の生活用水)



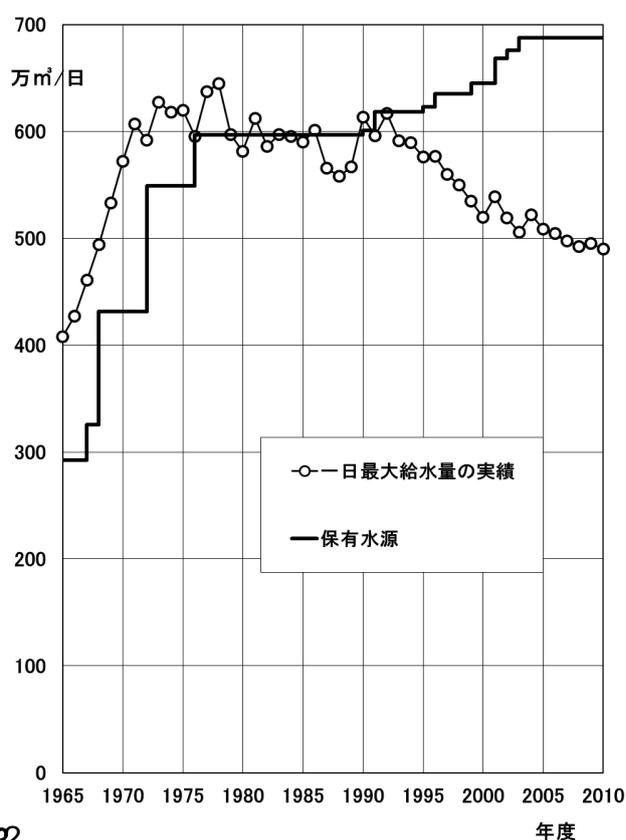
水需要の減少により、水あまりがますます顕著に

水需要の持続的な減少と水源開発事業の進捗により、利根川流域の各都県の水需給は余裕のある状態になり、水あまりの状況が年々顕著になってきている。東京都水道を例にとれば、約200万 m^3 /日の余裕水源を抱えている〔注〕。

水あまりの進行によって、渇水が到来してもその影響を受けにくい構造になりつつある。

〔注〕 多摩地域の地下水など、保有水源を正しく評価した場合を示す。

東京都水道の保有水源と一日最大配水量の推移



ハッ場ダムの利水機能はいつまで持続するのか

ハッ場ダム計画では100年分の堆砂量が1750万 m^3 であるとして、貯水池の底部に1750万 m^3 の堆砂容量が確保されている。

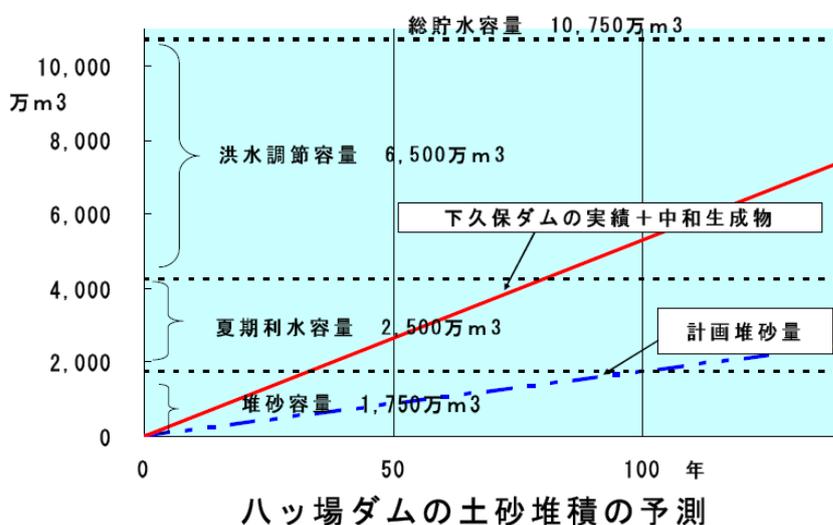
しかし、この堆砂見込み量は利根川水系ダムの堆砂実績と比べると、著しく過小である。

ハッ場ダムの検証で堆砂計画の点検が実施されたが、机上の計算で同様な数字が算出されたということだけであって、まともな検証は行われなかった。

ハッ場ダムの実際の堆砂の進行を下久保ダム等の実績データで予測してみると、堆砂容量はダム完成後30年あまりで埋まり、55年後には夏期利水容量が半減して、80年後には夏期利水容量がなくなってしまう。

実際に堆砂は貯水池上流側の浅い方にも堆積していくので、ハッ場ダムの利水機能の低下はもっと早く進行する。

仮にハッ場ダムができて、その利水機能が持続するのはそれほど長い期間ではないのである。



ハッ場ダムの計画堆砂量と利根川水系ダムの実績堆砂速度				
ダム名	流域面積 (km^2)	総貯水容量 ($万m^3$)	堆砂容量 ($万m^3$)	流域面積当たり 年平均計画堆砂量 ($m^3/年/km^2$)
ハッ場ダム	707.9	10,750	1,750	247

ダム名	流域面積 (km^2)	総貯水容量 ($万m^3$)	2006年度調査堆砂量 ($万m^3$)	流域面積当たり 年平均堆砂実績 ($m^3/年/km^2$)	竣工年月	経過年数 (年)
矢木沢	167.4	20,430	379	581	1967年9月	39
奈良俣	60.1	9,000	59	616	1991年3月	16
草木	254.0	6,050	389	511	1977年3月	30
下久保	322.9	13,000	831	677	1968年12月	38

不特定利水（流水の正常な機能な維持）と
暫定水利権の問題

1

不特定利水（流水の正常な機能の維持） について

● 河川の自然流量は渇水時に減少し、豊水時に増加するものであって、魚類等の水生生物はその流量の増減（川のかく乱作用）を前提として生息し、川の生態系が成り立っている。ダムで洪水を貯留し、ダムからの補給で正常流量を確保して、河川の流量変化を小さくすることの方が川の生態系にマイナスの影響を与える可能性が高い。

● 正常流量を確保するというダムの目的は科学的な根拠が希薄なものであって、正常流量の確保がダム貯水容量を増やしてダム計画を大きくする増量剤の役割を担っている。

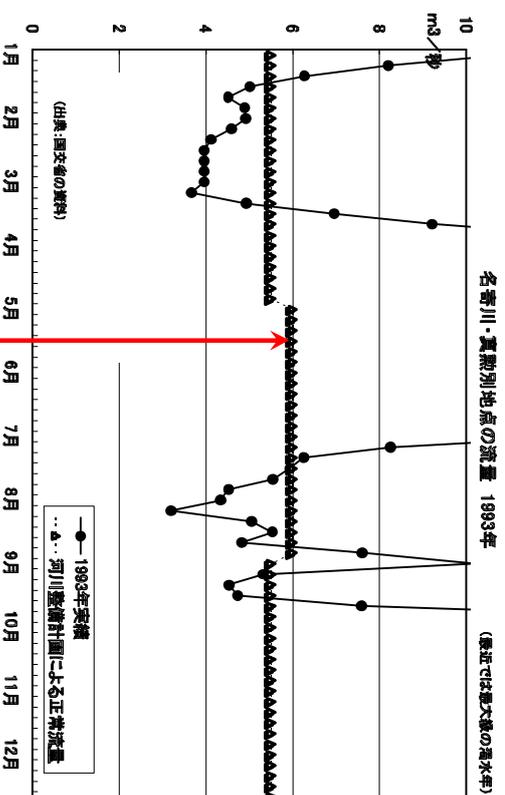
2

ダム計画の規模を大きくする増量剤になっている不特定利水

サンルダム（北海道の直轄ダム）の容量配分を見ると

- 水道用水 20万m³
- 不特定利水 (流水の正常な機能の維持) 1,500万m³
- 従属発電 (1,500万m³)
利水容量の計 1,520万m³
- 洪水調節容量 3,500万m³
- 堆砂容量 700万m³
- 総貯水容量 5,720万m³

3



正常流量を維持できるように、サンルダムから補給

渇水時の流量が正常流量を下回ることがあるが、実際の被害がどれほどあるのだろうか？

4

名寄川の正常流量(真敷別5.5~6.0m³/秒)はどこまで必要なものなのか？

天塩川水系河川整備計画

名寄川・真敷別地点

かんがい期(5~8月) 最大 概ね6.0m³/秒

非かんがい期(9~4月) 概ね5.5m³/秒

正常流量の根拠

かんがい用水 0.5m³/秒

水道・工業用水 0.7m³/秒

魚類(サケ・サクラマス)の生息 4.8m³/秒

実際にはサケ・サクラマスは流量の減少にも対応して生息している。サンプルダムによって正常流量を常に確保する必要はない。

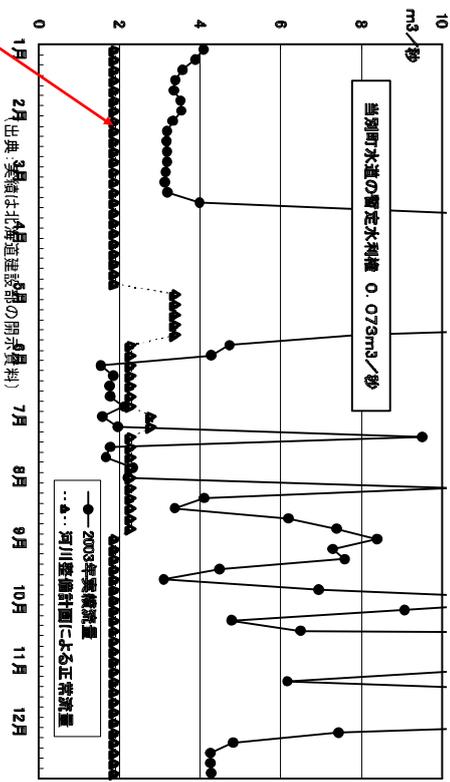
「正常流量の確保」がダム計画の規模を大きくし、同時に暫定水利権を生み出す根拠となっている。

当別ダム(北海道の補助ダム)の貯水容量

- 水道用水 880万m³
- かんがい用水 1,310万m³
- 不特定利水(流水の正常な機能の維持) 2,540万m³
- 利水容量の計 4,730万m³
- 洪水調節容量 1,920万m³
- 堆砂容量 800万m³
- 総貯水容量 7,450万m³

当別川は正常流量が確保されていないことがあるという理由で当別町水道の水利権は、当別ダムを前提とする暫定水利権として扱われている。

当別川・茂平沢地点の流量 2003年(平成16年前(1988~2007)で最大の渇水年)



当別川の河川整備計画による正常流量1.9~3.4m³/秒

当別川河川整備計画(北海道が平成14年1月に策定)では、「茂平沢」地点の正常流量が1.9~3.4m³/秒と設定されている。

渇水時にはそれに下回ることがあるので、新規の取水は暫定水利権として扱われ、その正常流量を維持するためにも当別ダムが必要とされている。

当別川の正常流量1.9~3.4m³/秒は主に魚類(サケ、エゾウグイ等)の生息に必要な流量(水深、流速から計算)から求められているが、これらの魚類は実際には流量の減少に対応して生息している。



暫定水利権とは

国土交通省等の河川管理者の水利権許可の考え方は河川の渇水時の流量の一部は既得水利権として使われ、残りは正常流量を確保するために必要なものである。河川からの新たな取水を求めるものは新規のダム計画に参画して、水利権を得ることが必要。

正常流量の確保を理由に、新規の取水はダム計画への参加を前提とした暫定水利権として許可される。

暫定水利権制度 → ダム建設を進める手段

9

ハツ場ダムの暫定水利権

ほとんどは埼玉、群馬県水道等の農業用水転用水利権

かんがい期 (夏期) 4~9月	非かんがい期 (冬期) 10~3月
農業用水転用水利権	ハツ場ダムへの参加で 冬期の水利権を確保 現在は暫定水利権で対応

安定水利権にするために、
ハツ場ダムが必要？

10

埼玉県と群馬県の農業用水転用水利権

(冬期はハツ場ダムを前提とする暫定水利権)

		転用水利権 (万㎡/日)	転用年	取水実績
埼玉県水道	農水合理 化一次	18.1	1972年	38年
	農水合理 化二次	13.2	1987年	23年
	埼玉合口 二期	31	1995年	15年
群馬県水道、 工業用水道	利根中央 事業	24.8	2002年	8年
	広域用水 転用	20.3	1996年	14年

冬期も、長年の取水実績があつて、支障をきたしたことがなく、安定水利権にすることが十分に可能。

(出典：埼玉県と群馬県の資料)

11
4

水利権許可制度の民主化、合理化を！

- 水利権許可権者＝ダム事業者であることに基本的な問題がある。
- ダム建設推進の手段として水利権許可制度が使われている。
- 「正常流量」の値とその確保の妥当性を見直して、ダム建設推進の手段となってきた非合理的な水利権許可制度を民主的・合理的なものに変えることが必要。

河川水は「公水」とされているが、実態は河川官僚が取り仕切る「官」の水となっている。

12

ダムの費用便益比計算の虚構

洪水調節

ダム事業者が実施

流水の正常な機能の維持(不特定利水容量)

ダム事業者が実施

水道用水

水道事業者が実施

かんがい用水

土地改良事業者が実施(例. 当別ダム: 北海道開発局)

ダムに関連した費用対効果分析マニュアル

国土交通省
治水経済調査マニュアル(案)(国交省河川局 平成17年4月)
厚生労働省
水道事業の費用対効果分析マニュアル(厚労省水道課 平成19年7月)
農林水産省
土地改良事業の費用対効果分析マニュアル(平成19年9月)

1

ダム事業の再評価で重要な評価項目は 費用便益比(B/C)

ダム事業の再評価において最も重要な評価項目は
費用便益比(費用対効果)B/Cである。

B/Cが1を超えていれば、**継続**

B/Cが1を下回れば、**中止**

ほとんどのダム事業はB/Cが1を超えていることから、再評価では**継続が妥当**との判断がされている。
しかし、この便益Bの計算にどこまでの現実性、意味があるのだろうか。

実際には、

費用便益比が1を下回ってダム事業にストップがかからないように、
現実と遊離した計算で過大な便益(B)が算出されている。

2

1 洪水軽減便益計算の虚構

計算の手順

(1) ①ダムがないケースと、②ダムがあるケースについて洪水規模をいろいろ変えて洪水軽減計算を行い、氾濫で失われる資産額を計算する。

(2) 次に①と②の氾濫被害額の差をダムによる氾濫被害軽減額として、それから一定の計算ルールでダムの洪水軽減便益を求めると。

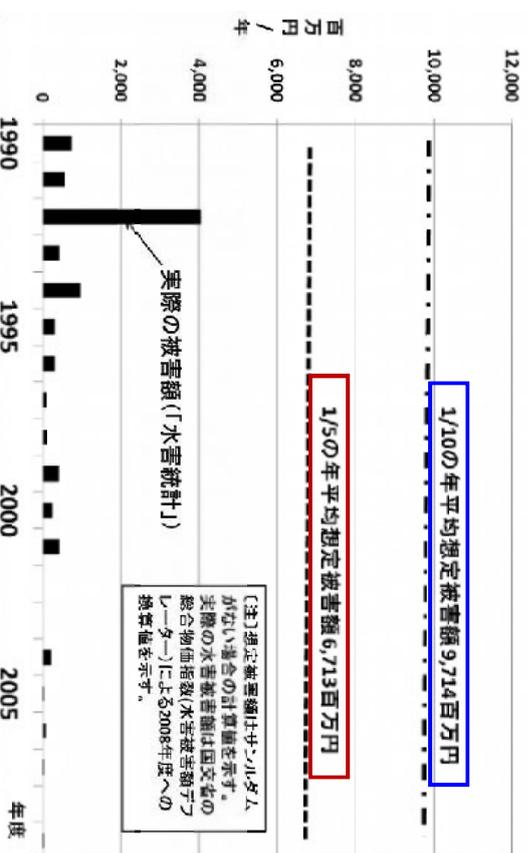
しかし、ここで算出される氾濫被害額は現実と全くかけ離れた、異常に大きい数字である。サンプルダム(天塩川・名寄川)を例にとる。

天塩川・名寄川流域の氾濫被害額				
①流量規模	②超過確率 (1/①)	③サンプルダムがない 場合の被害額 (百万円)	④サンプルダムがある 場合の被害額 (百万円)	⑤サンプルダムによる 被害軽減額 (百万円) (①-②)
1/3.3	0.30303	-	-	-
1/5	0.20000	6,713	6,655	58
1/10	0.10000	9,714	9,110	604
1/20	0.05000	40,809	28,800	12,009
1/30	0.03333	102,566	69,526	33,040
1/50	0.02000	299,499	210,566	88,933
1/80	0.01250	920,065	343,958	576,127
1/100	0.01000	1,009,171	606,729	402,442

サンプルダムがあってもなくても、**大きな被害額になる氾濫が頻繁に発生することになっているが、そのような氾濫被害が実際に起きているのだろうか。**

3

天塩川の水害の実被害額と想定被害額



【注】想定被害額はサンプルダムがない場合の計算値を示す。実際の被害被害額は国交省の総合物価指数(水害被害額デフレーター)による2008年度への換算値を示す。

氾濫想定被害額は実際の被害額とかけ離れて大きな数字になっている。

4

現実と遊離した洪水氾濫被害の計算

- ① 多くのブロックの同時氾濫を想定
 実際の洪水では上流側ブロックで氾濫すれば、河川内の洪水の一部が外に逃げて洪水位が下がるため、下流側ブロックでの氾濫は起きにくくなるにもかかわらず、計算では多くのブロックで同時に破堤し、氾濫することになっている。
- ② 堤防天端高よりかなり低い水位で破堤するように設定
- ③ 想定洪水の流量が過大

①～③により現実と遊離した洪水氾濫被害額を算出し、さらにダムの洪水削減効果を過大に評価することによって、ダムの洪水調節便益はきわめて過大な値が算出されている。
 国土省の「治水経済調査マニュアル」そのものに基本的な問題がある。

会計検査院も同様な問題を指摘

会計検査院法第36条の規定による意見
 ダム建設事業における費用対効果分析について
 (平成22年10月28日付け 国土交通大臣あて)

表4 最大水害被害額と1/5想定被害額の比較

最大水害被害額が1/5想定被害額を下回っているダム数	28
うち最大水害被害額が1/5想定被害額の10%未満	20
最大水害被害額が1/5想定被害額を上回っているダム数	11
合 計	39

上表のとおり、39ダムのうち28ダムについては、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、5年に1回の生起確率の降雨に伴い発生すると想定している洪水被害が過去10年間において一度も発生しておらず、このうち20ダムについては、過去10年間における最大水害被害額が1/5想定被害額の10%に満たない状態となっていた。

2 「流水の正常な機能の維持」(不特定利水容量)の便益計算の問題

不特定利水だけの身替り建設費から求められている。

便益を身替り建設費とすることの根本問題

現在価値化する前の費用と便益の比較

- C 費用：「流水」以外の目的も加えてより大きなダムを建設した場合の建設費のうち、「流水」の目的の持分、
- B 便益：「流水」だけが目的のダムを単独に建設した場合
- スケールメリットが働かないBはスケールメリットが働くCより大きくなり、B/Cは必ず1を超える。

スケールメリットにより、「流水の正常な機能の維持」のB/Cは必ず1を超える。

B/Cが1を超えるか否かで事業の是非を判断するにもかかわらず、必ず1を超える計算手法を使用するのは国民を欺くものである。

設案ダムの費用便益比

治水(不特定を含む)に係る費用便益比
 $B/C = \text{総便益} / \text{総費用} = 2.8$

便益	3,230億円
①洪水調節に係る便益	1,269億円
②流水の正常な機能の維持に係る便益	31億円
③残存価値	4,530億円
総便益	4,530億円
総費用	1,361億円
①建設費(治水分)	237億円
②維持管理費(治水分)	1,598億円
総費用	1,598億円

総費用のうち、流水の正常な機能の維持(不特定利水)の建設費
 $1,361 \text{億円} \times 6,000 \text{万m}^3 \div (6,000 \text{万m}^3 + 1,900 \text{万m}^3) = 1,034 \text{億円}$

設案ダム	総貯水容量	9,800万m ³
	洪水調節	1,900万m ³
	不特定利水	6,000万m ³
	かんがい	700万m ³
	水道	800万m ³
	堆砂容量	800万m ³



3 水道のダム参画の便益計算の問題点

漏水被害軽減の経済効果から求められているが、それは架空のもので、実際には起こり得ない。将来の水源不足と、現実と遊離した「水道事業の費用対効果分析マニユアル」から架空の便益が算出されている。水道事業の費用対効果分析マニユアル(厚労省水道課 平成19年7月)

生活用被害原単位の推計結果

給水制限率	A 物品・サービス購入費用		B 労働投入費用 (円/人・日)	C 設備投入費用		A+B+C 節水被害原単位 (円/人・日)
	購入費目	購入費用 (円/人・日)		購入費目	購入費用 (円/人・日)	
10%	ウエットティッシュ	9	9	—	0	18
20%	ポトルドウォーター	100	30	10Lホリ容器、10Lホリバケツ、たらい	117	247
30%	ポトルドウォーター	200	62	10Lホリ容器、10Lホリバケツ、たらい	117	379
40%	携帯トイレ(大)、携帯トイレ(小)、ウエットティッシュ、カム、ウエットタオル、シャワーグッズ、ポトルドウォーター、弁当、トイレ用紙、下着、ドライクリーニング	1,104	107	10Lホリ容器、10Lホリバケツ、たらい、小型ポンプ	149	1,360

9

水道事業の費用対効果分析マニユアルの虚構

- 給水制限率が20%程度までは通常は減圧給水であるから、人々が物品を購入することはほとんどない。
- 漏水の被害額を膨らますために、現実にはありえない物品も購入されることになっている。
- 給水制限率100%という事態はあるはずがないから、そのような想定そのものが無意味である。

水道事業の費用対効果分析マニユアルの虚構と

実際には起こり得ない。将来の水源不足によって、水道のダム参画について異常に大きいB/Cが算出されている。

将来の水源不足自体が存在しないのだから、水道のダム参画の正しいB/Cはゼロである。

11

9

まとめ

- 公共事業再評価制度は、必要性がなくなったダム等の公共事業をストップさせるために導入されたものであったが、実際には事業の継続にお墨付きを与えるものに変質してしまっている。
- 費用便益比は現実と大きく乖離した大きな数字を出せるように、官僚たちが費用便益分析マニユアルをつくり、それがまかり通っている。
- 治水、水道、灌漑それぞれの費用便益分析マニユアルを抜本的に改善する必要がある。

12

水道事業の費用対効果分析マニユアル(厚労省水道課 平成19年7月)

給水制限率	A 物品・サービス購入費用		B 労働投入費用 (円/人・日)	C 設備投入費用		A+B+C 節水被害原単位 (円/人・日)
	購入費目	購入費用 (円/人・日)		購入費目	購入費用 (円/人・日)	
50%	携帯トイレ(大)、携帯トイレ(小)、ウエットティッシュ、カム、ウエットタオル、シャワーグッズ、ポトルドウォーター、弁当、トイレ用紙、下着、ドライクリーニング	1,748	163	10Lホリ容器、10Lホリバケツ、たらい、小型ポンプ	149	2,060
100%	①代用品購入(携帯トイレ(大)、携帯トイレ(小)、ウエットティッシュ、カム、ウエットタオル、シャワーグッズ、ポトルドウォーター、弁当、トイレ用紙、下着、ドライクリーニング) ②ポトルドウォーターで水確保	4,998 9,500	0 208	— 10Lホリ容器、2Lホリバケツ、たらい、小型ポンプ	0 149	4,998 9,857

(1)と(2)の平均

10

想定被害額「行政過大に試算」 過去の5倍以上 市民団体「見直し形だけ」

国のダム事業見直しをめぐり、独自の費用対効果を検証した市民団体「北海道脱ダムをめざす会」が、国土交通省や道に検証結果を報告した。

検証対象にしたサンル(下川町)▽平取(平取町)▽当別(当別町)の3ダムの費用対効果は国や道が算出した数値を大きく下回り、いずれのダム建設も「効果なし」と判断された。国や道は「効果あり」と算出している費用対効果。両者の算出はなぜ大きく異なるのか“検証”した。【片平知宏】

■最大1.32ポイント差

市民団体が費用対効果を検証したダムは国直轄のサンル、平取と道補助の当別の3ダム。国交省北海道開発局や道の費用対効果の算出は、将来予想される水害被害や水道用水の供給など項目ごとに金額に換算して「効果」とし、建設費用で割った数値を費用便益比と呼んでいる。

費用便益比が「1」を下回ると、効果の乏しい事業だと判断される。開発局や道はサンル1.63▽平取1.32▽当別2.04といずれも1を上回ると算出し、市民団体はサンル0.69▽平取0.53▽当別0.72と試算。両者には0.79～1.32ポイントの開きがあった。

費用便益比の算出で、市民団体と行政の試算結果が大きく異なる理由は、想定水害被害額の算出方法が異なっているからだ。

行政は、100年に1度発生する大規模災害から5年に1度の小規模災害まで、ダムが存続する50年間に想定される被害額を国交省のマニュアルに基づいて積算。例えば、サンルダムでは100年に1度起きる被害の最大額を9579億円と試算したうえで、発生確率論的に50年間に平準化した想定被害額を882億円と算出している。

しかし、実際に同ダム流域で資料の残る過去38年間に発生した洪水被害の最高額は1975年の約70億円で、現在の物価に換算しても約120億円。市民団体は「行政の試算はあまりにも過大で、実際に発生した最大被害額を50年換算で計算し直しても6分の1強の被害にしかならない」と指摘。仮に将来の予想被害額を2倍程度、多く見積もったとしても行政の算出額の3分の1の294億円にしかならないと主張している。

■検査院「要検討」

会計検査院は10年10月、国直轄など建設中の39ダムの費用便益比を対象に想定水害被害額と実際の被害額を比較した結果、5年に1回は発生すると想定される規模の水害が28ダムで10年間ゼロだったほか、20ダムで発生した水害も想定被害額の1割にも満たなかった。このため、検査院は「算出方法を合理的にするよう、検討が必要」と指摘した。

市民団体「水源開発問題全国連絡会」(東京都)で共同代表を務め、3ダムの費用対効果を検証した嶋津暉之さん(67)は「ダムによる洪水被害額は、実際の被害額の5倍以上の値を見積もっており、便益(ダムの建設効果)が過大になっている」と指摘。「問題のある費用対効果に基づいたままでは、形だけの『ダム見直し』になりかねない」と批判する。これに対し、開発局や道は「想定水害被害額は国交省のマニュアルに基づいて算出したものであり、実際の水害被害額とは異なる」と正当性を主張している。

=====

■ことば

◇国のダム事業見直し

民主党は政権交代を果たした09年の衆院選で「コンクリートから人へ」などと掲げ、鳩山政権が、国直轄と道府県が国の補助で進める全国143ダムのうち、89ダムを新基準に基づき再検証するダム事業の見直しを打ち出した。道内では国直轄のサンル▽平取▽新桂沢▽三笠ぼんべつの4ダムと道補助の厚幌ダムの計5ダムが対象。道補助の当別ダムは本体工事が着工済みだったため、対象外になった。道が厚幌ダムを「事業継続」と国交省に報告したほか、4ダムについては開発局が地元などと必要性を協議している。

◆3ダムの費用対効果の比較◆(上段が行政、下段が市民団体の試算)

総費用	洪水調整	費用便益比
<サンルダム>		
629	882(1025)	1.63
294	(437)	0.69
<平取ダム>		
634	759(839)	1.32
253	(333)	0.53
<当別ダム>		
399	357(815)	2.04
119	(288)	0.72

(注)単位は億円、かっこ内は総便益。サンルは08年度、平取は09年度、当別は05年度の評価結果。

直轄ダム・水資源機構ダムの予算(平成21、22、23年度)

事業主体	事業施設名		平成21年度当初予算 (百万円)	平成22年度当初予算 (百万円)	平成23年度当初予算 (百万円)	ダム事業の段階	検証結果	
北海道開発局	幾春別川総合開発	新桂沢ダム	5,444	2,405	823	転流工工事		
		三笠ぼんべつダム				転流工工事		
北海道開発局	夕張シューパロダム		5,450	7,698	9,935	本体工事	対象外	
北海道開発局	沙流川総合開発	平取ダム	2,100	399	391	生活再建工事		
北海道開発局	サンルダム		2,370	1,166	1,057	生活再建工事		
東北地整	津軽ダム		6,010	10,177	15,926	本体工事	対象外	
東北地整	胆沢ダム		22,837	18,494	16,230	本体工事	対象外	
東北地整	森吉山ダム		3,150	1,971	2,382	本体工事	対象外	
東北地整	成瀬ダム		2,290	2,726	1,960	転流工工事		
関東地整	湯西川ダム		15,600	21,937	34,959	本体工事	対象外	
関東地整	霞ヶ浦導水		920	650	607	(工事中)		
関東地整	八ツ場ダム		22,500	15,450	15,284	転流工工事		
北陸地整	利賀ダム		2,212	1,875	1,592	生活再建工事		
中部地整	三峰川総合開発	美和ダム再開発	555	368	623	既存施設の機能増強	対象外	
		戸草ダム	--	--	--	平成21年度より中止	--	
中部地整	新丸山ダム		2,225	930	532	生活再建工事		
中部地整	設楽ダム		1,990	2,766	3,450	生活再建工事		
中部地整	天竜川ダム再編		965	956	2,078	既存施設の機能増強	対象外	
近畿地整	足羽川ダム		1,314	701	525	調査・地元説明		
近畿地整	大戸川ダム		500	773	602	生活再建工事		
近畿地整	大滝ダム		5,254	3,791	6,131	本体工事	対象外	
近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発		135	351	1,427	既存施設の機能増強	対象外	
中国地整	殿ダム		8,455	13,913	8,559	本体工事	対象外	
四国地整	長安口ダム改造		1,011	1,417	2,977	既存施設の機能増強	対象外	
四国地整	中筋川総合開発	横瀬川ダム	1,711	844	558	転流工工事		
四国地整	山鳥坂ダム		1,244	558	201	調査・地元説明		
四国地整	鹿野川ダム改造		1,640	1,609	3,392	既存施設の機能増強	対象外	
九州地整	大分川ダム		2,900	1,556	1,418	転流工工事		
九州地整	嘉瀬川ダム		16,798	11,548	3,127	本体工事	対象外	
九州地整	川辺川ダム		2,100	1,650	1,483	生活再建工事		
九州地整	立野ダム		553	418	371	生活再建工事		
九州地整	本明川ダム		349	253	127	調査・地元説明		
九州地整	鶴田ダム再開発		1,006	3,220	5,102	既存施設の機能増強	対象外	
沖縄総合事務局	沖縄東部河川総合開発	徳首ダム	5,418	6,110	7,724	本体工事	対象外	
東北地整	鳴瀬川総合開発		155	155	175	調査・地元説明		
東北地整	鳥海ダム		330	290	209	調査・地元説明		
関東地整	荒川上流ダム再開発		28	11	22	調査・地元説明		
関東地整	吾妻川上流総合開発		100	55	41	調査・地元説明	中止	
関東地整	利根川上流ダム群再編		200	80	53	調査・地元説明		
九州地整	筑後川水系ダム群連携		150	73	80	調査・地元説明		
九州地整	城原川ダム		255	95	96	調査・地元説明		
九州地整	七滝ダム		17	17	33	調査・地元説明	中止	
水資源機構	思川開発		9,500	4,044	730	転流工工事		
水資源機構	武蔵水路改築		1,550	4,200	8,060	既存施設の機能増強	対象外	
水資源機構	川上ダム		3,800	1,700	1,010	転流工工事		
水資源機構	丹生ダム		620	360	340	生活再建工事		
水資源機構	小石原川ダム		8,200	2,800	1,110	生活再建工事		
水資源機構	大山ダム		9,300	10,000	9,140	本体工事	対象外	
水資源機構	木曾川水系連絡導水路		1,800	500	350	(調査中)		
平成22年度まで	東北地整	長井ダム		12,107	2,416	--	平成22年度完成	--
	中部地整	横山ダム再開発		2,000	1,244	--	平成22年度完成	--
	中国地整	尾原ダム		10,360	13,008	--	試験湛水で漏水問題発生	--
	中国地整	志津見ダム		4,371	3,086	--	平成23年5月末完成予定	--
	沖縄総合事務局	沖縄北西部河川総合開発	大保ダム	1,052	255	--	平成22年度完成	--
	奥間ダム		平成23年度より中止				--	
平成21年度まで	北海道開発局	留萌ダム		2920	--	--	平成21年度完成	--
	近畿地整	紀の川大堰		5552	--	--	平成22年度完成	--
	中部地整	上矢作ダム		20	--	--	平成22年度より中止	--
計			221,393	183,069	173,002	--	--	

補助ダムの予算(平成21、22、23年度)

事業主体	事業名	施設名	平成21年度予算 (百万円)	平成22年度予算 (百万円)	平成23年度予算 (百万円)	ダム事業の段階	検証結果	
北海道	徳富ダム	徳富ダム	1,537	1,731	1,958	本体工事	対象外	
北海道	当別ダム	当別ダム	5,340	8,739	8,063	本体工事	対象外	
北海道	厚幌ダム	厚幌ダム	315	265	264	生活再建工事	推進	
青森県	駒込ダム	駒込ダム	469	132	130	生活再建工事	推進	
青森県	奥戸生活貯水池	奥戸生活貯水池	120	98	20	生活再建工事	中止	
岩手県	築川ダム	築川ダム	1,200	1,095	1,084	生活再建工事	推進	
岩手県	津付ダム	津付ダム	850	520	508	生活再建工事		
宮城県	筒砂子ダム	筒砂子ダム	50	33	32	調査・地元説明		
宮城県	長沼ダム	長沼ダム	3,603	2,680	2,680	本体工事	対象外	
宮城県	弘川生活貯水池	弘川生活貯水池	480	1,075	1,155	本体工事	対象外	
山形県	最上小国川ダム	最上小国川ダム	240	204	100	調査・地元説明	推進	
山形県	留山川生活貯水池	留山川生活貯水池	1,150	1,140	541	本体工事	対象外	
福島県	千五沢ダム再開発	千五沢ダム再開発	40	105	330	既存施設の機能増強	対象外	
群馬県	倉淵ダム	倉淵ダム	0	0	0	生活再建工事		
群馬県	増田川ダム	増田川ダム	37	20	20	調査・地元説明		
千葉県	大多喜ダム	大多喜ダム	0	0	0	生活再建工事	中止	
新潟県	奥胎内ダム	奥胎内ダム	696	1,765	1,897	本体工事	対象外	
		胎内川ダム再開発				既存施設の機能増強	対象外	
新潟県	儀明川ダム	儀明川ダム	40	39	33	生活再建工事		
新潟県	常浪川ダム	常浪川ダム	40	39	20	生活再建工事		
新潟県	鶴川ダム	鶴川ダム	500	638	1,200	本体工事	対象外	
新潟県	新保川生活貯水池再開発	新保川ダム再開発	20	20	20	用地買収		
新潟県	晒川生活貯水池	晒川生活貯水池	20	20	20	生活再建工事		
長野県	浅川ダム	浅川ダム	1,700	2,490	1,990	駆け込み本体工事	対象外	
長野県	角間ダム	角間ダム	0	0	0	調査・地元説明		
長野県	黒沢生活貯水池	黒沢生活貯水池	0	0	0	調査・地元説明		
長野県	駒沢生活貯水池	駒沢生活貯水池	0	0	0	調査・地元説明		
長野県	松川生活貯水池再開発	松川ダム再開発	370	388	582	既存施設の機能増強	対象外	
富山県	舟川生活貯水池	舟川生活貯水池	1,040	1,444	903	本体工事	対象外	
石川県	辰巳ダム	辰巳ダム	2,800	2,980	2,982	本体工事	対象外	
岐阜県	丹生川ダム	丹生川ダム	2,191	2,380	2,375	本体工事	対象外	
岐阜県	大島ダム	大島ダム	40	0	0	用地買収		
岐阜県	内ヶ谷ダム	内ヶ谷ダム	140	99	99	生活再建工事		
岐阜県	水無瀬生活貯水池	水無瀬生活貯水池	0	0	0	調査・地元説明		
静岡県	布沢川生活貯水池	布沢川生活貯水池	720	99	73	生活再建工事		
三重県	鳥羽河内ダム	鳥羽河内ダム	100	34	34	調査・地元説明		
福井県	河内川ダム	河内川ダム	1,084	457	453	生活再建工事	推進	
福井県	吉野瀬川ダム	吉野瀬川ダム	450	310	303	生活再建工事	推進	
福井県	大津呂生活貯水池	大津呂生活貯水池	1,199	1,860	1,703	本体工事	対象外	
滋賀県	北川ダム	北川ダム	73	37	20	生活再建工事		
京都府	畑川ダム	畑川ダム	212	480	2,045	本体工事	対象外	
大阪府	安威川ダム	安威川ダム	6,700	5,750	4,000	生活再建工事		
大阪府	横尾川ダム	横尾川ダム	1,092	1,052	0	本体工事	対象外	
兵庫県	金出地ダム	金出地ダム	334	247	224	生活再建工事	推進	
兵庫県	武庫川ダム	武庫川ダム	0	0	0	調査・地元説明	中止	
兵庫県	与布土生活貯水池	与布土生活貯水池	462	1,681	2,083	駆け込み本体工事	対象外	
兵庫県	西紀生活貯水池	西紀生活貯水池	50	43	43	生活再建工事	推進	
奈良県	大門生活貯水池	大門生活貯水池	760	1,182	1,149	本体工事	対象外	
和歌山県	切目川ダム	切目川ダム	1,683	1,400	1,389	生活再建工事	推進	
鳥根県	浜田川総合	第二浜田ダム	2,100	2,225	3,052	本体工事	対象外	
		浜田ダム再開発				既存施設の機能増強	対象外	
鳥根県	波積ダム	波積ダム	560	346	248	生活再建工事		
岡山県	大谷川生活貯水池	大谷川生活貯水池	50	48	34	生活再建工事		
広島県	仁賀ダム	仁賀ダム	1,750	1,223	786	本体工事	対象外	
広島県	野間川生活貯水池	野間川生活貯水池	460	795	1,060	駆け込み本体工事	対象外	
広島県	庄原生活貯水池	庄原生活貯水池	450	342	342	生活再建工事		
山口県	平瀬ダム	平瀬ダム	2,789	1,044	977	転流工事		
山口県	大河内川ダム	大河内川ダム	247	145	144	生活再建工事		
山口県	黒杭川上流生活貯水池	黒杭川上流生活貯水池	1,830	430	526	本体工事	対象外	
		黒杭川ダム再開発				既存施設の機能増強	対象外	
徳島県	柴川生活貯水池	柴川生活貯水池	100	48	29	生活再建工事		
香川県	花川ダム	花川ダム	294	290	290	生活再建工事		
香川県	五名ダム再開発	五名ダム再開発	40	20	20	調査・地元説明		
香川県	内海ダム再開発	内海ダム再開発	790	3,263	2,163	駆け込み本体工事	対象外	
香川県	綾川ダム群	長柄ダム再開発	40	20	20	調査・地元説明		
高知県	和食ダム	和食ダム	304	280	279	生活再建工事	推進	
高知県	春遠生活貯水池	春遠生活貯水池	20	20	20	生活再建工事		
福岡県	五ヶ山ダム	五ヶ山ダム	3,857	4,994	4,627	生活再建工事	推進	
福岡県	伊良原ダム	伊良原ダム	4,599	5,851	5,808	生活再建工事	推進	
佐賀県	井手口川ダム	井手口川ダム	2,455	2,175	490	本体工事	対象外	
長崎県	石木ダム	石木ダム	277	300	297	生活再建工事		
長崎県	長崎水害緊急	本河内ダム	1,440	1,580	416	本体工事	対象外	
		浦上ダム				調査・地元説明		
熊本県	路木ダム	路木ダム	580	828	1,568	駆け込み本体工事	対象外	
熊本県	五木ダム	五木ダム	40	39	38	転流工事		
大分県	竹田水害緊急	稲葉ダム	3,787	1,807	151	本体工事	対象外	
		玉来ダム				調査・地元説明	推進	
鹿児島県	西之谷ダム	西之谷ダム	900	1,508	1,930	本体工事	対象外	
沖縄県	儀間川総合	儀間ダム	1,356	1,362	1,018	本体工事	対象外	
		タイ原ダム				用地買収		
青森県	大和沢ダム	大和沢ダム	20	20	0	調査・地元説明	中止	
宮城県	川内沢ダム	川内沢ダム	0	0	0	調査・地元説明		
鳥根県	矢原川ダム	矢原川ダム	100	50	40	調査・地元説明		
山口県	木屋川ダム再開発	木屋川ダム再開発	40	20	20	調査・地元説明		
佐賀県	有田川総合	有田川総合	0	0	0	調査・地元説明		
平成22年度まで	岩手県	遠野第二生活貯水池	遠野第二生活貯水池	870	427	--	平成22年度完成	--
	秋田県	砂子沢ダム	砂子沢ダム	1,950	113	--	平成22年度完成	--
	新潟県	広神ダム	広神ダム	2,094	494	--	平成22年度完成	--
	石川県	北河内ダム	北河内ダム	1,392	301	--	平成22年度完成	--
平成21年度まで	福岡県	藤波ダム	藤波ダム	970	--	--	平成21年度完成	--
	北海道	西岡生活貯水池	西岡生活貯水池	580	--	--	平成21年度完成	--
	茨城県	藤井川生活貯水池	藤井川生活貯水池	288	--	--	平成21年度完成	--
	熊本県	水川生活貯水池	水川生活貯水池	350	--	--	平成22年度完成	--
	計			79,716	77,179	68,918	--	--

中止になったダム事業(国土交通省関連)

(2011年10月現在)

1997年度から	1998年度から	1999年度から	中止年	直轄・水 機構 ダム	補助 ダム	計
			1997年度	2	2	4
1998年度	0	6	6			
1999年度	0	7	7			
2000年度	0	0	0			
2001年度	12	35	47			
2002年度	0	8	8			
2003年度	6	8	14			
2004年度	4	6	10			
2005年度	1	2	3			
2006年度	0	6	6			
2007年度	0	4	4			
2008年度	0	2	2			
2009年度	2	1	3			
2010年度	1	1	2			
2011年度	1	0	1			
			計	29	88	117
2000年度から	2001年度から(続)	2002年度から				
[直轄事業] 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業	[補助事業] 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザラ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)	[補助事業] 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)				
2001年度から		2003年度から				
[直轄事業] 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊地下浸透ダム(熊本)		[直轄事業] 小川原湖総合開発事業(青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山)				
[公団事業] 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) 〔大谷川分水・行川ダム〕		[公団事業] 栗原川ダム(群馬)				
		[補助事業] 入川ダム(新潟) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)				
2004年度から		2005年度から				
[直轄事業] 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)	[補助事業] 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟) 倉淵ダム(群馬)[凍結]	[直轄事業] 木曾川流水総合改善事業(岐阜)				
[公団事業] 戸倉ダム(群馬)		[補助事業] 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)				
2006年度から	2007年度から	2008年度から				
[補助事業] 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) 下諏訪ダム(長野) 蓼科ダム(長野) 清川治水ダム(長野)	[補助事業] 姫戸ダム(熊本) 吹山ダム(宮崎) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)	[補助事業] 男川ダム(愛知) 村松ダム(長崎)				
2009年度から	2010年度から	2011年度から				
[直轄事業] 余野川ダム(大阪) 戸草ダム(長野)	[直轄事業] 上矢作川ダム(岐阜)	[直轄事業] 奥間ダム(沖縄)				
[補助事業] 芹谷ダム(滋賀)	[補助事業] 郷土沢生活貯水池(長野)					

事業実施中の農林水産省所管ダム事業一覧

〔国営かんがい排水事業〕

所在地	ダム名	有効貯水容量 (万m ³)	完成予定年度	平成21年度の 進捗段階	備考
北海道	夕張シューパロダム	36,700	H24	本体工事	国交省との共同事業
北海道	徳富ダム	3,340	H23	本体工事	北海道等との共同事業
北海道	東郷ダム	430	未定	漏水対策検討中	---
茨城県	御前山ダム	650	H25	本体工事	---
新潟県	外山ダム	225	H24	本体工事	---
新潟県	市野新田ダム	160	H25	準備工事 (工事用道路)	---
愛媛県	志河川ダム	95.5	H22	試験湛水	---
熊本県	大蘇ダム	389	未定	漏水対策中	---
宮崎県	切原ダム	190	H23	本体工事	---
宮崎県	浜ノ瀬ダム	750	H25	本体工事	---
鹿児島県	谷川内ダム	192	H23	本体工事	---
鹿児島県	荒瀬ダム	220	H24	本体工事	---
鹿児島県	徳之島ダム	770	H23	本体工事	---

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称）概要

目的（第一）

特定地域の振興 & 住民の生活の安定・福祉の向上

特定地域の指定（第二）

国・水資源機構のダム事業の廃止その他事業計画変更に伴い
公共用の施設の整備、住民の生活の利便性の向上、産業の振興を
図る必要がある地域について
主務大臣*が都道府県知事の申出に基づき指定

※主務大臣（第十二）
○総務大臣
○農林水産大臣
○国土交通大臣

特定地域振興基本方針（第三）

（主務大臣が策定）

- ①特定地域の振興の意義及び方向に関する事項
- ②基盤産業の再構築その他の産業の振興に関する基本的な事項
- ③既買収地の利用及び活用に関する基本的な事項
- ④公共用の施設の整備に関する基本的な事項
- ⑤住民の生活の利便性の向上及び生活再建の支援*に関する基本的な事項
※住宅の新改築等に対する助成等を含む。特定地域振興計画において同じ。

振興計画策定前に国が講ずべき措置（第十一）

特定地域振興計画（第四）

〔特定地域振興基本方針に基づき都道府県が策定
主務大臣に協議・主務大臣の同意〕

- ①特定地域の振興の基本的方針に関する事項
- ②基盤産業の再構築その他の産業の振興に関する事項
- ③既買収地の利用及び活用に関する事項
- ④公共用の施設の整備に関する事項
- ⑤住民の生活の利便性の向上及び生活再建の支援に関する事項

特定地域振興協議会（第五）

（都道府県が組織）

- ・都道府県
- ・国の関係行政機関
- ・事業実施予定の地方公共団体
- ・その他の事業実施予定者等

協議

合意形成（第六）

特定地域の住民

連絡調整

同意特定地域振興計画に基づく事業の実施（第九）

既買収地の利活用の特例（第七）

- 公共用施設に無償で使用
- 住民への優先的売却

非移転者の生活再建支援（第八）

（都道府県が実施）

- 生活再建支援金
- 住居新改築等助成金

国の交付金の交付・活用（第十）

「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」のポイント

(民主党の「ハッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」が衆議院法制局による検討を経て、2011年9月7日に発表)

(ポイントの解説の文責はハッ場あしたの会)

(1) ダム建設事業および水源地域整備事業に含まれる各事業の精査と継続

ダム事業の中止の際に実施されているダム建設事業および水源地域整備事業に含まれる各事業について、今後の生活再建・地域振興に必要なものを精査し、継続すべきものは特定地域振興計画の中に位置づけるものとする

「第4 特定地域振興計画

3 都道府県は、特定地域におけるダム建設事業又は水源地域整備計画事業に含まれる事業であってダム事業の廃止等にかかわらず産業の振興及び住民の生活の利便性の向上の観点から引き続き必要と認められるものを特定地域振興計画の内容として定めることができるものとする。

(2) 基盤産業を再構築するための支援事業

ダム予定地はダム計画推進の過程で、地域の自立が著しく阻害され、基幹産業が衰退してきているので、基幹産業を再構築するため、ソフト・ハード両面の支援事業を行う。

「第4 特定地域振興計画

2 特定地域振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

② 基盤産業の再構築その他の産業の振興に関する事項

(3) 既買収地の利活用推進事業

国は既買収地（国有地）の利活用を図るため、ダム予定地の地方公共団体および移転住民と非移転住民に対して、既買収地の貸与及び分譲を計画的に進めるものとする。

「第4 特定地域振興計画

2 特定地域振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

③ 既買収地の利用及び活用にに関する事項

第7 既買収地の利用及び活用にに関する特例

- 1 国は、地方公共団体等が同意特定地域振興計画に基づき既買収地を公営住宅、福祉施設その他の政令で定める公共的な施設の用に供するときは、当該地方公共団体等に対し、当該既買収地を無償で使用させることができること。
- 2 国は、会計法第29条の3の規定にかかわらず、特定地域の住民又は住民であった者で政令で定める要件を満たすもの(3において「住民等」という。)に対し、1の公共的な施設の用に供する既買収地以外の既買収地を随意契約により売却することができること。
- 3 国は、住民等に対し、2の既買収地を優先的に売却するよう努めるものとする。

(4) 生活再建支援

ダム予定地の住民はダム事業により、地域の産業が衰退して多大な経済的損失を受けてきたことを踏まえ、非移転住民に対して生活再建支援金を支払うものとする。

なお、非移転住民への生活再建支援金の支給は公費による助成の基本ルール、① 社会の公平性の面で個人の財産形成に結びつく公費の支出は行わないこと、② 住民間の不公平（移転住民と非移転住民の間の不公平）があってはならないことを踏まえ、都道府県が条例・要綱等で定めるところにより、行うものとする。

「第8 特定地域の非移転者に対する生活再建の支援等

- 1 都道府県は、同意特定地域振興計画に基づき(、条例で定めるところにより)、特定地域の住民であってダム事業に伴う移転をしなかったもの(以下「非移転者」という。)に対して、生活再建の支援金を支給することができること。」

(5) 家屋、営業用建物の新改築への助成

ダム予定地の住民は、移転を前提としていたため、家屋、営業用建物の改築ができず、著しく老朽化した家屋等で生活し、営業することを余儀なくされてきた。今後、ダム予定地で生活、営業を続けるためには、家屋等の新改築が必須のことであるので、その費用を助成する。

なお、新改築への助成も公費による助成の上記の基本ルールを踏まえ、都道府県が条例・要綱等で定めるところにより、行うものとする。

「第8 特定地域の非移転者に対する生活再建の支援等

- 2 都道府県は、1のほか、同意特定地域振興計画に基づき(、条例で定めるところにより)、非移転者に対して、特定地域内の住居の新改築等の助成金を支給することができること。」

(6) 地元住民の合意形成

地域振興計画（基盤産業の再構築を含む）の策定に地元住民の大多数の意見を反映できるように、地元住民の合意形成を図るものとする。

「第6 住民の合意形成

- 1 協議会は、特定地域振興計画等の案について協議をするに当たっては、当該特定地域の住民の間において当該特定地域振興計画等の案について合意が形成され、これが十分に反映されるよう、適切な配慮をしなければならないこと。
- 2 協議会は、1のために必要な手続を定めなければならないこと。
- 3 2の手続は、①から③までを含むものでなければならないこと。
 - ① 当該特定地域における住民の意向に関する調査
 - ② 当該特定地域における住民間の意見交換会の実施
 - ③ 特定地域振興計画等の案の住民への説明

米最大のダム撤去計画、解体作業始まる

アメーバニュース 2011年9月27日 提供:ナショナルジオグラフィック

ダムの高さ	
エルワダム	33m
グライズキャニオンダム	64m
荒瀬ダム	25m
ハッ場ダム	116m

アメリカ西海岸、ワシントン州のオリンピック半島を流れるエルワ川で、アメリカ史上最大規模のダム撤去工事がいよいよ始まった。エルワダムとグライズキャニオンダムは、いずれも地元の製紙工場への電力供給を目的として建設されたが、現在は役目を終えている。

撤去計画は河川流域の生態系回復に主眼が置かれており、政府をはじめ各界の有力者からも支持を受けている。投入資金は総額およそ3億5100万ドル(約270億円)。今後3年をかけてエルワ川の河口近くのダム2基を撤去し、100年ぶりにサケの遡上を復活させる。

アメリカ国内には現在8万基のダムが存在する。その多くは老朽化している上、ダム湖底に堆積する大量の沈泥のため、本来の役割を急速に失いつつある。さらに、エルワ川をはじめ魚道が未整備のダムが、魚の遡上をシャットアウトしているケースもある。今回の撤去作業直前にカウントしてみたところ、ダムの手前にいたサケはわずか72匹だった。もちろん、そこから上流へ遡ることはできない。

環境保護を唱える人々は、ダムを撤去してさまざまな種類のサケが遡上するようになれば、内陸部にまで豊富な栄養分がもたらされ、豊かな自然環境が戻ると期待している。

エルワダムが建設されたのは1913年。以前から先住民が暮らす一帯は、「あまりに多くのサケが遡上したため、群れの上を歩いて対岸まで渡ることができた」という言い伝えが残っている。ダム解体着工を祝い、先住民たちが伝統の踊りを披露する催しが開かれ、政府高官やワシントン州選出の上下院議員をはじめ、ワシントン州知事、俳優、元プロスポーツ選手など、そうそうたる顔ぶれが集まった。

ワシントン州に拠点を置くNGO「アメリカンリバーズ」の代表ボブ・アービン氏は席上で次のように語った。「四半世紀前にダムの撤去を訴えたときは、急進的な環境保護主義者の常軌を逸した考えとしてまともに取り合ってもらえなかった。だが今や時代の流れは変わった。川の本来の姿を取り戻すことが、自然環境はもちろん我々の生活にとってもどれほど大切か、人々は気づき始めたのだ」。

1927年建設のグライズキャニオンダムは、エルワダムよりも十数キロ上流に位置し、堤高は約64メートル。エルワダムに先行して沈泥の除去作業が始まっている。

2つのダムを同時に撤去すると、川の流速が急激に増して、長い年月をかけてダム湖に堆積した1800万立方メートルを越す大量の沈泥が流れ出すおそれがある。

「Los Angeles Times」紙が伝える専門家の話では、川がかつての姿を取り戻すまでに30年程度かかるという。しかし、それが実現すれば、再びサケの遡上に賑わう光景が復活するだろう。現在エルワ川で産卵するサケは約3000匹と推定され、範囲も上流部の10キロ足らずに限られている。30年後にはオリンピック国立公園を流れる約100キロで、30万匹ものサケが泳ぎ回ると期待されている。

アービン氏らは、今回の撤去が契機となって、アメリカ国内にある他のダムでも同様のプロジェクトが進むことを願っている。最近では学者や一般市民からも支持する声は増えてきているが、資金調達は依然として困難だという。

エルワ川の事例でも、議会がダム撤去を承認してから予算の割り当てと事業計画の策定が実現するまでに、20年もの歳月が費やされた。ダム撤去を支持する動きは今後さらに加速すると予想されるが、この問題点を解決しない限り計画実現は難航することになるだろう。

<http://news.ameba.jp/20110927-376/>

荒瀬ダム撤去計画（案）について

- (1) ダム撤去施工計画（概要）
- (2) 土砂処理計画（概要）
- (3) ダム撤去に係る環境保全措置及び環境モニタリング（「荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書」より抜粋）



荒瀬ダム（下流側から上流を望む）

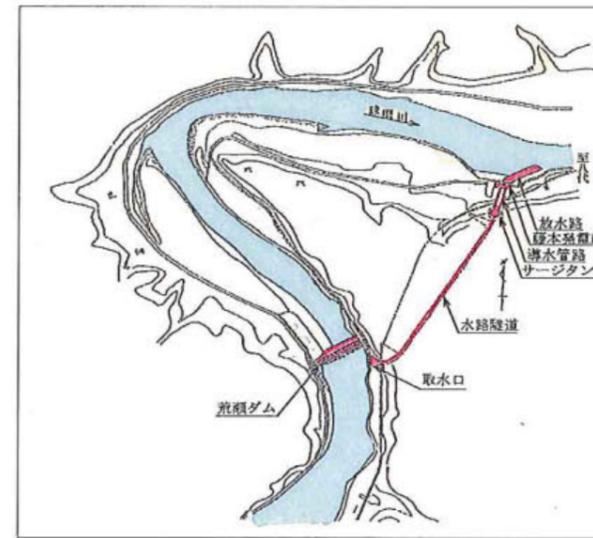


図 荒瀬ダム・藤本発電所施設位置図

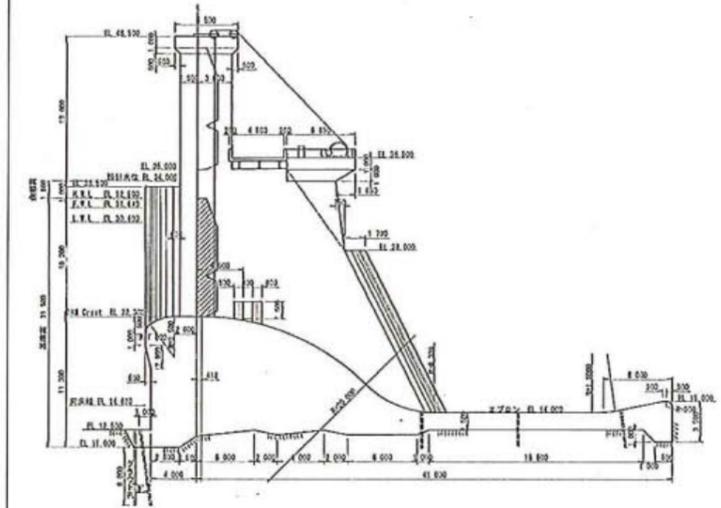


図 荒瀬ダム標準断面図

○荒瀬ダムの概要

荒瀬ダムは、球磨川中流域の河口から19.9kmの地点に設置された発電専用ダムであるが、平成22年3月31日に発電を停止し、平成24年度からのダム本体撤去工事着手に向け準備を進めているところである。

■ 荒瀬ダムの諸元

- ・ダム位置：熊本県八代市坂本町
- ・ダム型式：可動堰付き重力式越流型コンクリートダム
- ・堤高：25.0m
- ・堤頂長：210.8m
- ・総貯水容量：10,137,000m³

(1)ダム撤去施工計画

① 撤去範囲

- 左岸部 (BL3, 4)
上下流への取り付けを考慮し撤去する。
- 左岸河床部 (BL4~11)
元地形から2mの深さを基本に撤去する。
- みお筋部 (BL12, 13)
水叩きも含めて全撤去することを基本とする。
- 右岸部 (BL14, 15)
現下流地形 (下流護岸) を基準に撤去する。

② 撤去手順

- 右岸先行スリット撤去工法を採用する。

③ 撤去期間

- 6段階 (6か年) 程度の撤去を基本とする。

④ 水位低下設備

- 以下の目的で、ダム撤去第1段階に水位低下設備を設置する。

【非出水期】

- 1) 初年度に、土砂の流出状況や濁度の変化を見ながら貯水位を徐々に低下させる。
- 2) 本体撤去工事中には、転流工として使用する。

【出水期】

- 3) 出水を利用して自然排砂を行い、土砂の流出状況を確認する。

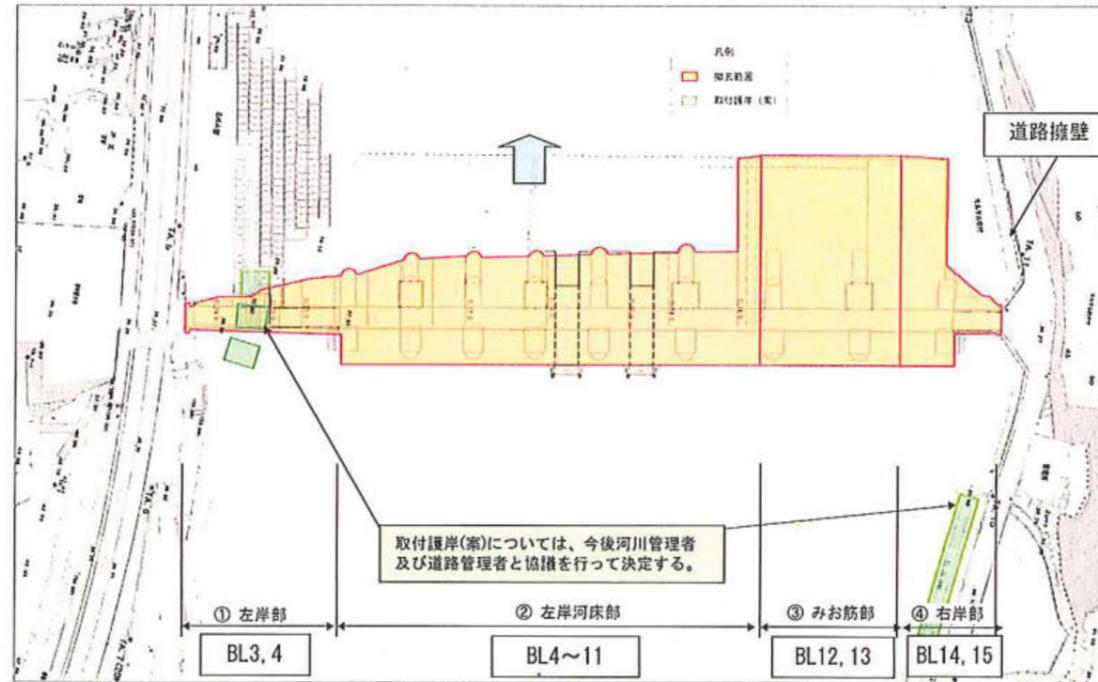


図1-1 撤去範囲 (平面図)

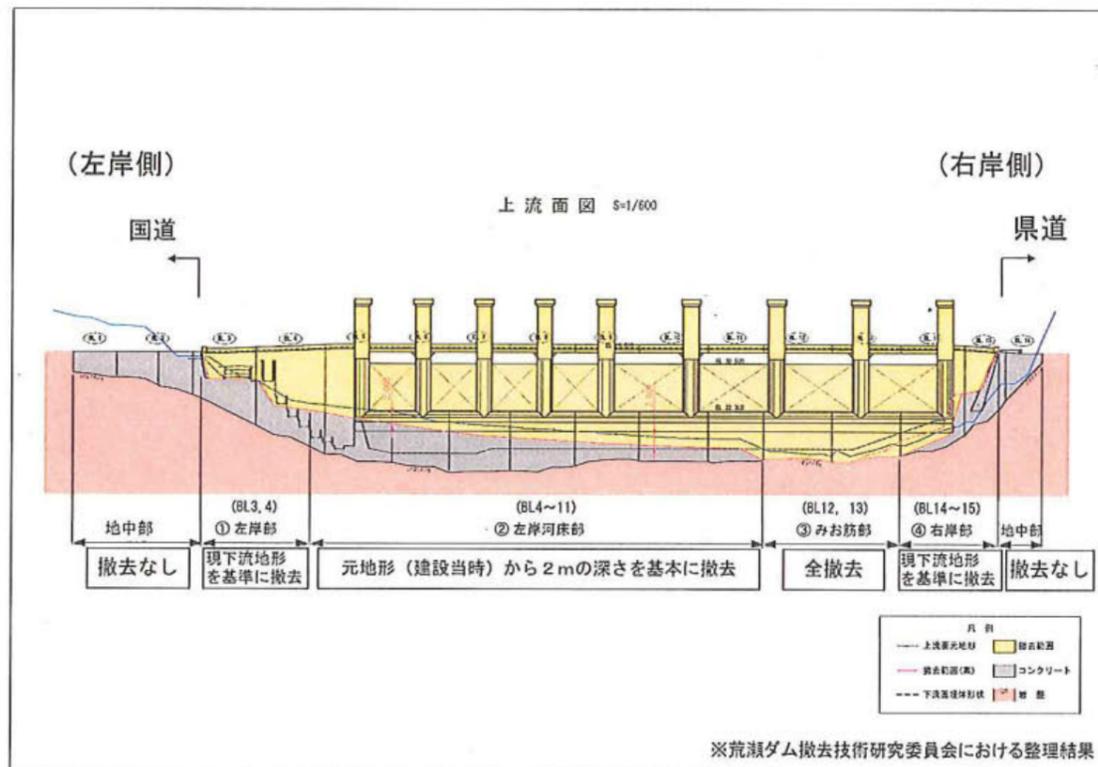


図1-2 撤去範囲 (上流面図)

	段階撤去手順	備考
ゲート全開		・平成22年度にゲート全開。
第1段階 (1年目)		・ゲートの撤去に着手する。 ・水位低下設備の設置工事を行う。 ・設備完了後は、土砂の流出状況や濁度の変化を見ながら貯水位を徐々に低下させる。 ・出水時、基本的に水位低下設備は全開状態とする。
第2段階 (2年目)		・水位低下設備を全開とした状態で、右岸側の橋脚の撤去を行う。 ・出水時、基本的に水位低下設備は全開状態とする。
第3段階 (3年目)		・水位低下設備を全開とした状態で、右岸側の越流部の撤去を行う。 ・出水時は、越流部が河床高まで撤去されている状態であるため、水位低下設備は使用しない。
第4段階 (4年目)		
第5段階 (5年目)		・左岸側橋脚及び越流部の撤去を行う。 ・右岸側の撤去後の部分を通水することから、水位低下設備は使用しない。
第6段階 (6年目)		

図1-3 ダム撤去の段階的手順説明図

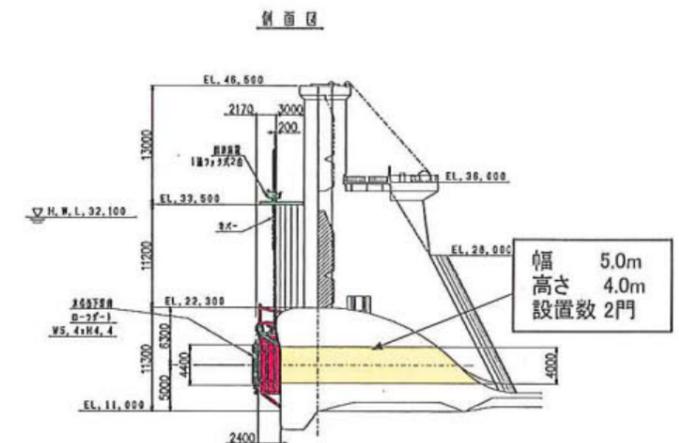


図1-4 水位低下設備

(2) 土砂処理計画

泥土（シルト）の処理方針

- 段階的にダム撤去開始までに除去する。
 - 非出水期に陸上掘削による施工を基本とする。
 - 現在の水位以下の泥土については、水中掘削により施工する。また、今後新たに確認された場合は、ダム撤去工事中に速やかに除去する。
 - 水中掘削の場合は、掘削範囲をプール状で施工するなど、濁水が河川に流出しない方策を講じる。

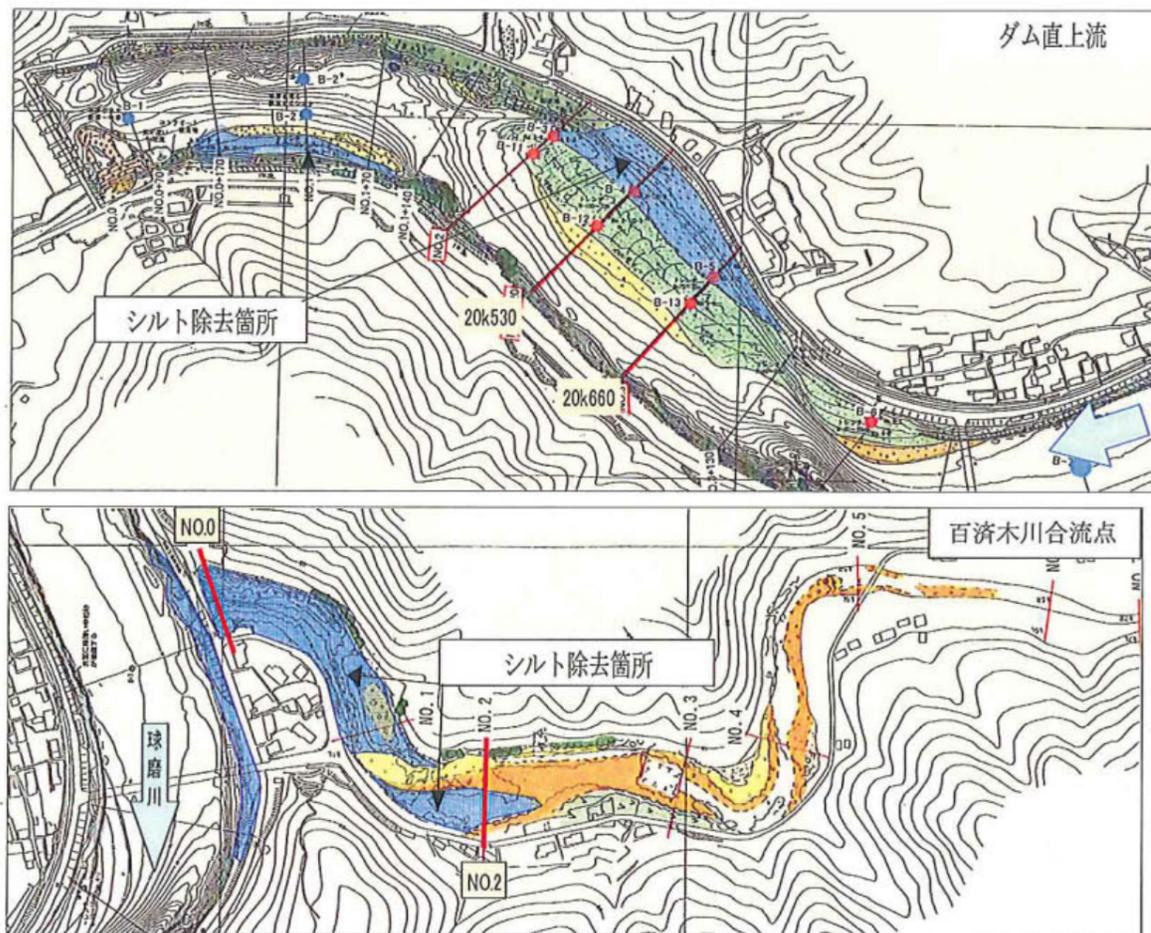


図2-1 泥土（シルト）分布平面図

表2-1 泥土（シルト）除去計画

年度	泥土量	備考
平成19年度3月堆積量	96,000 m ³	
平成19年度	35,176 m ³	除去実施量
平成20年度	14,776 m ³	〃
平成21年度	21,517 m ³	〃
平成21年度	12,510 m ³	〃
平成22年度迄除去量計	83,979 m ³	〃
平成23年度	約17,000 m ³	除去計画量
平成24年度以降	新たに確認された量を除去	〃

※除去計画量は現場の状況等により変更の可能性有り。

砂・礫の処理方針

- ダムから佐瀬野にある砂・礫を、ダム撤去開始までに概ね5万m³除去、ダム撤去工事中に5万m³除去することを基本とする。
 - 土砂の移動は毎年把握・精査し、必要に応じて土砂処理計画の時点修正を行う。
 - ダム撤去工事開始前までに可能な限り砂・礫の除去を進める。
 - 砂礫は自然流下を基本とする。

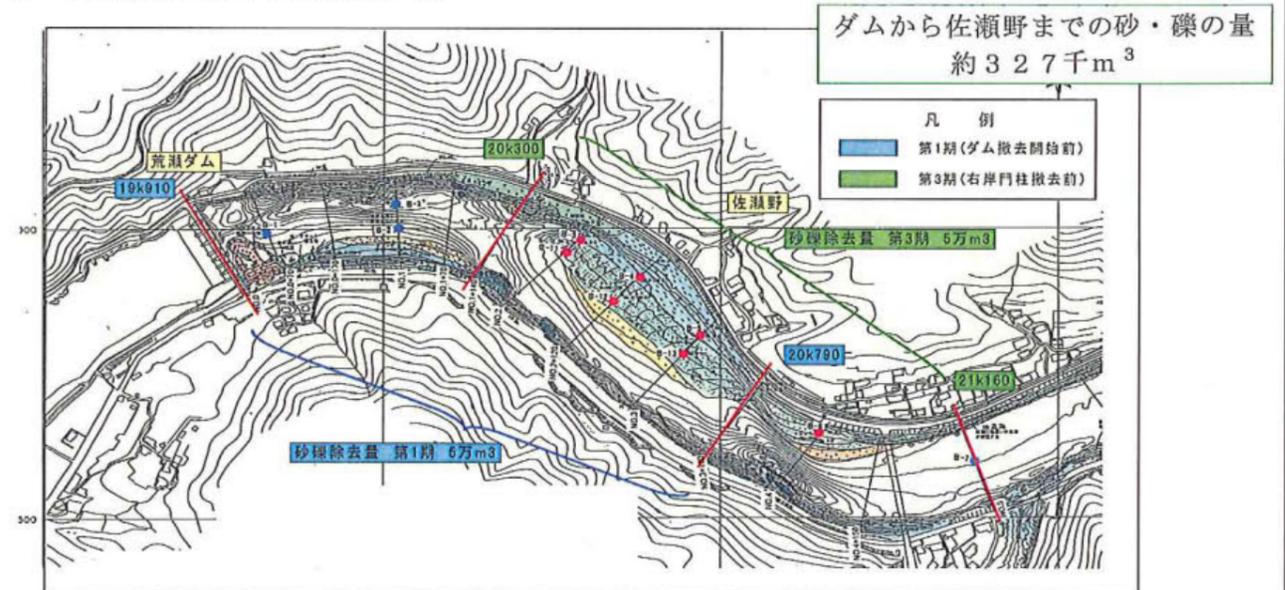


図2-2 砂・礫の除去箇所と除去量

表2-2 砂・礫除去計画

年度	砂・礫量	備考
平成19年度3月堆積量	774,000 m ³	
平成19年度	12,322 m ³	除去実施量
平成20年度	9,639 m ³	〃
平成21年度	0 m ³	〃
平成22年度	11,030 m ³	〃
平成22年度迄除去量計	32,991 m ³	〃
平成23年度	約8,000 m ³	除去計画量
平成24～25年度	約50,000 m ³	〃

※除去計画量は現場の状況等により変更の可能性有り。

「天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会」報告

県営路木ダムは総工費 90 億円、貯水量 230 万トンの治水・利水の多目的ダムで現在本体工事着工中。完成予定は 2014 年 3 月とされています。

路木ダム問題が浮上して、「路木ダムを考える河浦住民の会」が発足し、2006 年 7 月に天草市長に申し入れをしたのを皮切りに 5 年が経過しました。この間、様々な県・市に対しての働きかけを展開してきました。

昨年（2010 年）10 月、より幅広く市民運動の展開を目指して新たな組織（表記）を結成して進めてきました。

すでに本体工事着工（2010 年 6 月）というなかで、何とか世論の声を高め、まき返しをはかるために、「川辺川を守る県民の会」の協力を得ながら反対集会・学習会・各戸チラシ配布・干潟調査・市や県への申し入れ・請願等々、様々な活動を行ってきました。

路木ダムの問題点

治水について

県はダムを造る根拠に、昭和 57 年の大雨による出水で路木地区 100 戸以上が浸水被害にあったとして路木ダムの治水の必要性を県は述べています。しかし、実は洪水は起きていません。

私たちは路木地区の全戸の聞き取り調査を行いました。その結果、住民のみんなが浸水被害はなかったと証言しております。また路木地区は、当時およそ 70 戸で明治この方 100 戸などと存在した事実もないのです。現に河浦町の記録を見てもどこにもそのような記録はありません。

洪水が起こったという現場を見ても一目瞭然ですが、集落がある右岸は対岸の左岸より 70 cm も高く、洪水の水が流れ出すことはなく破堤しようにも出来ない地形です。県が示した「川の氾濫写真」にしても偽りであることが判明しました。このような虚偽のデータが建設の根拠になっています。

さらに県が発表している破堤点の測量も、捏造データに基づいていることが明らかになりました。

昨年 12 月、私たちが測量士に委託して県が定めた「破堤地点」の堤防高を測量した結果、県の算出より約 50 cm 高いことが判明し、さらにその後、県は実際に堤防高を測量していないことも分かりました。これによって県の定めた基本高水流量でも破堤・越水の可能性は全くないので費用対効果は 1 を大きく下回り、公共事業の実施要件を満たすことが出来ません。

利水について

現在天草市の水道事情は平成 6 年の大渇水の時と比べて格段に好転しており、水道水は市民にとって十分足りているのが現状です。残念ながら天草市は恒常的な人口減少が続いており、給水予定地域である牛深・河浦地区も急激な人口減少に伴う水道の使用量が激減し、平常時の生活用水は十分足りています。県は給水対象地域の人口減少と配水量の激減を反映していない天草市の過大な水道事業計画を追認しているのみです。仮に渇水時に水が必要なら使われていない八久保ダムや一町田川の水が利用できます。また、当該地域の漏水率は 20～30%

と非常に高く、改善すべき問題は放置されています。

一部地域で水質の悪さも指摘されていますが、すぐ側まで水道管は敷設されているので、これらの対応で莫大な資金をムダにかけずとも問題は解決されるはずです。

自然環境の破壊

天草には「羊角湾」という「奇跡の海」といわれる湾があります。ダムは羊角湾に流れ込む路木川の上流に建設されています。

羊角湾の干潟には 80 種を超える絶滅危惧種の貝類、甲殻類、塩性湿地植物などが群生しており、日本でも数少ない有数の豊かな生物相に恵まれた場所です。

今年 9 月、私たちは底生生物が専門の鹿児島大学理学部・佐藤正典教授とともに羊角湾の干潟調査を行いました。

その結果、数多くの希少種が見つかり日本でも沖縄を除いてここでしか見つからない種もあり、教授も「希少種の宝庫だ」と絶賛されました。さらに絶滅危惧種の多くが羊角湾の奥部に生き残っています。

このように羊角湾は日本では他で例を見ない貴重な干潟が残っており、アマモ群生場は県下最大です。

この恵みを受け大昔から魚介類の産卵と稚魚を育む「ゆりかご」として天草灘の沿岸漁業を支えてきました。もし、路木ダムが出来れば、森と川と海の連鎖は絶ち切れ、重大な悪影響を及ぼすことは避けられない、と佐藤教授は警告されました。

昨年 10 月、環境省はラムサール条約湿地潜在候補地に「羊角湾」を選定しました。ラムサール条約湿地の国際基準に照らして国際的な重要性が認められたためです。

また、レッドデータブックくまもと 2009 のハビタット編の海洋生物においても「極めて多くの貴重種が豊富に存在しており、熊本県では最も貴重な干潟と位置づけられる。熊本県だけでなく、全国的に見ても貴重な保全すべき生態系である」としています。

幸運なことに、羊角湾は環境省の全国 154 カ所の干潟一斉調査の場所の一つに選ばれており、その結果が 2007 年に発表されています。ここでは、たくさんの希少種が見つかったので、これは「天下の環境省」の調査結果です。しかもそこで見つかった希少種は、大部分が、熊本県がレッドデータブックで絶滅危惧種に指定している種なのです。

その詳細を熊本県は把握していないのか、県は工事を強行しています。

熊本県は、これらの種を保全すべきものと公言しているのですから今後、県との話し合いをしたいと考えています。

今後の運動の展開

★裁判闘争の勝利にむけて

★住民への働きかけ①勉強会やミニ集会②干潟や水質、生物などの調査活動③賛同者の拡大④ニュースの発行やパンフレット・ホームページの立ち上げ（宣伝活動）県民の会との連携で様々な行動展開。

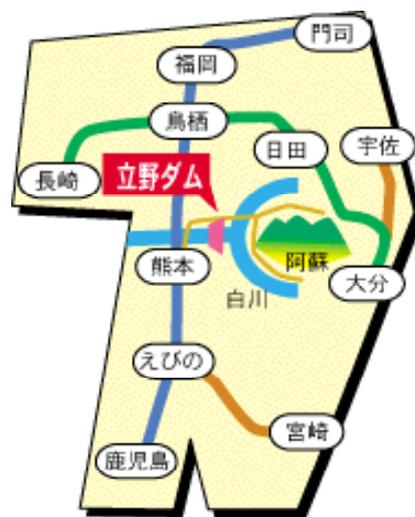
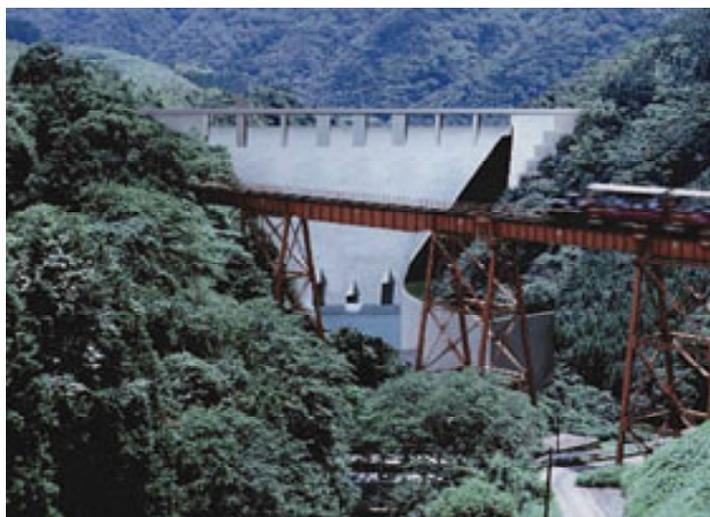
連絡先 863-0101

熊本県天草市新和町小宮地 10823-23

笠井方 0969-46-1130

Eメール by6767@castle.ocn.ne.jp

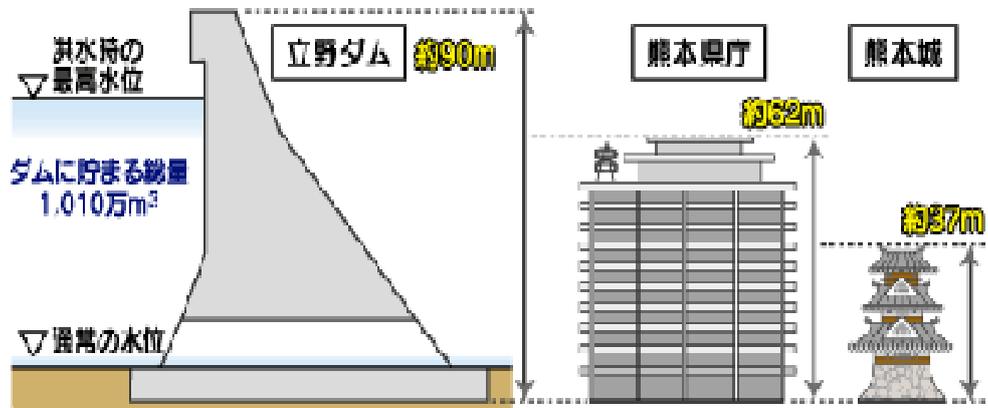
立野ダムは、 百害あって一利なし!!



立野ダム完成予想図（国土交通省ホームページより）

- 立野ダムは、南阿蘇村の白川・黒川合流点のすぐ下流に国土交通省が計画した、高さ約90mの穴あきダムです。
- 洪水時の白川の水は多くの火山灰を含みます。白川にダムを造っても、土砂や火山灰で早い段階で埋まってしまうことは明らかです。
- 穴あきダムは大量の土砂をため込み、洪水が終わった後もたまった土砂が流れ出し、長期間下流の白川を濁します。
- 立野ダム予定地・左岸の「阿蘇北向谷原始林」は、天然記念物に指定されています。国立公園内にダムを造ってはいけません。
- ダムによる治水は想定以上の洪水には対処できず、洪水調節能力を失ったダムは災害源としかありません。
- 下流の河川改修が計画通り進めば、白川の治水能力は大幅に向上します。

世界遺産登録をめざす阿蘇に 高さ90mのダムはいりません！



(国土交通省ホームページより)

- 高さ90mのコンクリートの巨大構造物（立野ダム）ができれば、世界遺産登録をめざす阿蘇に致命的なダメージを与えます。
- 国土交通省が立野ダムの総事業費を算定し直したところ、当初計画の2倍以上の約891億円になることが分かりました。この財政難の中、許されることはありません。
- 立野ダムのダム本体工事は始まっていません。
- ダム本体工事に着手するには、ダム基本計画の変更、白川の漁業者への補償交渉と同意、流域住民への説明など、これからも長い期間が必要です。
- コンクリートのダムをつくるのではなく、水源涵養林を育成し、阿蘇の草原を守り、白川中流域の農業を守ることが、白川の治水や熊本の地下水の保全にもつながります。
- 熊本市の幸山市長が2011年8月23日、国土交通省を訪れ、立野ダムの早期整備再開を訴えたことに、強く抗議します。

平瀬ダム問題近況報告

- 7月29日 県河川課が事務局を務める「第4回錦川川づくり検討委員会」にて、茶番劇の平瀬ダム検証が始まる。1週間前のわかりにくい告知により、一般市民は知るよしもなくこっそり開催。
- 9月5日 当会が平瀬ダム検証に関する申し入れを県へ行う。申し入れ内容はパブコメの扱い方やダムを作っている土建屋社長まで入っている委員会の中立性改善等を要望。テレビ、新聞報道される。
- 9月14日 「第5回錦川川づくり検討委員会」開催。申し入れにより、県民の全パブコメが委員に配布。またパブコメの意見を委員会ではほぼ原文で発表したのが、そのあとに付け加えてある、県の見解により、ダム代案をすべて否定。今回初めて委員から「ダムありきの検証ではないのか？」と言う意見が出る。今回結審の予定が次回以降延期になる。
- 9月27日 当会が再度申し入れ。河川課が「緑のダム」を否定した根拠である日本学術会議について、問題点を指摘する。また県が自ら作成した森林企画課による「緑のダム」効果を参考にし、再検証する事等を要望。地元紙中国新聞が山口版で掲載。
- 9月30日 「第6回錦川川づくり検討委員会」を急遽開催。事務局は前回とは一転、パブコメもまともに取り上げず、強引に進行。しかし委員からダム反対の意見や慎重な意見が相次ぐ。
最終的には慎重な意見を無視し、強行採決により「平瀬ダムと河川整備案」が賛成多数となる。(賛成16、反対3、どちらとも言えない5) 今後県の事業審査に回され、知事からこの案が最適とする判断を国に報告する予定。

まとめ

今回のダム検証は政権交代し、「できるだけダムに頼らない治水、利水」への政策転換による検証であるにも関わらず、ダムを作る人達が入選、資料、進め方を含めて「平瀬ダムありき」で強引に進めました。パブコメ県民意見の9割は「平瀬ダム反対」であり、委員会では反対意見や慎重な意見が相次いだにも関わらず、無理やり採決を取ったのは民主主義に反する。良識のある市民が委員会を見れば誰でもおかしいと思う委員会であった。

ダムの代案はあまりに不十分で、森林整備後の流入量変化等は、日本学術会議という、「河川村の御用学者」が科学的根拠のない評価で「緑のダム」を否定しているので、検証されませんでした。山口県河川課が行った「人の道に反する平瀬ダム検証」を受け入れることは出来ません。

今回の検証は悪い面だけでなく、これまで「御上の言いなり」的な立場だった人々が真剣に考えるきっかけにもなり、ダム建設の地元である広瀬地区婦人会が全員一致で、ダム反対の姿勢に回ったのは素晴らしいことです。また錦帯橋の保全と伝統を継承されている委員の方からは、「錦帯橋は自然の洪水と共存できるよう、あのような形状の橋が出来ました。人が作るダムで洪水を完璧に防ぐ考えは、錦帯橋を生んだ岩国の文化を否定する事になります。人と自然が共存できる暮らしや減災について見直すべきである。」といった発言もありました。

今を生きる人々は掛け替えのない自然環境と持続可能な社会を後世の為に創造し、渡して行く義務があるので、今後も出来る事に取り組んで行きます。

美しい錦川を未来へ手渡す会 代表 吉村健次

新内海ダムはまさに小豆島沈没への道☹️ (2011.10.22~23)

新内海ダム中止は小豆島元気への道😊 (第18回水源連総会・全国集会)

全国からお集まりの皆さん、私たちは、瀬戸内海小豆島で「新内海ダム即時中止を求めて」運動を続けています「寒霞溪の自然を守る連合会」でございます。私はその連合会事務局員をさせていただいています佐伯幸男です。まず、報告の冒頭に、全国の仲間の皆さんからの温かいご支援と多くのカンパに支えられて今日まで運動を続けられたことに、心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

新内海ダム(再開)の起源(始まり)

地震で危ないが(起源)利水・治水に一変???

83年(S58)内海町と議会が現内海ダムの堰堤の修理を香川県にお願いした事が始まりです。しかし、香川県は、このダムは「洪水には「大丈夫」と」13年間も取り合いませんでした。ところが95年(H7)の阪神・淡路大震災を境に県の態度が一変。「現在のダムは「地盤沈下」しているの、阪神・淡路大震災クラスの地震が起きた場合「安全が保障できない」と言って香川県が「新内海ダム再開」を提起した事が始まりです。

01年(H10)6月30日、それまで具体的に一切明らかにしなかったが、初めて現地説明会・内海ダム再開ニュース等で明らかにしたのは、「地震で危ないから「利水・治水」対策に様変わりしました。(内海ダム特別委員長証言等から)

「香川県前知事」必要性がない無駄遣い「自ら証明」

04年1月20日、前知事は、反対する私たちに「皆さんは感情的になっている。科学的根拠に基づく議論をしない」と言われましたので、私たちは、翌2月17日「中止を求める科学的根拠」を文書にまとめ資料を添えて知事に提出しました。その後週2回、知事公室長と河川砂防課長に「必要性の科学的根拠」の説明を催促し続けても説明できず、強制収用を可能にする「香川県収用委員会」5回の心理でも「必要性の科学的根拠」がとうとう説明できずに結審してしまいました。これは「必要性ない無駄遣い」を知事が証明したものです。

私たちの「中止を求める科学的根拠」

水不足は全くの大嘘・水は既に余っている

知事は、日量1千トンの水道水源が不足するから必要だと言っていますが、これは全くの大嘘です。新内海ダム構想が県より提案されたのは97年(H9)、この年の3月、吉田ダムが完成して小豆島の多目的ダムの総貯水量は161万トンから397万トン実に2.5倍になりました。4年前の8月31日、四国の水瓶早明浦ダムが貯水率0%に。この時に吉田ダムは貯水率82%・250日分も貯水がありました。小豆島の人口はこの10年間で5,169人14%も残念ながら減少しています。故に水は有り余っていると言っても過言ではないと思います。

新内海ダムは68人死者が出た地域とは全く無関係

知事は、74・76年(S49・51)の小豆島の大災害で68人の死者が出たから洪水対策として必要だと言っていますが、これも全くの大嘘です。新内海ダムの別当川本川は、死者・負傷者・住居の倒壊も全くなく小豆島では安全な川として知られています。死者の原因は「洪水」ではなく島全体で起きた「土石流」です。新内海ダムは68人の死者が出た地域とは水系が全く違い、なんの役にも立たず全く無関係です。(県議会議長が証明)

寒霞溪の景観破壊・堰堤決壊で大惨事?

小豆島になくてはならない「観光」観光になくてはならない「寒霞溪」(昭和9年国立公園第1号指定)の僅か2km下流に、世界に全く例がない「山またぐ巨大変形堰堤」(西日本一長い447m)は寒霞溪の景観を破壊することだけは間違いない。衰退する観光をさらに衰退させ、小豆島の経済に壊滅的な打撃を与えます。

山またぐ巨大変形堰堤の真下に「三つの断層」この付近は「堆積の地質」でダムに必要な「岩盤」が見当たらず「アバットメント」(人詰め)を使用。地震で危ないで始まった「新内海ダム」。直下流域には、3千人が居住。迫りくる「南海・東南海地震」で「堰堤決壊大惨事」の恐れがある「新内海ダム」は「正に小豆島沈没への道」です。新内海ダム中止こそ「小豆島元気への道」です。

国立大学法人・室蘭工業大学大学院(公共システム工学専攻)丸山博教授が行った2011.5.9) 「新内海ダム(再開発)事業」に関するアンケート結果(修正2011.6.3)

(第73回県庁前月例商宣配布シラ)

国立大学法人 室蘭工業大学大学院公共システム工学専攻の丸山 博教授が小豆島の新内海ダム(再開発)について小豆島町民を対象にアンケート調査を実施した。私たちは丸山 博教授にこのアンケート調査結果報告をお願いしたところ承諾をいただき4月10日、小豆島町西村サンオリーブ1階会議室にて、報告会と懇談会を行いました。その報告の主だったものは次のとおりです。

住民の80%同意は直下住民の 回答者の75.7%が認めていない

真鍋前知事は、自ら言う「必要性の科学的根拠」を説明しないまま昨年9月に退任2日前にダム本体工事コンクリート初打ちを強行。これまでの強行の理由を80%の住民の同意を得ていると言いつけて来ました。

今回のアンケート調査の結果、直下住民(神懸通)75.7%。4人の内3人が「正しいと思わない」と答えています。このことは、80%の同意署名が強制的・不公正(人権蹂躪)であったことを物語っていると思います。

土地強制収用法適用は・考え直す方が良い 回答者の70.3%

浜田知事は、昨年11月24日、土地収用法を適用し、反対者の土地・立木を強制収用しましたが、直下神懸通りの回答者は「正しいと思わない」「考え直すほうがよい」78人でその割合は70.3%。「分からない」としている人は1人で0.9%。「正しいと思う」としている人はゼロで0.0%です。

早急な対策・医療高齢者福祉対策71.5% やっぱり新内海ダム10.2%実質最下位

小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事柄があれば、番号に0をつけて下さい。いくつでも結構です。設問5の回答は、「医療・高齢者対策等の福祉政策71.5%」「陸・海上交通の利便の向上と料金値下げ」が46.0%。と多く「観光小豆島にとって大切な自然環境保全」47.6%。「雇用」43.8%。「高潮対策」38.2%が続いている。「やっぱり新内海ダム」を挙げたのは10.2%に過ぎない。(実質最下位)この回答から小豆島町民は「新内海ダム」よりも早急な民生施策が滞っているのではないかと、心配されている。また、47.6%の人が「観光小豆島にとって大切な自然環境保全」を挙げ「大企業の誘致」が12.2%。と低いことから地域の自然資源に基づく観光産業への期待が大きいことを示している。

反対地権者の異論(主張)は59%が支持 そうは思わないは僅か13.9%!

反対地権者たちの異論(主張)はそのテーマにもよるが、「そう思う」(同意)の回答率の平均値が59.0%で約6割の同意を得ていること、一方「そうは思わない」(非同意)の平均値は13.9%。と2割にも満たないことから、反対地権者の異論(主張)は小豆島町民の認識からはずれたものではなく、むしろ町民に共通した認識と言えよう。

本年度ダム予算2,400億円を東日本震災復興費に!(水源連・各大臣・各党に申入れた。2011.4.26)

新内海ダムはまさに「小豆島沈没への道」☹

新内海ダム中止は「小豆島元気への道」☺

「内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）に関するアンケート」が公開されました。

2011年4月15日 寒霞溪の自然を守る連合会

国立大学法人 室蘭工業大学大学院公共システム専攻の丸山 博教授が小豆島町民を対象としたアンケート調査をされました。私たちは丸山 博教授にこのアンケート調査の結果報告をお願いしたところ承諾いただき、4月10日に小豆島町西村・サンオーブ1階会議室にて、報告会と懇談会をおこないました。丸山 博教授のお話と配布資料をもとに、その結果を報告いたします。

アンケートは小豆島町民を対象とし、郵送による送付、郵送による回答返送方式でした。2011年1月31日から3月15日が実施期間でした。

全町内平均回答率は30.9%で、郵送法としては満足のいく回答率であったとのことでした。

アンケート回答

1) 反対派地権者の「異論」は小豆島全町民6割に共有されていました。

反対派地権者が提起している異論の町民間の共有度								全体
①自然・観光資源喪失	②災害誘発	③新ダムではS51災害を防げない	④洪水対策ではなく土石流対策	⑤吉田ダム完成後、水不足なし。	⑥漏水修理優先	⑧高潮対策にはならない。		
1そう思う	1そう思う	1そう思う	1そう思う	1そう思う	1そう思う	1そう思う	1そう思う	平均
回答数	205	188	190	206	238	261	203	
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	59.0%
回答率	56.8%	52.1%	52.6%	57.1%	65.9%	72.3%	56.2%	
③ そうは思わない	③ そうは思わない	③ そうは思わない	③ そうは思わない	③ そうは思わない	③ そうは思わない	③ そうは思わない	③ そうは思わない	平均
回答数	86	63	42	45	55	32	29	
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	13.9%
回答率	23.8%	17.5%	11.6%	12.5%	15.2%	8.9%	8.0%	

私たちが内海ダム再開発事業に呈している疑問、反論は多くの町民に受け入れられていることが分かりました。

2) 内海ダム再開発を求めている小豆島町民はほんのわずかであることが分かりました。

5: 小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。									
1 医療・高齢者対策等の福祉政策	2 陸・海上交通の便の向上と料金値下げ	3 雇用	4 大企業の誘致	5 教育	6 高潮対策	7 観光小豆島にとって大切な自然環境保全	8 やはり新内海ダム	9 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	258	231	158	44	98	138	172	37	18
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	361	361
回答率	71.5%	64.0%	43.8%	12.2%	27.1%	38.2%	47.6%	10.2%	5.0%

「小豆島町にとって早急な対策が必要とされる事業」を聞いた設問5では、内海ダム再開発事業をあげた人は1割を少し超える程度で8つの選択肢の最下位でした。医療・福祉関係の充実を求める町民の割合は7割をこえ、交通の便の改善、観光資源である自然の保全、雇用と続いていました。

6: 新内海ダムが完成した場合に心配されること、また、中止した場合に心配されることがあれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。											
ア. 完成した場合:					イ. 中止した場合:						
1 自然・景観破壊	2 盛土崩壊を含めた土石流の発生	3 貯留された水のカビ臭発生	4 下流域井戸への影響	5 その他	その他の内容もしくは意見	1 洪水災害	2 渇水時の水不足	3 今まで投じた資金が無駄になる。	4 その他		
回答数	197	184	131	150	24	23	49	52	178	26	30
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361
回答率	54.6%	51.0%	36.3%	41.6%	6.6%	6.4%	13.6%	14.4%	49.3%	7.2%	8.3%

「内海ダム再開発事業が完成した場合と中止した場合の心配事」を聞いた設問6では、完成した場合の心配事の回答総数はその他も含めて686で、中止した場合の実質的な心配事127の5倍にも達していました。

内海ダム再開発事業の完成が小豆島町民にとって必要不可欠なものであったとは到底言いがたく、むしろ事業中止の方を小豆島町民は求めていると言えます。

3) 過半数の町民が「署名で8割賛同」を認めていません。

「H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。しかし、「正しいと思わない」との答が51.5%と最も高く、「正しいと思う」22.7%の2倍を超えています。「分からない」との答えは19.9%

でした。このことから、小豆島町民の過半数は「署名で80%の町民から賛同を得ている」とする旧内海町と現在の小豆島町の解釈を認めていません。

なお、設問にH11年とありますが、これは間違いで、推進署名が行なわれたのはH15年(2003年)である、と訂正が入りました。

	1-4: H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか?			
	1 正しいとは思わない	2 分からない	3 正しいと思う	意見
回答数	186	72	82	7
全回答数	361	361	361	361
回答率	51.5%	19.9%	22.7%	1.9%

4) 香川県の事業の進め方への批判が過半数を超えています。

3-2 (土地収用法適用は)考え直すほうが良い				
居住地区	1 神懸通り	2 草壁本町	3 旧池田町	4 その他
選択率	73.0%	46.3%	29.7%	38.8%
選択数	81	50	11	31
総回答数	111	108	37	80
3-2 (土地収用法適用は)やむを得ない				
居住地区	1 神懸通り	2 草壁本町	3 旧池田町	4 その他
選択率	16.2%	24.1%	45.9%	32.5%
選択数	18	26	17	26
総回答数	111	108	37	80

「土地収用法適用を考え直すほうが良い」とする町民は50.7%、「やむを得ない」は25.2%で、香川県への批判が過半数を超えていました。「署名で8割の賛同を得た、とする内海町の解釈を正しいと思わない」は51.5%でこれも過半数を超えていました。

土地収用法適用に対する評価と、署名行動の評価とは密接な関係がありました。署名行動が町民を2分したと考えられます。

5) 人権蹂躪まがいの強制的な署名行動でした。

当時の署名行動を資料から解きほぐしました。その結果、H15年の署名行動が拠りどころとしているH15年協定書は、H13年条件付協定書の内容を無視するもので、批准行為も行なわれていないことが分かりました。

また、H15年の署名行動は同事業の賛同者が全町民の8割を超えることを示すための署名行動で、人権蹂躪を疑わせるほどの強引・強制的なものであったことも分かりました。

賛成署名80%を達成するために内海ダム再開発事業促進実行委員会が平成15年11月25日に内海町役場本庁舎(新館)研修室にて「署名活動打合せ」を開催したときの呼びかけ文がアンケート報告に掲載されていました。賛成署名80%達成のために自治会にムチを入れていたことを示すものとして、下に転載します。

さて、先日開催の委員会において、賛成署名80%達成のため、署名活動期限を11月末1まで延長する旨、お伝えしたところであり、各地区では署名活動にご尽力いただいているものと存じます。しかしながら、一部地区においては署名活動が難航しているとの報告もあり、達成率80%未達成の地区を対象に打合会を下記により開催することといたしました。

ご多忙中とは存じますが、必ずご出席くださいますよう、また自治会代表者のうちご都合のつかない方は代理人の出席についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

6) 全町を範囲とした数多くのダム推進団体からの事業推進要請が土地収用法導入の道を開くことにつながっていました。

平成16、17年には、「反対派の存在が事業推進を遅らせるのではないか」「反対派はごく一部に過ぎない」「一日も早く事業の完成を」といった趣旨の要請が下記の推進派団体から香川県に矢継ぎ早に提出されていたことが分かりました。これらの要請を背景に、香川県と小豆島町は土地収用法を適用して反対派を黙殺していたのです。

内海ダム再開発事業地元対策協議会・内海ダム再開発事業地権者会・内海町自治連合会の連名、小豆島醤油協同組合・小豆島調理食品工業協同組合の連名、小豆島東部地区労働組合会議・連合香川小豆地域協議会・小豆島西部地区労働組合協議会の連名、小豆島うちのみ商工会、など

小豆島町と香川県はこのアンケートで明らかになった小豆島町民の民意を謙虚に受け止め、ダム事業ではなく、町民が早急な対策として望んでいる、医療福祉・公共交通・自然保護による観光立地・雇用などに全力を傾けるべきです。

連絡先：香川県小豆群小豆島町神懸通甲 1689-2 ☎0879-82-4634 寒霞溪の自然を守る連合会

木曽川水系（主として長良川）の問題と取り組み

長良川市民学習会・徳山ダム建設中止を求める会

近藤ゆり子

1. 木曽川水系連絡導水路

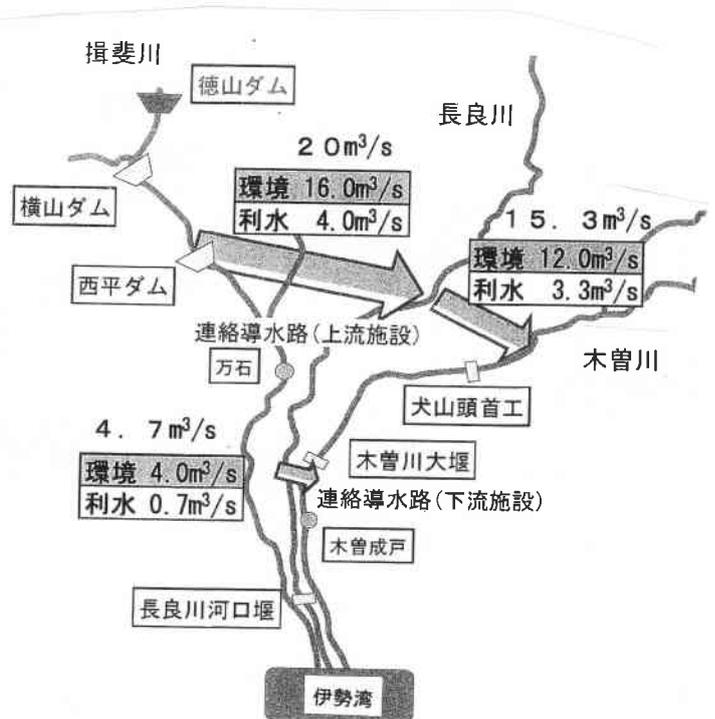
… 「凍結」とはいうけれど

2007年8月、木曽川水系河川整備計画策定途上で突如出てきた「徳山ダムに係る導水路・上流分割案」。徳山ダムの水を木曽川に引く途中で一部を長良川に流す、という摩訶不思議な計画である。調べてみると、「下流施設」には愛知県や名古屋市の長良川河口堰中流部（河口から23km付近）取水への願望が隠されていることが見えてきた。

2008年1月に全国紙岐阜県版に1面広告を出し、長良川市民学習会を発足させた。岐阜を中心とする長良川流域から「長良川をこれ以上苛めるな！」という声が上が、本体着工を食い止めることができた。2009年には河村・名古屋市長の発言や「政権交代」もあって、「凍結」となった。しかし「凍結」でも今年度も3億5000万円の予算がついている（うち2億2200万円は事務所経費や人件費などの「業務取扱費」）。

また、治水（洪水調節）とは全く関係ない事業であるにもかかわらず、「臨時的かつ一斉に行うダム事業の再評価」（以下「再検証」という）の対象とされ、「検討の場」では関係地方公共団体の多くが必要論を唱えている。首長が建設に消極的でな名古屋市や愛知県も「検討の場」では従来の必要論を翻していない。「代替案より優位」という結論になる可能性は高いと考える。一刻も早く正式中止とするべきである。

政治的な動きは動きとして、愛知県を相手取った「導水路建設に公金を支出するな」という住民訴訟を、引き続き全力でサポートしていく。間もなく一審のヤマ場、証人尋問となる。



2. 内ヶ谷ダム … 「継続」という結論ありきの「再検証」

長良川上流域の支流・亀尾島（きびしま）川の最上流部に計画されているの治水専用ダム（穴あきダム）。1988年に予備調査が開始されたが関連道路工事だけが進んできた。2006年に長良川圏域河川整備計画（県管理区間の整備計画）に位置づけられたが、地元の郡上市の人ほとんど知らないような状態だ。これまで岐阜県はこの内ヶ谷ダム事業を真っ先に「再検証」の対象事業とした。2回のパブリックコメントを経る間にも情報公開請求した資料が出てこない、「治水効果」に関するデータ・資料に整合性がない、など、およそ検証の名に値するものではなかったが、10月中には岐阜県は「継続」という報告を国交省に出すという。

鳴り物入りの「再検証」は、実際は「結論ありき」で、道府県が国交省からの補助金交付を確実にするための儀式とされている実態がここにも顕れている。

長良川河口堰

5年以上の開門提案

愛知県専門委が報告書

長良川河口堰(せき)は三重県桑名市に開門調査の可否を検討してきた愛知県の有識者会議(座長・小島敏郎青山学院大学教授)の下部組織である専門委員会は21日、「少なくとも5年以上」の試験開放を提案する報告書をまとめた。有識者会議での審議を経て、大村秀章知事に提出されるが、開門調査実施の方向性は踏襲される見通し。

報告書は堰が開放された場合、どの程度塩水が上がるのかは不明とする。遡上しても、農業などに被害が生じない対策を求めている。

調査の実施に向けては、国や水資源機構、長良川流域の岐阜、三重県のほか、漁業関係者や県民が参加した協議機関の設置も提案している。

報告書は1カ月間のパブリックコメント(意見公募)を経て、10月末にも有識者会議に提出される。パブリックコメントは県外からも広く募っており、小島座長は「県と調整の上、要望があれば岐阜や三重などの関係者に対する説明会を行うことも考える」としている。

2011.09.22 岐阜新聞

長良川河口堰(せき)は三重県桑名市に開門調査の可否を検討してきた愛知県の有識者会議(座長・小島敏郎青山学院大学教授)の下部組織である専門委員会は21日、「少なくとも5年以上」の試験開放を提案する報告書をまとめた。有識者会議での審議を経て、大村秀章知事に提出されるが、開門調査実施の方向性は踏襲される見通し。

長良川河口堰(せき)の開門調査に関する、愛知の有識者会議の専門委員会がまとめた報告書の要旨は次の通り。

【検証・環境】
堰上下流部で汽水性のヤマトシジミは絶滅、減少。アユの減少と堰の運用との因果関係を否定する見解は認められない。汽水性魚類と回遊魚類への影響は顕著。

【検証・利水】

河口堰の開発水量のうち、水利権が設定され使用されているのは16%にすぎない。運用から16年が経過する中で、明らか

トシジミは堰上下流で分布範囲が拡大し、天然更新も回復。アユは稚魚の遡上(そじょう)環境や産卵場の状態などが改善する。

【どのように開門するか】
長良川用水に農業用水基準を超える塩分が流入する危険性があるときのみ堰を開鎖し、原則開放。県民、市民が参加できる「長良川河口堰開門調査」の環境変化の全過程、置を提言する。

調査項目は治水、利水、塩害、環境、河川や施設管理者、関係自治体を中心に、広く漁業関係者や県民、市民が参加できる「長良川河口堰開門調査」の環境変化の全過程、置を提言する。

3. 長良川河口堰

… 開門調査実現に向けて

今年6月、愛知県は「長良川河口堰検証」プロジェクトチーム(PT)を設置し、7月にはPTの下に専門委員会をおいた。専門委員会は集中的な審議を重ね、「5年以上の開門調査」ということで報告書をまとめる。(この報告書案について10月23日までパブコメを募集している)

昨年、愛知・名古屋で生物多様性COP10が開催された。この地域を含め、各地の市民が多様な形で参加して高い評価を得た。この成功があって、今年初めの愛知県知事・名古屋市長選挙の共同マニフェストに「長良川河口堰開門調査」が入った。つまり一般の専門委員会報告書「開門調査すべし」は、流域住民・市民の声だ。同時に、この報告書にはまだ不十分な点も多い。パブコメや説明会などを通じて、市民側からも報告書案の内容充実を図っていく。

長良川は、河口堰によって川と海とを分断された。汽水域が人工的に淡水化されることで大きく生態系が損なわれた。生物多様性のもつ普遍的価値は論をまたない。河口堰開門は、長良川の生態系復活のための必須の条件である。

長良川市民学習会も実行委員会に参加して、河口堰開門に向けたシンポジウムを開催する。往年の長良川河口堰建設反対運動を担った人々に敬意をはらいつつ、原発大震災を経験した今という時点からスタートする新たな運動の出発点となるものにしていきたいと考えている。

このシンポジウムへの皆様のご協力をお願いしたい。

シンポジウム ～ 長良川河口堰開門と生物多様性 ～

よみがえれ長良川！よみがえれ伊勢湾！

とき：2011年12月10日(土)13:30～ ところ：名古屋市・伏見ライフプラザ 鯨城ホール

開門調査は前途多難

岐阜、三重の反発必至

専門委の人選に偏りも

河口堰報告書

長良川河口堰（三重県桑名市）の開門調査の可否を検証する愛知県専門委員会が二十一日、ゴーサインを出す報告書をまとめた。背景には、わずかしが使われない水のために巨額の負担が続く愛知県や名古屋市の「水余り」の現状がある。だが、こつした目線は「都市部のエゴ」とも映りかねず、開門の実現に必要な岐阜、三重両県の同意取り付けは困難が予想される。

（島崎諭生）

河口堰建設では、毎秒二・五の取水が可能なようになった。だが、企業の節水対策などが進み、十六年たっても実際の取水量は、その

河川建設では、毎秒二・五の取水が可能なようになった。だが、企業の節水対策などが進み、十六年たっても実際の取水量は、その

河川建設では、毎秒二・五の取水が可能なようになった。だが、企業の節水対策などが進み、十六年たっても実際の取水量は、その

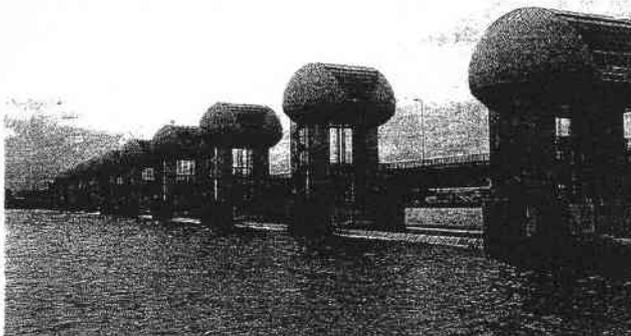


長良川河口堰建設費の負担割合



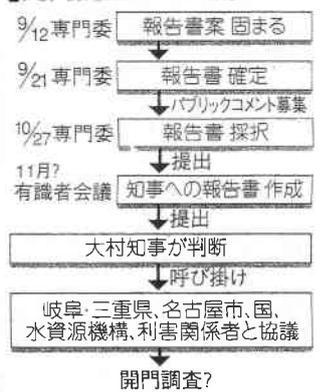
専門委がまとめた報告書の骨子

- 堰の直上流にある長良導水、中勢水道、北伊勢工業用水は、岩屋ダムの余剰水や他の用水からの転用で、ある程度可
- 塩水がどこまで遡上するかは不明だが、既に侵入が阻止されているところもある
- 開門の予備調査と本調査を一本化し、少なくとも5年以上行う。2012年度の計画検討が望ましい。毎秒800以上の出水時からゲートを全開し、堰の上流部で塩分濃度が基準を超えたら、閉鎖などの操作を行う
- 開門後は、堰付近の水質や川底の土壌を調べ、シジミやアユ、サツキマス、水草などを観察する
- 河川管理者や施設管理者、関係自治体、漁業関係者、県民・市民が参加する「長良川河口堰開門調査協議機関」（仮称）を設置。下部組織として専門委員会も設ける



開門調査の実施に向けた報告書がまとめられた長良川河口堰＝三重県桑名市で

予想される長良川河口堰開門調査までの流れ



分を含めると、愛知県と名古屋市で事業費の半分を負担している。より良い運用に向けた最適の解があるはずだ」と訴えた。

■塩害への影響

堰を運営する水資源機構や国が、開門を拒む理由は「塩害への懸念」だ。治水目的で上流の河床突起部を削り、塩水が遡上するのを防ぐために

だが、報告書は「塩水がどこまで遡上するかは不明」と指摘。開門調査の間中は、堰の上流で塩分濃度を観測し、基準を超えれば開門などの操作を行うとしている。

こつした方針に岐阜、三重両県知事は反対を表明。堰の上流域で米や大豆を栽培する岐阜県海津市の農業受託会社「福江農機」の後藤昌宏社長（左）も「塩害があった場合、誰が補償してくれるのか」と心配する。

批判されるべきなのは建設当時の見通しの甘さだが、こつした歴史を重く受け止めた塩害の懸念を払拭しない限り、関係者の同意は得られない。報告書作成を実現性のないパフォーマンスに終わらせないためには、環境改善も含めた「流域全体の利益」を説く丁寧な議論が必要になる。

客観的に議論した小島敏郎・専門委共同座長の話。客観的に議論できるような心がけが真ん中にあって議論できたと思う。皆さんの意見を一つのストーリーとして理解しやすいものにはなった。まだまだいろんな意見は聞く必要がある。説明の要望があっても、塩害は大丈夫だ。委員会としての仕事はこれで終わりだ。が、説明を求められれば行く。三重県も水利権の負担がなくなればハッピーになるはず。国も認める方向に行っていきたい。あとは大村知事の手腕だが、できるだけサポートしたい。

見通しの甘さ

公開ヒアリングに招かれた赤須賀漁業協同組合（三重県桑名市）の秋田清音組合長は「河口堰が公益でないというのなら、しゅんせつした砂を戻してほしい」と憤った。一時は裁判を起こして河口

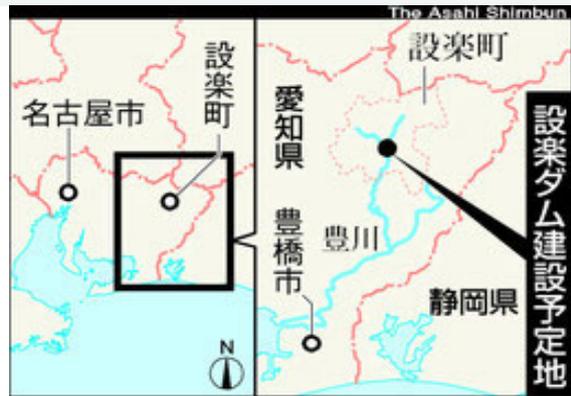
愛知県の設楽ダム の 現況報告

設楽ダムの建設中止を求める会副代表 伊奈紘

はじめに

地震、原発、豪雨と度重なる災害に見舞われた日本列島。今後復興に多額の税金が必要と言う時に、不要・不急のダム建設だけは国土交通省の「ウソ」で塗り固められたまま、相変わらず建設に向けての足を止めようとしな

い。原発では経産省や電力会社の振る舞いが問題視されているが、ダム問題に関しての国土交通省の行動はそれと少しも変わらず、根深く、罪深いものがある。政・官・業だけでなく学・報・司まで巻き込んだ悪の癒着が、住民の生活と安全を脅かしている。



写真左：設楽ダム完成予想図（ダム下流から設楽町田口地区を望む）国土交通省中部地方整備局設楽ダムホームページより）写真右：設楽ダム建設予定地（朝日新聞 2009.01.27付より）

1 設楽ダムの建設反対に向けての裁判

2007年2月、私たちは「設楽ダムの建設中止を求める会」を設立し、愛知県知事並びに愛知県企業庁長を相手取って、名古屋地裁に公金差し止め訴訟を起こした。3年間の審議を経て、2010年6月に、名古屋地裁から判決が下った。結果は、ダム建設の根拠となる都市用水の需要予測が大きすぎるなど国の計画不備を認めながらも、行政裁量権を振りかざし、敗訴になった。行政サイドから脱却できない裁判官に歯ざりしる思いであった。



ダム建設予定地には国指定天然記念物ネコギギが棲息する(撮影:筆者)

現在は名古屋高裁に控訴し、係争中である。裁判の争点は①治水、②利水、③流水の正常な機能維持、④環境、と多岐にわたるが、控訴審では、これらに加え、地質・地盤問題を取り上げ、設楽ダム建設は多くの人命を危うくする愚行であると訴えている。

2 中部地整が行っている設楽ダムの再検証の実態と対策

一方、民主党政権の誕生で「コンクリートから人へ」とダム行政は大きく舵が切られるかのように思われたが、次第に尻つぼみになり、期待した再検証も今やダム建設を容認するためのものになってしまった。設楽ダムも国直轄ダムとして再検証の対象になっているが、「関係地方公共団体の検討の場」なるものは、

まさにヤラセの茶番劇である。

この再検証の問題点は、

- ① まず検証主体が国土交通省(中部地整)そのものであること、② 検討の場の構成員が国と一体となってダム建設を進めてきた豊川流域の首長と県の代表者だけであること、③ 代替案は河川整備計画やフルプランの数値を検証なしに全て前提としていること、④ 検証の視点はいい加減な建設費用と工期だけで、安全性や、環境、住民の生活、将来の見通しなど全く配慮されていないこと、⑤ 主催者がほとんど実現不可能なばかばかしい代替案をいくつか提出し、ダムが一番だよねと導く。参加者はもう検証はいいから早くダムを建設しろと合唱する、⑥ 公開とは名ばかりで、反対者の意見を聞く気などまったくない。おごなりにパブコメを実施したが、明らかにヤラセと思われるものが多く、検討すべき意見は全て無視する。

原発再開やプルサーマルの説明会と全く同じである。真の検証には、反対・批判者を含めた公開討論会の実施が不可欠である。

3 設楽ダムを有名にする活動(情報発信)

ハッ場ダムをヤツバダムと読む人はいなくなった。川辺川ダムが球磨川の支流であることを知らない人もいない。しかしまだ設楽ダムを(シタラ)と読めない人は多い。有名になれば、世間の多くの目が注視し、国土交通省も勝手な振る舞いができなくなる。そう考え、今まで積極的に設楽ダムを知って頂く活動(情報発信)を進めてきた。



- ① 水源連など全国的な集会に参加し、他のダム反対者との連携を深める。
- ② 著名な講師を招き講演会・シンポジウムを開催する。
- ③ 立木トラスト運動をすすめ、直接参加型の設楽ダム反対者を全国的に増やす(現在 2,800 人を越えた)
- ④ 政治活動にも積極的に取り組み、我々の活動の理解者をできるだけ多く当選させる(町長選、町議選、県議選、知事選など)。

(写真上:「設楽ダムの建設中止を求める会」の第5回総会に新潟大の大熊孝名誉教授(河川工学)を招いて記念講演。オープン講演会として会員以外の市民も多数傍聴した。2011.02.13)
(写真右:トラスト立木に括りつけられたトラスト参加者の木札)



4 地質調査に取り組む

設楽ダム建設予定地は有名な地滑り地帯。

昭和 36 年電源開発のダム建設が持ち上がり、地質調査が行われたが翌 37 年末には危険だと即中止された同じ場所に現在の設楽ダムは計画された。

- そのため、信じられないことだが計画から 40 年も経過しているのに、未だ正式なダム位置や堤体の長さが決まっていない(決められないでいる)。

ダムができれば大規模な地すべりが起こり、町の中心部である田口地区がダム湖に飲み込まれたり、ダ

ム崩壊で大鉄砲水～山津波がおき、多数の死傷者が出ると心配している。



電源開発や国土交通省が行った膨大なボーリング調査の結果や研究者が行ったこの地の最新の地質調査を参考にし、国土問題研究会が現地調査を踏まえて、報告をまとめている。地盤がダム建設に不適であるとの科学的な論拠を示し、裁判でも争う予定である。

（写真左：設楽ダム予定地横坑を調査する国土問題研究会のみなさん。

調査には当会代表、副代表、在間弁護士、

設楽ダム事務所職員が参加した。 撮影：市野）

5 愛知県独自の検証の場設置

愛知県は現在大村知事のもと長良川河口堰開門検討についてのプロジェクトチーム(PT)をつくり、精力的に検討作業を進めている。国や県職員の抵抗はあるものの、秋には開門調査の方針を示す可能性がある。この後、このPTは設楽ダムに焦点を向ける予定。

大村知事は知事選の公約で「設楽ダム建設については、反対者も含め幅広い人たちの意見を聞いて再検討したい」と述べた。

私たちは大村知事のこの言動を大いに歓迎し、全面的に協力したいと思っている。



大村愛知県知事がはじめてダム予定地を視察した。ダムサイト予定地で国の説明を聞いた後、反対派の話を聞く大村知事(写真は朝日新聞2011.3.25付より)

6 ダムマネーによらない町おこしを考える

原発と同じで、過疎地の自治体は補助金や助成金欲しさに、自らの街の歴史や文化や誇りを捨てて不要なものや危険なものまで、受け入れてしまう。設楽ダムも全く同じ。身の丈に合った自立した町づくりを進めないかぎり、根本的な問題解決にならない。簡単に解決できる問題ではないが、英知を絞り、下流の住民の知恵も借りて流域全体で取り組んでいきたいと思っている。



オシドリ(設楽町オシドリの里にて)

〇 おわりに

日頃から、水源連の方々のご活躍に心より感謝いたしております。福島原発の事故後やっとならぬ原発の是非が国民の共通の話題として議論されるようになりました。ダムも構造は全く同じです。今後も水源連の関係者と密接に連携しあって、設楽ダム建設中止を勝ち取るまで頑張ります。

今回、こうして設楽ダム問題を取り上げて頂いたことに心より感謝申し上げます。

太田川ダム

静岡県知事
川勝平太様
静岡県河川砂防局長様
静岡県企業局長様
静岡県袋井土木事務所長様

2011年10月12日

グループ太田川水未来代表 森町 鈴木恵三
ネットワーク安全な水を子どもたちに共同代表 浜松市 内山賢治
森町 山本幸男
太田川ダム研究会代表 森町 岡本 尚

日頃住民の健康と安全のための行政にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。それに関連して、県にお伺いしたい事象が発生しましたので質問をさせていただきます。

先月21日に浜松を襲った15号台風は各地に様々な被害を及ぼしましたが、森町の太田川ダム貯水池にも今ひとつの異変が起こっております。

私どもが9月18日に行った定点観測では、堤体直下の貯水の透明度は1.2mと運用開始以来最低値を記録していましたが、台風通過後さらに濁りがひどくなって、10日以上経過してももとにもどらないという住民からの通報があい次ぎました。10月2日の定点観測では透明度は0.4mにまで低下しており、また湖面には前回の観測と同じく肉眼観察で本流、支流杉沢ともに随所の水面に黄緑色のベルト状の変色帯のあることが認められました。

流入した土砂が濁りの主要原因であれば、採取した水を数日放置すれば澄むはずですが、ベルトの見られない船着き場での採取水は5日たっても濁りは無くならず、顕微鏡で精査した所、渦鞭毛虫(Dinoflagellata、渦鞭毛藻ともいう)のある種のが多数発見されました。ご承知のようにこの単細胞性プランクトンは海水でも淡水でも赤潮の原因になる原生生物で、なかには猛毒を生産し、魚類や人体に被害をあたえる種類も10種ほど知られています。

現在太田川ダム湖は県企業局の水源として西遠州一帯への飲料水の供給に使用されている以上、県は直ちに

1. 貯水池の透明度をここまで低下させている原因は何か。
2. どのような種類の水棲微生物がどの程度繁殖しているのか。
3. その中に有毒な種類は含まれていないか。

を早急に調査、公表されるべきではないでしょうか。

ご参考までに付言しますと、黄緑色のベルトは大阪府の水源である青蓮寺湖などで過去に発生したことがある、肝臓毒を産生する藍藻ミクロキスティス(アオコ)によるものである疑いがあります。精査をお願いします。

なお次ページに参考資料を添付しますのでご参照ください。

太田川ダム研究会より追伸

資料2に示した通り、太田川ダムの平均水流量(約毎秒1m³)はその水容量にくらべて極端に低いものであり、当会は前知事の時代から貯水池の富栄養化を警告してきました。今回の事態は決して想定外ではなく、またたとえ現在有害な藻類が検出されなくても将来にわたって継続的な監視と調査結果の公開が必要です。当会は袋井土木事務所が調査しているといわれる太田川ダム貯水池の藻の繁殖状況、種類を公開するよう、9月30日づけで情報開示請求しました。ところが10月7日づけで「非開示」の回答を受けました。理由を問いあわせたところ、委託業者が報告をあげるのが年度末なので、それまで調査に関する公文書が存在しないためであることがわかりました。この貯水池は遠州水道の供給源であり、大発生しているプランクトンがどのようなものであるかの同定と繁殖規模の把握は西遠州地区全域にわたる飲み水の安全に関わる問題です。給水を受けている市民の立場からすれば来年3月まで非開示などという悠長な取り扱いは到底容認できるものではありません。

一週間以内に何らかのご回答がない場合、当会は専門家を交えて独自の調査を開始しますのでご了承ください。

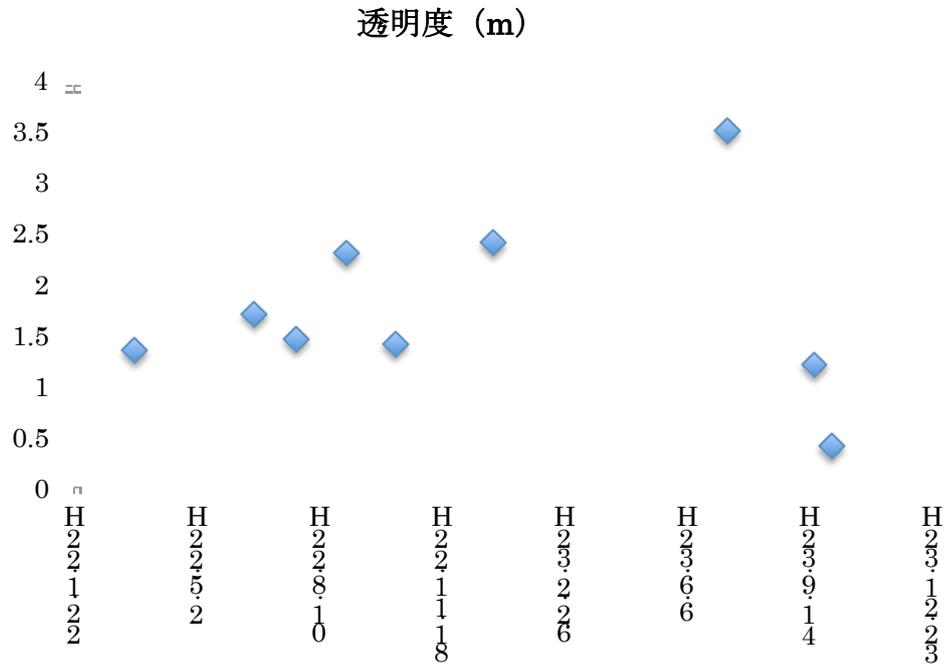
太田川ダム研究会代表

森町円田443-5 森・植物生理研究室 岡本尚

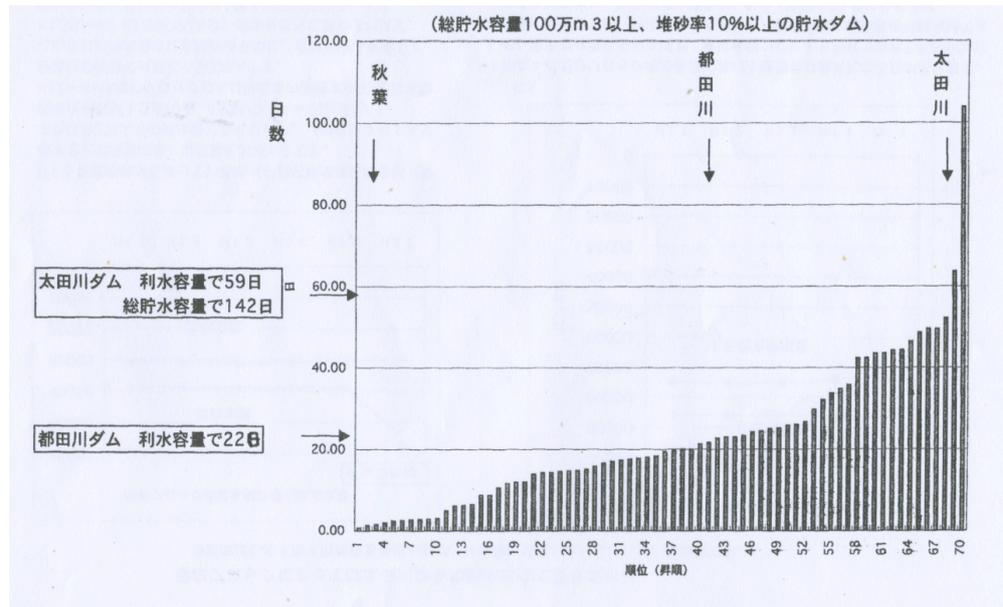
Tel 0538-85-1650 Fax 0538-85-1634

参考資料 1. 太田川ダム透明度の変遷

□



参考資料 2. 太田川ダム貯水の回転日数 (容量÷平均水流量)



ハッ場ダム運動報告

2011年10月23日

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

報告：神原禮二

国民無視、政治無力…“河川村の村芝居”。

ハッ場ダムが必要か否かの検証が、代替案とのコスト比較にすり替わる。Oh 茶番。

9月13日、ハッ場ダム検討の場で関東地方整備局(以下関東地整)は「総合的な評価の結果、最も有利な案はダム建設」と報告しました。ハッ場ダム検討の場とは、関東地整と1都5県。つまりハッ場ダム事業者=河川村による“客観的な検証”という茶番劇の舞台なのです。そもそもハッ場ダムの検証は「ダムが必要か否かの検証」であった筈のものです。なぜこんなに国民を愚弄した茶番劇が演じられてきたのか、その経緯を追跡すると「原発安全神話」をつくった政官産学による原子力村と同じ“河川村”の姿がくっきりと浮かび上がります。

■第一幕：ファンファーレ

2009年9月政権交代。前原国交大臣はマニフェスト通りに「ハッ場ダム中止」を発表。

■いきなり暗転

同月、ハッ場現地を訪れた前原大臣は、現地の推進派住民と1都5県知事の剣幕にたじろぎ、「予断なき検証をする」と後退。ただし「ハッ場ダムの中止は変わらず」と言明。

■第二幕：暗闇にまぎれて河川村住民の登場

2010年1月、前原大臣の私的諮問機関として「できるだけダムに頼らない・今後の治水対策に関する有識者会議」が発足。しかしメンバーは国土交通省による人選のためダム推進派の学者で固まる。しかも会議は非公開。早くも権力は前原大臣から河川村に移る。

■第三幕：河川村その正体を現す。政治無力。

2010年6月、上記の有識者会議が「中間とりまとめ」を発表。

現行のダム事業と代替案をコスト重視で比較検討する。その場合ダム事業は残事業費とする。検討主体：国交大臣 検討検証主体：関東地方整備局 検討検証の場：関東地整+1都5県+関係市町村。コスト重視なら4600億円の大半を使ってしまったハッ場ダムより安くつく代替案はなし。検証検討の場はハッ場ダム事業者だけになるから「ハッ場推進の大合唱」。まっ暗闇。

■第四幕：菅内閣発足、国交大臣交代。期待を寄せたが…。

馬淵新国交大臣「予断なき検証とは、ハッ場ダム中止は前提ではない」と更に後退。

■第五幕：薄日さす。河川村を地盤とする自民党から異端児・河野太郎登場。

2010年秋、衆院予算委員会で自民党の河野太郎議員が「これまでの基本高水の根拠としていた一次流出率0.5と飽和雨量48mmは欺瞞だ」と指摘。答弁に立った馬淵国交大臣はそれを認め、利根川の基本高水は根本から見直すと言明。

■えっまた暗転。暗闇に魑魅魍魎。

2011年1月、日本学術会議土木工学建築学委員会「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」なる会議が発足。日本の最高の科学者集団という触れ込みだが、内閣府に属するお役所。大臣はそこへ丸投げ。土木工学建築学会と聞けば誰だって御用学者の集団と思う筈だが馬淵大臣は純情だった。ご丁寧に検討等分科会の小池俊雄座長は、あの基本高水22000トンを決めた「河川整備小委員会」のメンバーだった。この集団のお仕事は関東地整が出してくる「河川流出新モデル」を検証の名を借りてお墨付きを与えること。河川村がいつもやっていることだ。

■第六幕：河川村ぬけぬけとハッ場ダムを後押し。

2011年8月、日本学術会議は新モデルで計算した結果、200年に一度の豪雨による洪水は毎秒21200トン→22200トンへ。カスリン台風の再来洪水は22000トン→21100トンへ(ただし実績は17000トン?)。従って利根川の基本高水は従来通り22000トンで変わらず。と回答。関東地整は、問題の飽和雨量と一次流出率を変更しただけで、それ以外の係数は22000トンになるように調整。学術会議はカスリン台風の再来計算と実績とのかい離を説明できぬまま、これまで嘘に嘘を重ねた従来の基本高水を追認。

■第七幕：河川村「ハッ場ダムが最善」と我田引水。1都5県知事万歳三唱。

2011年9月、関東地整は1都5県知事を含む検証検討の場に「ハッ場ダムが最善」と報告。知事各位は「あたりまえじゃ。遅すぎる」とぶつぶつ言いながらニンマリ。

※茶番(劇)：底の見えすく浅薄な物事のたとえ。人をだます名人。(広辞苑より)

富士川(静岡県)から導水する???

正気の沙汰か利水代替案。なんと事業費1兆3000億円。

“予断なき検証”のために出されたハッ場ダムの利水代替案は「富士川からの導水+地下水取水+藤原ダム再開発」を筆頭に荒唐無稽なものばかり。比較するハッ場ダムの利水残事業費は600億円ですから馬鹿馬鹿しくて検討にも値しません。何よりもこれ以上水源開発を必要とするか否かはまったく検証もせず、各都県の水需給計画を鵜呑みにしてコストだけ比較する国民を愚弄したものです。

裁判の動き

ハッ場ダム裁判：3月の宇都宮地裁判決(原告敗訴)をもって、1都5県はすべて控訴審に入る。控訴審は政治の迷走を見極めるため進行協議を重ねている。

情報開示請求裁判：3月9日、第1回情報開示請求裁判(提訴9/10)。利根川の基本高水22000トンの再計算をすべく、さいたま地裁よりを調査嘱託求めたが、肝心の「流域分割図」「流出モデル図」は墨塗りで回答。この不開示を不当として提訴したもの。8月2日全面勝訴。

虚偽有印公文書作成・同行使告発裁判：関東地整は、さいたま地裁よりの調査嘱託「利根川の基本高水計算の前提となる貯留関数法における係数等の開示請求」に対し、八斗島上流域は一律に飽和雨量48mm、一次流出率0.5と有印文書をもって回答。本年1月、同流域は「第4紀火山岩地帯」と「非第4紀火山岩地帯」に大別して行っていたと表明。前者は飽和雨量を無限大、一次流出率は0.5。後者は飽和雨量を48~125mm、一次流出率は0.4~0.5。と大幅に前言を否定。埼玉原告団は、虚偽回答は裁判を被告側に有利に導いたとして告訴した。

市民の戦い

「カスリーン台風が再来しても16,750トンならハッ場ダムはいらない」文書配布：高橋統一弁護士による文書を、1都5県、各基礎自治体の首長・議会議員などに大量配布。理解を求める。

「2011年度ダム予算2400億円を震災被災地救援へ」要望書：国と都県知事へ提出。茨城では42市町村長に対し「茨城ダム予算43億円」を上記と同趣旨の意見書にまとめ、知事宛てに提出するよう要請した。

基本高水検証結果を検証するセミナー：まさのあつこさんの呼びかけで4回開催。嶋津暉之さん、関良基さん、大熊孝さん、高橋弁護士、流域市民等が発言した。

日本学術会議への質問状提出：基本高水22000トンを追認したことに対し、利根川流域市民等が質問状を提出。9月の説明会では会場から質問を浴びせた。

ハッ場ダム予定地の現状

ハッ場ダムの地元自治体（群馬県長野原町）は「ダム推進」を主張し、地元民は「ダム湖の早期完成」を望んでいると言われている。しかし現地の状況はそれほど単純ではない。福島原発事故の発生後、原発に依存せざるをえなくなった地域の複雑な内情がクローズアップされたが、ハッ場ダムの予定地もこれとよく似ている。

ハッ場ダム計画には膨大な関連事業があり、ダム本体工事費は全事業費の1割に満たない。2009年の政権交代後、本体工事着工は凍結されたが、関連事業は止まらず、ダム予定地では道路、砂防工事などによる凄まじい自然破壊が進められてきた。

水没予定地では340世帯のうち、今年3月末時点で314世帯が補償契約を済ませ、残存戸数は26世帯となっている。ダム湖をまたぐことになっている三本の橋が完成し、今また四本目の橋脚が天に向かって伸びつつある。

寂れた景観と人口減少に悩む地域に不釣り合いなインフラ整備は、「生活再関連事業」と名づけられ、地元住民の「生活」に欠かせない工事と言われてきた。だが、ダムサイト予定地を走るJR線の付け替えが完成のめどが立たないなど、机上のプランで進められてきた事業は各所で行き詰っている。一見立派な道路や代替地は、地形、地質の悪条件の下、この一年の間に落石事故、土砂流出事故を繰り返してきた。

ダムへの反発が激しかったハッ場では、1992年、地区内に代替地を造成する“現地再建ずり上がり方式”を地元が受け入れる形で交渉が決着した。当時、ダム完成は2000年度とされたが、その後、計画変更が繰り返され、代替地の造成も大幅に遅れた。山を切り崩し、沢を埋め立てた大規模造成の代替地は、所によっては30メートル以上の盛り土である。土質工学の専門家である湯浅欽史氏（元都立大教授・原子力資料情報室）は、耐震性に問題があるとしている。また、奥西一夫氏（京都大学名誉教授・防災地形学）はダム予定地周辺のもろい地盤が地すべりを起こす危険性を指摘している。

ハッ場ダム事業を推進してきた国土交通省関東地方整備局は今秋、自らのお手盛り検証によって「ハッ場ダムは治水・利水上、ベストの選択」と結論づけ、ダム本体工事再開を目指している。一方、「ハッ場ダム本体工事の中止」と「水没予定地の再生」を目的に掲げて活動してきた「ハッ場あしたの会」は、こうした動きを食い止めるべく、政治への要請活動、世論へのアピールに懸命に努めてきた。

ハッ場ダムは最初の構想から間もなく60年を迎える。現地では難問が山積しており、ダム事業をこのまま継続しても、問題が先送りされるだけだ。災害を誘発するハッ場ダムは、取り返しのつかない負の遺産となることを、多くの人々に知ってほしい。

（ハッ場あしたの会 渡辺洋子）

STOPハッ場ダム・市民ネット

群馬県・長野原町に建設予定のハッ場ダムは、計画より59年目を迎えるが、“コンクリートから人へ”の民主党の試金石として、今も渦中の熱さを放っている。

【最新情報】 10/8 4人目の前田国交相が現地視察。建設是非は予算編成までに。



次ページに掲げましたチラシ類は、去る9月25日に長野原全域約2800地帯に配布した、新聞折込チラシの一部です。活動報告に代えさせて戴きます。

結論を出すと言われていた今秋を目前に、「有識者会議」「検討の場」「日本学術会議」などの一連の検証作業の中で「やはりダム建設が妥当」の線が濃厚になりつつあった9月初旬、「これでは本当にハッ場ダムは出来てしまう」とのより強まる危機感から、一つの打開策として試みました。

切ないことに地元は現在、さらに「推進一色」となりつつありますが、おかげ様でこれまでもの言わぬ、言えなかった町民からのうれしい反応も、複数件寄せられています。

チラシの体裁は、A3二つ折りの4頁。表面と裏面にはダム弊害の最新資料を列記。2・3頁の中間には次の手記、

- ①長野原町出身者「かけがえのないふるさとを想って」
- ② 〃 在住女性 「ダムに頼らない町づくりを」
- ③今本博健さんから戴いたメール文抜粋（許可済み）
「河川工学者の立場から 必要なダムがない」

※今回は紙面の都合上、表面と裏面のみの掲載。

代表：鈴木郁子

連絡先：〒370-3533高崎市保渡田町1006-1
 メール：spq272s9@rondo.ocn.ne.jp
 ブログ：<http://s35.gunmablog.net/>
 TEL：027 373 5672

結論は来年度予算に反映 前田国交相が初視察

前田武志国土交通相は10月8日、ハッ場ダム建設予定地（群馬県・長野原町）を初視察した。移転済み代替地と不動大橋近くの高台にて、ハッ場ダム工事事務所長らの説明を受け、群馬県庁内では大澤正明県知事や高山欣也長野原町長らとの会談に臨んだ。

政権交代以来、現地視察に訪れた国交相は4人目。前田国交相は「責任者が次々と代わり迷惑をかける」などと謝罪した。

今回の最大の焦点は、就任直後

の大臣会見や民主党の動きで「建設継続か中止かの最終判断時期を今秋までに出す」と歴代国交相が約束した時期が先延ばしになるのではないかと懸念に対し、国交相がどう答えるかだった。

大澤知事がこの点を尋ねると、前田国交相は馬淵澄夫元国交相の発言を踏襲し、「具体的にいつとは申しあげられないが、二年度予算に反映できるよう目標を守る」と述べた。この回答について、知事側は視察終了後の会見で、一定度の評価を示した。

続いて高山町長が、最終決定権限が国交相にあるのか政府・民主

三役会議にあるのかを質したところ、前田国交相は「秋までに」という前任者の見解は「来年度予算に反映させるという意味」であると述べ、「検証スキームでは大臣が最終決定することになっている」と断言した。

前田国交相はまた、「激烈な大災害、自然の猛威を検証に反映させる必要がある」と言及。大災害時にダムがもたらす影響などに関する資料や調査結果を集め、河川局の意向なしの、事務次官直属の検証機関を設置する方針も明らかにした。

ただ、川原湯温泉街は車窓から

の視察のみとなり、事前に「お会いできる方ならどなたにでも」との意向を示していた大臣の言葉に期待していた住民は誰一人、苦境を訴えられなかった。

前田国交相は会談後の記者会見で、「現地は推進一色ではなく、震災復興費に回すべきとの意見もある。車座集会のようなことへのお考えは？」との質問に対し、「できればそういう機会が得られればいい」と前向きな取り組み姿勢を示した。

ハッ場問題は当分続きそうだ。

鈴木郁子・ライター

ハッ場ダムは本当に必要ですか？

子孫にツケを残し、災害を招く

構内も線路も土砂に埋まった駅前の復旧作業（8／8）



8／7災害による川原湯温泉、足湯上方

ダムの世紀を変えよう！

生活再建支援法案、進展中！

①東電への減電補償金は莫大となり、電力は減り、節電に逆行

②もちろん生活再建・補償ごとは最後まで

③反故にされた約束も守らせ、泣き寝入りなし

④吾妻渓谷の1／4は水没

宝を守ろう！

大事なふるさとを本当に湖底に沈めていいのですか？

ありませんか？

お一人のハズでは……

町づくりの主役は皆さまお一人

法的措置は必然的についできます

行動によって法律は変えられます

に活用されたら如何でしょうか？

への償いを請求し、今後の生活再建費

むしろ当然の権利として、「痛みを歴史」

今や、お願いしてダムを造って貰うより、

「ダム建設と引き換え」と思い込まされてきた

公有地等所在市町村交付金の試算は約七億円

ならず、強行着工された奈良県・大滝ダム湖周辺の

土砂崩れは、記憶にあたらしいことと存じます

現在、アメリカではダム撤去が進んでいます

83

八月末、ナイジェリアではダムが決壊し、百一人が死亡

先の大震災でも藤沼ダム決壊で八名の尊い命が失われま

した。地滑りなど数々の問題点が指摘されたにも、関

わらず、新たな地滑り対策の必要性が指摘されています

の場」で、

ムリな造成工事は災害を生み出しかねません。第八回「検討

指摘され続けています。また打越代替地の今般の決壊のように、

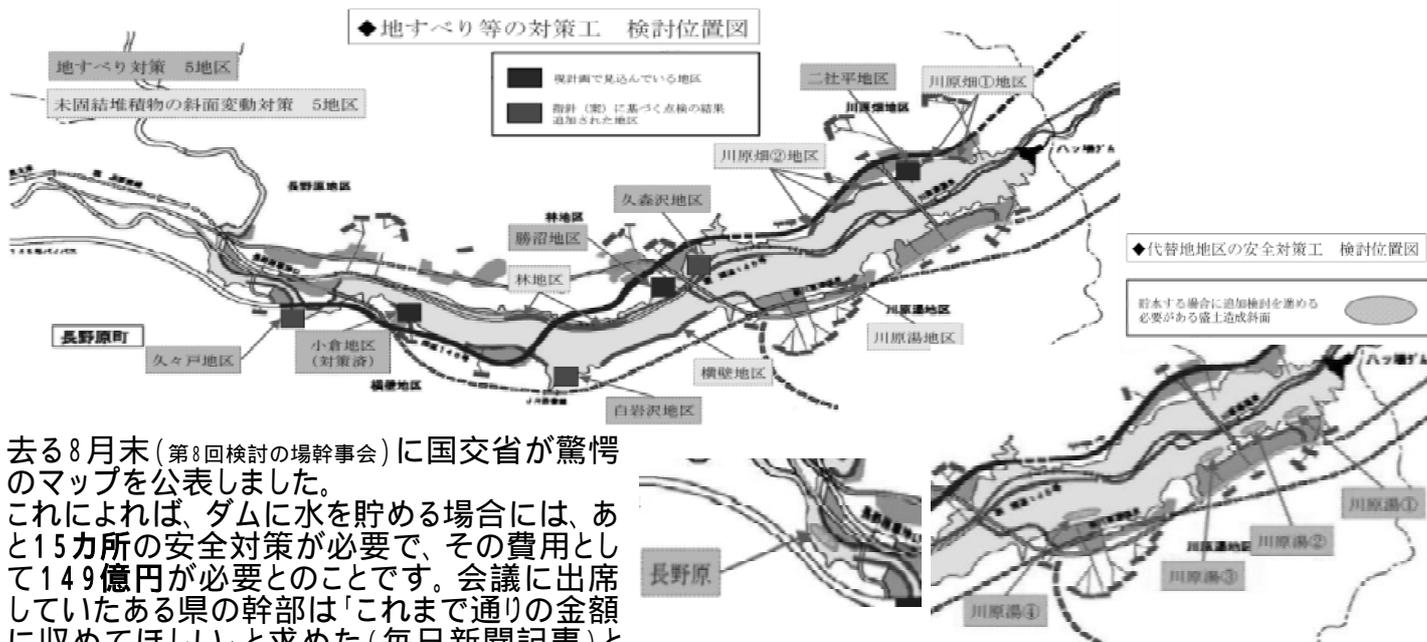
火によるもろい泥流に覆われた地質は地すべりを誘発することが

半世紀間も苦しめられたハッ場ダムは、ムダも甚だしく、浅間山噴

昨今の気象と頻繁に起きる災害について皆様はどうお感じでしょうか？
ダムと原発は「国策」の名のもと、一部有力役得者によって強引に進められて参りました。問題は皆様方の「今日の、明日の生活」です。

長野原町の皆さまへ

こんなにあるの？(15カ所)、こんなにするの？(149億円) ～ハッ場ダムを作る前に、新たな地すべり・安全対策



去る8月末(第8回検討の場幹事会)に国交省が驚愕のマップを公表しました。これによれば、ダムに水を貯める場合には、あと15カ所の安全対策が必要で、その費用として149億円が必要とのこと。会議に出席していたある県の幹部は「これまで通りの金額に収めてほしい」と求めた(毎日新聞記事)とか。お金のやり繰りはともかく、ハッ場ダムによって、どうしてこんなに危険と隣り合わせの暮らしをしなければならないのでしょうか。

出典...国土交通省関東地方整備局
ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場・第8回幹事会資料
ハッ場ダム堆砂計画及び総事業費の点検結果について 資料1-1より抜粋

台風12号～役に立たなかった奥利根ダム群

紀伊半島に深い爪痕を残した台風12号。もし関東に上陸していたらカスリン台風並みの降雨をもたらしたでしょう。榛名山に累積730mmの雨が降るなど群馬県も豪雨に見舞われました。矢木沢ダムなど奥利根ダム群はその前の新潟・福島豪雨で満杯(夏期制限容量)となっていました。だから台風が来たときには、山から集まってきた雨水をほとんどそのまま放流していました。度重なる大雨に対してダムは何の役にも立たなかったのです。



今、ハッ場ダムがあったら、
吾妻渓谷は土砂をかぶっていた？

これをハッ場ダムに当てはめてみましょう。制限以上貯水はひたすら放流されるだけです。そうすると狭い吾妻渓谷に急流となる大量の水が流されます。秋の観光シーズンを目前に紅葉を待っていた渓谷沿いの樹木が根こそぎ流されてしまったかも。ダムは観光も破壊するのです。

どちらが幸せ？ ダムのある町 / 未来のある町



水に沈んでしまったら、その土地は何の価値もありません。「ダム湖で観光」？・・・いいえ、夏場は川原湯温泉駅の陸橋が隠れる程度(最低水位536.3m)の濁った水溜まりが生まれるだけなのです。もし水没せずに利用できたら、その土地(推定306ha)は私たちの財産です。木質バイオマス発電などの新エネルギー産業、新たなショッピングモールや医療モール、年配者のためのケア施設、地場産食品の加工工場など、町と暮らしを豊かに広げる夢を私たちでもう一度最初から築きましょう。ふるさとを愛する心はひとつです。

話してみようよ！ 長野原町の未来

日 時： 10月1日(土曜日) 18:00～20:00 【入場無料】
場 所： ツインプラザ吾妻郡学習センター 2階 研修室3
問い合わせ先： 吾妻川研究会、STOPハッ場ダム・市民ネット
電 話： 090-2910-4722

長野原町や町外の皆さんで、ハッ場ダムに関して今後どうすればよいか、話し合いをしてみませんか？

このチラシは有志のカンパで制作しております。お力添えをお願いいたします(上記連絡先まで)

成瀬ダム報告

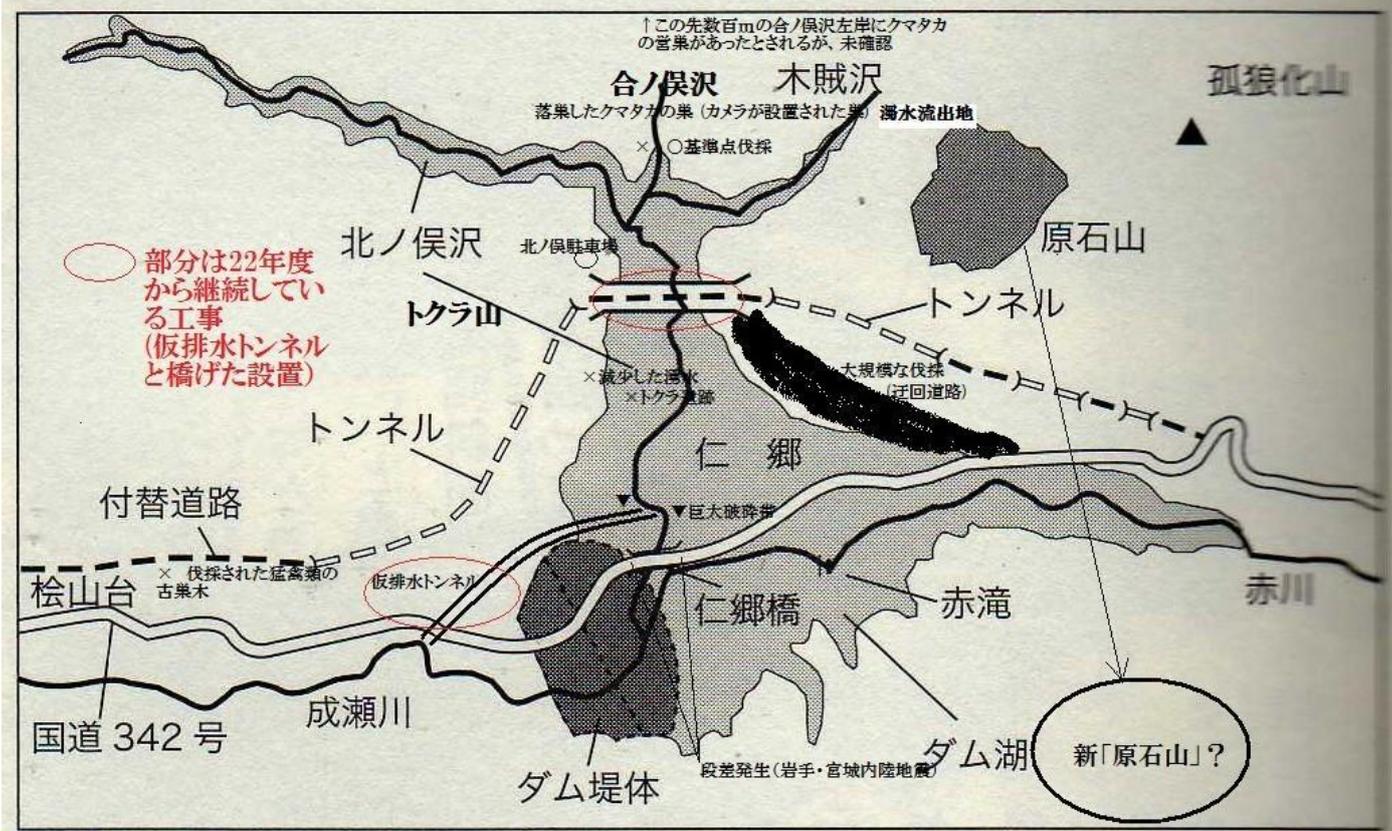
	国などの動き 成瀬ダム現地の動きなど	私たちの取り組み&裁判の経過 (成瀬ダムに係る横手市水道提訴、東北ダム組織と連携)
2010年10月	転流工と湖面橋工事の継続	水源連総会（北海道）
10月13日	↓	東北地整に「検証作業についての要望書」提出・交渉
10月31日		「東北自然保護の集い」にて「東北ダムネット」発足
11月17日	ダム検証・関係自治体からなる第1回検討の場 (成瀬ダム・鳥海ダム)	
11月25日		横手市水道事業に対する住民監査請求提出
11月26日		第6回口頭弁論（ダム建設地の地質と安全性について）
12月		由利本荘市に「鳥海ダムと市民生活を考える会」発足
12月20日	横手市監査委員、監査請求を却下	
2011年 1月18日		横手市長に対し、成瀬ダム負担金差し止めを求め提訴 (以降、成瀬ダム住民訴訟として一体的に係争中)
1月28日		第7回口頭弁論（横手市水道、成瀬ダム取水の不必要性について論述）
2月14日		当会、横手市水道事業について公開質問状を提出するも係争中を理由に回答拒否
2月23日	ダム検証・関係自治体からなる第2回検討の場 (成瀬ダム・鳥海ダム)	
3月11日	東日本大震災 福島第1原発事故	
4月		会報「奔流成瀬」発行 第3回「成瀬ダムをストップさせる会」年次総会
4月26日		緊急集会「ダム予算2,400億円を震災復興に」
6月10日		第8回口頭弁論（「横手市水道事業の問題点」陳述）
6月 23～24日	大雨により雄物川・子吉川流域 に洪水被害	
6月		秋田県議会へ「成瀬ダム予算19億円余を震災復興と豪雪被害対策へ」陳情書提出。東日本大震災・現地見学（石巻他）
7月18日		子吉川・鮎川流域の水害視察（「鳥海ダムと市民生活を考える会」と合同で）
7月		最上小国川ダム反対で闘う「神室山系の自然を守る会」、成瀬ダム建設地を見学、岩手県「津付ダム」住民から連絡あり。
9月10日		「東北自然保護の集い」にて「東北ダムネット」強化方針
9月16日		第9回口頭弁論（費用対効果について、など）
9月20日	ダム検証・関係自治体からなる第3回検討の場 (鳥海ダムのみ、成瀬ダムは発表なし。成瀬ダムについて遅れている原因は何なのか?)	

成瀬ダム現地報告

■まともな事業として進められるのか？ 成瀬ダム。

- (1) ロックフィルの材料となる原石が質、量とも不十分・・・「原石山」確定せず
- (2) 岩手・宮城内陸地震～東日本大震災で湛水域周辺各所で土砂崩れなど発生中
- (3) ダムにつながる「成瀬川断層」について不安払しょくされず・・・調査求める声。
- (4) ダム湖に沈む赤滝神社（雨乞いの神）境内の共同地権者買収進まず
- (5) カメラ監視していたクマタカの巣＝落巢として「決着」？
- (6) 国交省工事事務所員「猛禽類がまた舞い戻ってくる可能性があるので、広葉樹を1本、付替道路工事の斉伐採の前に切った」事件など説明を逃げる。

図1 成瀬ダム建設地



■国交省と秋田県に申し入れた「成瀬川断層等についての調査申し入れ書」概要

- 1、 国は、「成瀬川断層」（成瀬川上流断層群）について、緊急に、トレンチ調査・ボーリング調査・横坑調査・弾性波探査など必要な調査を実施し、調査結果を全て公表すること。本調査の実施要領は、案について専門家の意見を聴取するほかパブリックコメントを募集すること。
- 2、 国は、前項の調査結果が判明するまで、成瀬ダム建設工事を全て凍結し、ダム建設予定地ないし周辺に成瀬川断層の存在が確認されたときは、成瀬ダム建設を中止すること。
- 3、 ダム軸付近の詳細な地質（破碎帯・地すべり等）調査データ、報告書等について全資料を公開のうえ、第三者機関（住民グループ及びその委託を受けた専門家を含む）による検討委員会を設置し、成瀬ダムの安全性について、再度、調査・検討すること。
- 4、 秋田県は、国に対し、速やかに前1、2、3項の措置の実施を申し入れること。

■自然破壊（ダムのマイナス面をきちんと主張すべき）

- (1) 隣接する森林生態系の価値、ダム予定地の自然の価値
- (2) 森の微生物からイヌワシ・クマタカに至る生態系の見直し
- (3) 清流の破壊による流域生態系の破壊、内水面、沿岸を含む漁業への影響など
- (4) 赤滝などの景観、文化遺産の破壊
- (5) 地質・地滑り問題、原石山問題

■治水面

- (1) 大きすぎる基本高水流量（国交省の捏造事件に絡んで）を問題にすべき
- (2) 極端に小さい集水面積…下流の治水には役立たない…低すぎる費用対効果
- (3) 秋田市、大仙市、羽後町、東成瀬村の場合…ダムに依らない具体的対策がある
- (4) 堤防嵩上げ案（大仙市から下流域など）
- (5) 遊水地案（6月23～24日の集中豪雨では辺境の成瀬ダムは無力！）

参考：新潟・刈谷田川の遊水地…地役権方式

では、この遊水地の田んぼは県が買い取るのか。刈谷田川遊水地は地役権方式をとった。地役権（ちえきけん）とは、自己の土地の便益のため他人の土地を供させる権利のこと。河川（自己の土地）の流下能力の増加（便益）のために田んぼ（他人の土地）に川水をためる権利（供させる）。これが遊水地役権である。県は、地役権設定の対価として、地主に取引時価の35%を支払って、河川区域に組み入れるのだが、土地の所有権を買い取るのではない。地主はこれまで通り耕作地として利用できる。ただ洪水時川水が入ってくるのを受容しなければならないだけである。

■利水面（かんがい）…果たして費用対効果に合ったものか

- (1) 暫定豊水水利権は恒久的な水利権として認めるべき
- (2) 本当に2倍の水必要？（代かき期はたったの2週間）…過大な減水深
- (3) 横手川・大松川ダムから大雄地区にかんがい用水路構想
- (4) 夏場の高温障害を考えると冷たい地下水利用は重要
- (5) 皆瀬ダムの120%有効利用…7月1日の機械的放流の改善
- (6) 扇状地上流部に貯水池（増田一十文字…減反田の借上げ）…地元が潤う公共事業へ
- (7) 皆瀬・板戸ダムの改修、堆砂の浚渫により、実質利水量増…皆瀬川の濁り改善
- (8) 水田における用水のムダ使い構造の改善…上の田から下の田への有効利用

■利水面（水道水）

- (1) 給水人口の大幅減少は確実
- (2) 簡水統合をどうとらえるべきか…地域の実情に合った水道事業を
- (3) 十文字地域等での地下水位低下を地下水涵養、冬期貯水池湛水で改善（地下水管理）
- (4) 河道外からの取水（伏流水）は地下水として認めよ（八木や沼館橋での取水）。
- (5) 湯沢市（精査中となっている）では何が起きているか？
- (6) 大仙市南外村の水道水は「玉川ダム」の工業用水枠を転用または南外ダムの活用

最上小国川 アユ効果「22億円」

近畿大試算 釣り客ら調査

国土交通省がダム建設の事業継続を決めた最上小国川について、近畿大農学部水産学科の水産経済学研究室（有路昌彦准教授）が、アユの釣り客などが流域に及ぼす経済効果を年間21億8千万円とはじき出した。有路准教授は河川の環境の劣化などでアユが激減した場合、「損失額は年間10億円規模」と推測している。



アユを求めて全国から釣り師が集まる最上小国川川舟形町

ダムで激減なら損失「年10億円」

有路准教授は、環境や天然資源に立脚する経済効果の研究を続けてきた。

「開発優先の社会で、これらの価値は軽く扱われ、わずかな補償金で簡単に環境が変えられてきた」

自らも釣りを愛する立場から、「アユ釣りなら、全国で知らない人はいない聖地」の小国川の調査を思い立った。

小国川に関しては①上流にシルト（粘土より粗く砂より細かい粒子の堆積物）を出すダムがないので水が澄んでいる②アユの密度は「最後の清流」とされる四国の四万十川をしのぎ全国トップ③ダム建設でもめている、などの予備知識があったという。

調査は先月、新庄市内の

釣具店などで来訪客にアンケートし、性別、年齢、居住地、訪問回数、交通手段、宿泊の有無、予算、アユについての考えなどを聞いた。回収数は48。学術的方法に徹し、「ダムうんぬんには触れなかった」。

その結果、1回の訪問の平均費用は5万円（おとりアユ、仕掛け類などの購入費を含む）、減価償却3年としたアユ用釣りざお3本、スーツ、ベストなどウェア類など1人あたりの年間装備費は28万円、年間の遊漁料9千円と算出。これらに、年間の釣り客延べ数（3万人）釣具店調べや釣り客実数（2339人）同）を乗じた合計が、約21億8千万円となった。

有路准教授は「試算したのは部分的な一次効果。実際は最低でもこの額の1・5〜2倍だろう」と話す。「大幅にアユが減ったり、ほとんど取れなくなったりした場合、小国川周辺に来る回数はどうなるか」の設問には、半数が「来なくなる」と回答。有路准教授は、何らかの理由で河川環境やアユ資源が劣化すると年間10億円規模の損失が出ると推測し、「ダム建設で一部の業者はもうかるだろうが、ほとんどの人は大損する」と結論づけている。（三浦巨）

景気雇用対策の課題として最上小国川の問題について質問をさせていただきます。

小国川は、元一流企業社員が、鮎に魅せられ、定住し釣りガイドと漁協で生計を立てている人。東京から帰郷し、新庄市で釣り道具点を開店し、いきいきと経営している30代の青年など、現在稀少となったダムのない天然河川に引き寄せられ、Iターン、Uターンを発生させている全国稀な地域であります。

この小国川の自然資本の価値を、水産学の分野では権威である近畿大学の有路昌彦准教授らの研究チームは「小国川の釣り客によって発生している経済効果は直接効果だけでも年間約21.8億円。何らかの理由で河川環境や鮎資源の劣化が生じた場合、年間10億円、10年で100億規模の経済損失が発生することが思料(しりょう)される」と試算してくださいました。

部長は、環境悪化で経済損失なんて想定外という答弁だったかと思えます。

でももし、流域の経済に損失が発生したらなにかあったら、責任を誰がとるんですか。環境を人為的に改変する開発側は、その責任として、環境が悪化した時のシナリオを描いて説明することがもとめられると考えます。原発事故のような、想定外は通用しないのであります。あの答弁は無責任です。有路(ありじ)レポートの試算では、ダム建設によって河川環境や鮎資源の劣化が生ずれば、10年で100億円の流域経済の損失となり流域振興どころの話ではなくなります。県は万が一環境影響を与えたときの損失シナリオ、をどう考えてるんですか、改めて伺います。

あわせて、

2) 地元の土建業の方の景気にも貢献できるのは、JVではなくて、直接受注できる河道改修であります。

河道改修を考慮した際、赤倉温泉の内、5年確率で水害発生してしまう危険地域をまず暫定的に10年確率、20年確率で地元企業によって河道改修することが地域の景気にも貢献でき、早く安く生命と財産を守ることに通じると考えます。県が、流域の2つの温泉旅館の温泉を確保するためにつくったと思われる堰堤(堰堤)が、土砂堆積を引き起こし、流下能力を下げている。それは認めますか。

県がつくって危険を冒している。危険回避のためにそれを除去するのは当然と思えますが、いかがですか。

あわせて、河道内に迫り出している温泉旅館がありますが、それについてはどうするおつもりなのか、あわせておうかがいします。

河床掘削できない理由の温泉への影響だが、3人の専門家の同意としているが、その中の一人である、川辺教授は「あの調査から河床掘削工事が一切できない」という結論にはならない。」と主張されております。川辺教授は「岩風呂付近の水位を保てば、温泉に対する河川改修の影響は避けられる。」と言及されています。これは県主催説明会でも川辺教授は同様の発言をされたようだが、県はこの重要な指摘を無視したままなんです。これは、おかしいんじゃないですか。

まず、この三件をうかがいます。

●工藤河川課長

損失のシナリオをどう考えているかですが、これにつきましては、最上小国川の流域環境保全協議会というものを21年に立ちあげておまして、これには各分野の専門の方々から、その都度意見を頂戴している会議であります。この中で、今お話がありました「鮎など、生態系に対して影響が少ない」というご意見を頂戴している中で、鮎や生態系には、私どもとしては最上小国川ダムの自然資本に与える影響も少なく、経済的な損失もわずかであるという風に考えております。

逆に、治水安定度を確保することによってメリットもあると思えます。

それは、流域の観光や水産業に対してもプラスになると思えますし、河川の流況がこれによって安定的になると考えておりますので、鮎等にも利点があるものだ。と考えております。

温泉の関係ですけれども、これについては今、ですね、草島委員から話がありましたように、平成20年度にですね、学識者3名の方々によって温泉調査を実施しています。その結果ですね、いろんな意見はあったろうとは思いますが、公式の場でですね、三人の総意としてですね、源泉に対して著しい影響を与えると考えまして、リスクの高い工事はできないと考えてございます。

固定堰につきましては、私どもはですね、草島委員がよく言われますけれども、固定堰じゃなくてこれは床止め工であると、これはですね、河床の安定とですね、護岸のですね補助のための目的でつくったものでありまして、決してですね、水位を保つ目的とは考えていなかったのだと思えます。

川に迫り出している旅館があるということでございますけれども、これについてはですね、長い歴史がございまして、川にもですね、民地がですね、ある場合がたくさんございます。そんなことで、当時ですね、その持ち主はですね、自分の土地の中に一応つくったものと思われまして。その後ですね、一応あの洪水によって、岸があがりましたですね、その対策として護岸等を積んだのかなというように、今現在みれば、張り出しているように感じますけれども、もともとは、そのですね張り出している旅館の土地であったと考えております。

●草島

環境に影響がないと、少ないとかといわれていますけれども、ならば、漁業補償もおこなわないということなんですか。それと部長にお伺いします

国土交通省で、こういった小国川のように鮎が豊富な川に小国川と同様の最新型の穴あきダムをつくって、10年、20年後でも、鮎の環境に影響がなかったという、実証データ、ないんですか、あるんですか、二者択一で応えてください

●鹿野県土整備部長

今、お話のあった、小国川のようなところでこういう流水型のダムがあるのか、どうかというお話ですが、流水型ダムにつきましては、これは最新の技術であります。ですから、我が国においてこれまで、歴史の浅いものとして、いくつか事例はございますが、設置されてきているというような状況です。

ですから、例えば人間にたとえますと、小学生、中学生レベルではないかという風に思っております。それをもうすでに20年以上たった立派な成人がいるかといわれましても、その点につきましてはまだ、そういう成長段階にあるという風に思います。ただ、小学生、中学生レベルであっても、他で支障をきたしているような、そういうものはございません。

ですから、我々がこの世の中を良くしていこうとする、治水と自然との共生を求めていこうとする際にそうした技術革新をすすめていく姿勢はどことも間違っていないという風に思います。

ちなみに流水型ダムよりも影響があると思われまして、貯留型ダムは全国でいくつか、いっぱいできておりますが、例えば、すでに20年以上たった寒河江ダムの寒河江川では、食味日本一といわれるような鮎がとれているような、そうした生息環境が保たれております。

必ずしもダムと河川環境、鮎との生息に必ず、悪影響が及ぼすという考えはおかしいのではないかという風に思っております。

●草島

今、質問もれしているんですが、漁業補償も考えていないと言うことなんですか、お伺いします。

●工藤河川課長

今ですね、部長から話がありましたように、流水型ダムについては まだ非常に歴史が浅いわけでありましてけれども、その中で、**島根県の、益田川ダム**というのが穴あきダムでありまして、ございます。このときは、漁業補償はされたという風にうかがっております。

●草島

委員長 今の益田川ダムですけれども、益田川ダム造る前に漁業権、失っているんですよ、他のところの工場の廃液を流すために漁業権を失ったところの事を言っているんですけど違いますか。

●工藤河川課長

今ですね、あの工場の廃液が直接流れるというようなことを言ってますけれどもですね、そんな河川は今、存在しないと思っておりますけれどもですね、これはですね、島根県のほうに一応確認していますので一応、補償しましたということですので、もし、最上小国川もですね、そういった環境をつくりながらやっていきたいとは考えてございます。

ここの赤マーク部分、10月3日、県より以下のような間違いです。と訂正とお詫びをいただきました。

「流水型ダムの建設に際し、漁業補償は考えていないのか」の質問に対し「島根県益田川ダムにおいて漁業補償を行ったと聞いております」と答弁しましたが、「島根県益田川ダム」でなく、「石川県辰巳ダム」の誤りでした。

●草島

確認します。漁業補償はおこなうんですね。おうかがいします。

●工藤河川課長

これからですね、一応、相手の方ですね調整してきたいという風に思います。基本的にはですね 益田川でも事例としてやっていますのでそういった方向でと考えております。

●草島

漁業補償を認めるって言うことは、環境に何らかの影響があるということを知っているから漁業補償をおこなうんですよ。

それと、貴重なご意見をいただいたのは、小学生、中学生レベルだというお話でございます。ということは、この山形県のシミュレーションというのが最前のものなのかもしれません。しかし、河川の環境でいったら、ほんとうに一部の情報だけを加味検証でしかなくて、たった7回の検証でしかない。そして鮎の専門家と言われる方、たくさんいらっしゃる中で一人、石田さんという方しかかわかれていない。これは非常に全国屈指の清流、鮎の小国川を考える上で非常に不十分な全く、不十分な話だと思います。

流水型ダムの問題については、生態系回廊の遮断であるとか、土砂の堆積の問題だとか、濁水の長期化だとか、今、現状でもいろんな指摘がござっております。私は、改めて、検証をし直して頂きたいと思っております。

この10年間、ダムによる損失のシナリオは、今のところ、持っていないということでもよろしいんですね。お伺いします

●工藤河川課長

現在ではですね。手法のほうもなかなかわからないことがありますので、現在はですね、考えていないということもあります。両方考えていく必要があると思っております。マイナス面とプラス面とですね。もしするとすればですね。そういったことを考えておりますけれども。

●草島

であれば、もし環境に影響する、損失が発生する場合の10年シナリオと、損失が発生しない、順調にいけるとする場合の10年シナリオと、私に示してください。その上できちんと判断をしていきたいと思っておりますがいかがですか。

●鹿野県土整備部長

失われる場合のシナリオと失われない場合のシナリオというのは、おそらく、万が一にでもこういうのがおきた場合とかなですね。それがどういう原因で、そういう事象がおきるのか、というところの想定がないと、なかなかできないんじゃないかと思っております。我々の場合は「万が一」がないようにでも、慎重に慎重を重ねて、今、環境への影響というのを考えている。ということで、その中で慎重に検討した結果、影響が小さいということを申し上げているわけですし、こういう事象が起きた場合は、どういう影響があるから、そのときはどういうシナリオになるんだと具体的になんか起きそうな、本当に起きる可能性がありそうな、ことを、是非教えて頂きたいと思っております。

我々の場合は、そういうのを全て含めて、想定外とおっしゃいましたが、想定外がないように、あらゆることを想定した上で、今の影響は小さいと申し上げているわけですし、おそらく、こういう環境に影響のあった場合のシナリオというのは、今のところは考えられないということでもあります。

●草島

今の答えですとやはり、環境に影響する場合は想定外になっているんですよ。今回のこの近畿大学の先生方が調査された、もし、劣化が生じる場合、穴あきダム、熊本の考え方でいけば、穴あきダムもダムはダムですから、流水型ダムも同様に環境影響あるのは当たり前だと考えて、白紙撤回しているわけですね。

それから考えると、全く、山形県の場合のあり方は非常に違って、それはやっぱり山形県特有の考え方があるのになって私は考えております。

ぜひ、これについては、近畿大の研究チームの「もし河川環境になんらかの劣化が生じた場合、年間10億円、10年で100億円規模の経済損失するということをしきりと踏まえて、マイナスとプラスのシナリオをしきりと住民に提示していただきたいと思っております。これは要望しておきます。

あと、先ほど、河道内の堰堤について、床止めだとおっしゃいました。しかし、現場いってみてください。現場いくと堰堤の上に板を乗っけて、河の水位を上げているんですよ。河の水位をあげる、板を上につけて、それによって温泉に水をひきこんでるんですよ。明らかに堰堤じゃないですか。それを床止めといっているのは全くおかしいですよ。違いますか。明らかに水位を上げるためにつくっているんですよ、現状。

●工藤河川課長

えーとですね。現地に床止め工がですね。一応5基ほどありますけれども、等間隔に温泉の上流から下流までにありますけれども、その一部に取水口があるんです。たぶん今の話はですね。貯水するために板をおいたのかなと想像されます。先ほど、近畿大学の研究のほうですが、この中身をもう少し教えてほしいと思っておりますがよろしいでしょうか。

●草島

委員の皆様にも共有させていただきたいと思っております。副知事にもおわたりしたんですが、わたってませんか。今のは、堰堤なんですよ。1. 7mの堰堤でそれを県がつくったと、説明会の場で認めているんです。その県が造った堰堤によって土砂が堆積して、その土砂の堆積によって非常に危険な箇所が生まれている。その箇所をほったらかして、上にダ

ムをつくる。これはおかしいと思うんですが、いかがですか。おかしいと思いませんか。河川管理者としていかがですか。

●工藤河川課長

現状ですね。確かに話されていたような状況になっていたと思いますけれども、一部ですね河川管理上、十分でないところもあるのかなあと見て感じております。

で、よくですね、ダムがないないといいますが、今回計画しているところの上流に砂防ダムが二つございますので、ダムがないということはいえないかなあと思います。国際ダム会議では、ダムの高さに関係なく、すべて日本でいっているのは砂防ダムについてもダムという風にしてあつかっています。まさしく堰もダムとして扱っていると聞いていますので、ダムがないってということはないということであります。

●草島

何の説明をしているのか。大型、15メートル以上のダム、、、。

砂防ダムが2つあるからダムのない川だって、釣り人はそういう風にはとらえません。ダムがない川だからあの川にいつてみようって、そしてあの鮎はおいしいだろうからっていつてみようって、そういう感覚なんですわ。そこにダムができれば、鮎釣りする人たちは来ませんよ。そういう損失を踏まえているのかってということなんです。で、もう時間かと思えます。で、今日、お話した内容は、パブリックコメントに私がきちんと述べている内容です。そして、公聴会や説明会で、私をはじめ、様々な流域住民、漁協関係者、述べていることです。それがこれまで、聞き置くだけになっている。それが、これまでの検証であり、パブリックコメントであり、説明会の内容だったんです。

更に、原発の問題と同じように、想定される問題について、想定外になっている。これ、もし環境に影響があつて、損失が生じたら、部長、これ、責任とるんですか。国土交通省は責任をとるんですか。

そして環境に影響を生じさせたという場合はこれ一生もんなんですよ。一生、これ、責任とれるんですか。それは最後おうかがいするけれど、今私が伝えたように、これまで、パブリックコメント、逃げたり、ごまかしたり、はぐらかしたりということがずっと続いていた。これ、そういうものに参加した方やパブリックコメントを寄せた方々、みんな感じている。県民が。

これをやはり、解消しないで、この問題は次には進めないと思います。ぜひ、こういうことをきちんと解決するための公開討論会を開いてください。そして再検証を求めます。で、もし、環境に悪影響を生じたら、国土交通省は責任をとるんですか。とらないんですか。今まで、責任のがれでずっときたんですよ。これまで川は。どうなんです。おうかがいします。

●鹿野県土整備部長

国土交通省がどうかはわかりませんが、事業者である山形県は、この事業に対して、この事業が原因でなんらかの支障が生じた場合、当然責任をとる立場にあります。ですからこそ、慎重に、影響のないように、やっているわけで、これはもう、全国どこも公共事業についても同じ話だと思います。公共事業として事業主体が、事業が原因で生じたものについては責任を必ずとると。ですからこそ、そういう意味で責任を負った立場として、責任ある判断をしているということでもあります。

ですから、さきほどの温泉の話もそうですが、可能性がある、非常に掘削すると影響がある可能性がある。それによって例えば、温泉の湯がでなくなったということになれば、これは事業者が責任をとらないといけない、立場になりますからそこところは確率的に高いもの、リスクの大きいものについてはその責任がなかなかわからない、おえないということで、慎重に掘削はできないと言っているわけですし、環境についても非常に慎重に、いままで議論をしているということでもあります。

パブリックコメントで答えていないと言うことですが、回答はしております。それを理解されているかどうかの問題でありまして、聞き置くだけという回答はほとんどしてないはずで、説明会でも言われていたことに対して回答しております。全て公開の場でやっています。ですからそこは、聴いた人が、自分のまあ、満足する答えが返ってきてないということで、回答していないという判断になっているのではないかと思います。

●草島

委員長、まとめます。今、おっしゃったパブリックコメント、明らかに回答していないものがあります。きちっともう一回、みてください。委員の皆様もぜひご覧頂ければと思います。その中に重要なものがある。それは今日、ご指摘したものもありますが、それはまだほんの一部です。なので、公開討論会、是非開催をしていただきたいと思えます。あと、湯脈の問題に触れました。しかし、あの2件の旅館の温泉湯脈の事で思考停止していますが、もしも、あそこ湯脈を失っても、赤倉温泉に湯脈はいっぱいあるんですよ。いろんなところから引ける可能性もあるんです。そういう可能性を考えないで、まさに思考停止して、志の低い治水対策にとどまっている。ぜひ、滋賀や熊本、新潟に学んで、志の高い治水を叶えながら、真の治水をかなえていただきたいと思えます。ご静聴ありがとうございました。